

よるとフィンランドは、普通選挙による議会をもつ共和国とされ、議会が人民委員会議を選出し、その議長が共和国の首長の地位を占めることになっていた。ただしスイス憲法にならい、個人に元首としての権限を与えることはせず、議会にその地位を与えていた。革命政権は社会改革にも着手し、1月31日小作農民に土地を供与するむね宣言したが、内戦下の実行は困難であり、もっぱら小作農民を赤衛隊に参加させるための宣伝的意味しかもたなかった。このほか革命政権は、1月29日の宣言で、銀行を国家の監視下におくとし、また大企業の社会化も示唆したが、この点は徹底を欠き、労働者のあいだから、革命をサボタージュしている工業や企業の社会化が行われていないのを不満とする声があがった。革命政権がさまざまな面で準備不足であったことは否定できない> (前掲『北欧現代史』)。

3月1日、フィンランド革命政権とロシア・ソヴェト政府との間で、友好条約が結ばれた。

第3回全ロシア・ソヴェト大会において、レーニンは次のように述べていた(1月31日)。

<フィンランドの労働者と農民が、権力をその手に奪取しただけで、かれらは我々に向って、世界プロレタリア革命に対する忠誠の感情を表明し、我々と一緒にインタナショナルの道を歩もうとするかれらの不動の決意がうかがわれる挨拶の言葉を送ってきたのである。これこそ、我々の連邦の基礎である。私は、自由な諸ナツィヤの色々な個々の連邦が、革命ロシアの周りにますます結集するものと、深く確信している>。

<フィンランド革命政権の側でも、2月はじめにペトログラードを訪れた食糧委員トコイの言明にみられるように、ロシア・フィンランド間の連邦形成が不可避であると考えられていた> (百瀬1974)。

また、後に憲法制定作業の一環としてスターリンが発表した連邦構想(4月初め)では、連邦を構成する民族領域単位として、ポーランド、ウクライナ、フィンランド、クリミア、ザカフカス、トルキスタン、キルギス・クライ、タタール=パシキール・テリトリーヤ、シベリアがあげられている。

3月1日の条約はこれらの経緯の中に位置づけられるものであり、それを「社会主義国間に結ばれた世界最初の条約」と呼ぶのは、いわば主観的意義を意味する。

これに対し条約の客観的意義は、国境の画定にあった。

<交渉にあたって、フィンランド革命政権は、独立し主権をもった共和国としてソビエト・ロシアと対等の原則に立った条約の締結を要求した。……領土画定についてみるならば、フィンランド側は、アレクサンドル2世時代に大公国に約束されたことのある北氷洋沿岸の港ペツァモ[ペツァモ]の割譲を要求したが、ロシア側の代表の一人レイスネルは、同洋沿岸の最良の漁場がフィンランドの手に帰することになる、として反対した。この問題は、レーニンがフィンランド湾にのぞむカレリア地峡のイノ要塞周辺と引換えにペツァモをフィンランド側に譲ることを提案して解決した。さらに、領土問題では、歴史[的]にロシア帝国の領土でありながらもフィンランド人と同系統の民族が居住する東カレリア地方の帰属が論議のまとなり、詳細な検討が将来の課題として残されたのであった> (百瀬1974)。

この領土問題の決定は、後にみるフィンランド・ブルジョア政府との条約でもほぼ維持されている。先に「客観的意義」とした所以である。

#### (ロ) フィンランド内戦の推移

<内戦が勃発した時、革命政権の支配下にあったのは17・5パーセントであり、そこには全人口の47パーセントが含まれていた> (同前)。

<革命政権は南部ないし西南部の諸都市を手中に収め、はじめ2万の赤衛隊を組織していたが、その数はのちに7万にふえた。赤衛隊参加者の出自は、そのもっとも多くが労働者であった。これに対し、スヴィンヒューヴド政権は、ヴァーサに脱出して中部および北部の農村地帯を把握し、白衛隊の勢力はこれも当初の2万足らずから5万となった。白衛隊の主力を占めていたのは自作農民であり、官吏と学生の参加が目立った。……小作農は赤衛・白衛両隊にほぼ同じ程度に参加していたようであり、このことは内戦が都市と農村の対立という影もさしていたことを物語っている。さらに、スヴィンヒューヴド政権に結集したこれらの勢力が、内戦を革命政権を使ってフィンランドの独立を奪おうとするロシアの企てに対する闘い、とうけとっていたことに注目しなければならない> (前掲『北欧現代史』)。

当初は、赤衛隊と白衛隊の間で陣地戦が続く。しかし2月に入ってイェーガー隊2000人が帰国し、マンネルヘイムの指揮の下、士官の役割を果たすようになると、白衛隊が軍事技術的に有利となった。

また、スウェーデン人義勇兵 1100 人が白衛隊に加わっている。

では、フィンランド内戦に対して、ソヴェト政府はどのように対応したのか？

1917 年 11 月 8 日の「平和についての布告」発表以来、ソヴェト政府は、平和に向けての第一歩たる休戦のために努力した。

11 月 22 日、「ロシア共和国政府」の名において、無線で直接全兵士に訴えている（レーニンとクルイレンコの連名）。それは、休戦交渉即時開始の命令を拒否した総司令官ドゥホーニンを罷免し、クルイレンコ（陸軍人民委員）を新総司令官に任命したことを告げ、次のように述べていた。

＜兵士諸君！ 平和の事業は諸君に握られている。諸君は、反革命的な將軍らに、平和の大業をぶち壊させてはならない。……陣地にいる諸連隊は、敵との休戦交渉を正式に始めるために、直ちに全権委員を選出すべきである。人民委員会議は、諸君にその権限を与える。交渉のそれぞれの進捗の具合については、あらゆる方法で我々に通報せよ。休戦の最終的な条約に調印する権利をもっているのは、人民委員会議だけである＞。

このアピールに、まず、プスコフに総司令部を置く北部方面軍とミンスクに総司令部を置く西部方面軍が応え、西南方面軍、ルーマニア方面軍、カフカス方面軍が続いた。

こうして、それぞれの前線で、いわゆる“兵士のミール（講和/平和）”への努力が開始される。

＜「平和」の問題は、各方面軍における反ソヴェト権力は司令官の更迭ならびに「軍隊民主化」による軍隊内部における新権力の樹立と分かち難く結びついたものであった＞（藤本和貴夫「プレスト＝リトフスク講和（上）」、『社会運動史』第 3 号）。

この兵士の運動を背景に、連合国が無視する中、4 国同盟（ドイツ、オーストリア・ハンガリー、ブルガリア、オスマン）との休戦交渉が始まる（12 月 3 日）。

先に見たムスリムへのアピールが同日であり、また、露独双方が相手国兵士への宣伝を繰り返した。交渉引き延ばしが限界に至り、ロシアが単独休戦を締結したのが、12 月 15 日。12 月 22 日より、講和交渉が始まる。

ソヴェト代表団（団長ヨッフエ）は、「平和についての布告」に基づいて交渉したが、それはまた全面講和の宣伝でもあった。しかし、連合国政府は無視を続け、それに対して労働者人民が決起する国もなかった。

交渉において 4 国同盟は、ソヴェト政府の主張する民族自決権を逆手にとり、自らの占領を正当化しようとした（ポーランドおよび現在のエストニア、ラトヴィア）。

＜一方この頃、全面休戦と軍隊民主化を完了したロシア軍は、解体をはじめていた。もはや戦うことを望まない兵士たちは、ソヴェト権力によって保障された土地を手に入れるため、勝手に故郷に帰りはじめたのである。／これらを契機として、ソヴェト内には三つの潮流がうまれる。革命を前進させてきた論理そのものが軍隊の解体を導いていたこと、これがこの論争の背景である＞（同前）。

1918 年 1 月 9 日、トロツキーを新団長とするソヴェト代表団と 4 国同盟との交渉が再開された。

＜1 月 18（5〔露曆〕）日の会議でホフマン[ドイツの將軍で代表団の中心人物]は、旧ロシア領から民族自決する民族の地域 15 万平方ベルスタ[約 15 万平方キロメートル]の領土を要求し、「理解を容易にするため」、ポーランド、リトヴァ[リトアニア]、ならびにラトヴィアとベロルシア[ベラルーシ]の一部の割譲を示すリガ湾のモンズント諸島からプレスト＝リトフスクまで青色の国境線を書き込んだ地図を提示した。これはドイツ軍占領地帯と一致するもので、プレスト以南については、すでに独立したウクライナ代表と交渉中だと説明されたのである。……これを契機として、「平和についての布告」の路線を明確に否定する態度に出たドイツ側に対して、いかなる態度をとるべきかが、ソヴェト内部での問題の焦点になった＞（藤本和貴夫前掲「ソヴェト政権成立期の内政と外交」）。

【注 坂井秀夫『現代の開幕』によれば、ホフマンが講和条件を提示したのは 1 月 12 日。その内容を、一端ペトログラードに戻ったトロツキーが報告したのが、1 月 18 日。】

すでに 1 月 10 日、ボリシェヴィキのモスクワ州ビューローとペトログラード委員会は、プレスト交渉の打ち切りを要求していた。

「復員についての全軍大会」（1917 年 12 月 28 日～1918 年 1 月 16 日）でのアンケートを検討したレ

レーニンは、最早ロシア軍には継戦能力がないとの判断に至り（この点はトロツキーも一致）、「併合主義的単独講和の即時締結の問題についてのテーゼ」を書き上げた（1月20日）。この問題をめぐって、ボリシェヴィキ中央委員会の意見が三つに割れたのは、周知の通り。

講和交渉は1月30日に再開されたが、2月9日、4国同盟側はウクライナ・ラーダと講和条約を調印する。

くしかも、ドイツ側は2月9日国境線画定の討議を行う領土委員会をソヴィエト側と設置した。その席で、ドイツ側は黄色の線のひかれた公式の軍事地図をソヴィエト側に示した。その地図は、ロシアが全バルト諸州、ポーランド、およびバルト海にあるムーン島、ディゴウ島、エゼル島を放棄すべきことを明示していたのである（坂井秀夫前掲書）。

これは最後通牒であったが、トロツキーは翌日、＜併合主義的条約の調印を拒否し、ロシアはドイツ、オーストリア・ハンガリー、トルコ、ブルガリアとの戦争状態が終結したことを言明する。ロシア軍には同時に全戦線における完全な復員命令が出される＞と宣言して、ペトログラードに帰った。2月14日のソヴェト中央執行委員会は、＜講和交渉団の報告を聞き討論した結果、中央執行委員会はブレストにおけるわが代表の行動を完全に承認する＞と決議している。

2月18日、ドイツ軍は全面的な攻勢を再開した。同日、ソヴェト政府は、＜ブレスト・リトフスクにおいてドイツ側の提示した条約に調印し、またその条件を受諾せざるをえない＞との対独通告を送る。

＜トロツキーが2月22日に開かれた党中央委員会に、西欧諸国から援助をうけてドイツと戦ってはどうかと提案するや、講和支持派も戦争支持派もそれに断然反対するにいたった。……この委員会に欠席していたレーニンは「英仏の帝国主義者という盗賊から馬鈴薯と武器とをもらうのに賛成する方に、私の票をいれて下さい」という伝言を送ってきた。……結局、援助をうけ入れることを主張したトロツキーの動機[ママ]は、賛成6、反対5をもって可決されるにいたった＞（坂井秀夫前掲書）。

＜ドイツ軍は進撃開始以来5日間で240キロメートル前進し、刻一刻ペトログラードに接近していた。このようななかで、ソヴィエト政府は、「キュールマン[ドイツ外相]の最後通牒」と題する2月21日付のドイツの新しい講和条件を2月23日うけとった＞（同）。

これは、2月18日付対独通告に対する回答であり、講和条件は2月9日のものより厳しくなっている（内容略）。最早猶予はなく、ソコリニコフを主席とする（トロツキー、ヨッフエは拒絶）代表団が派遣され、最後の講和会議が3月1日に開催された。

＜ソヴィエト代表団はこれ以上ドイツ軍の侵略をやめさせるために、3月1日ドイツ側から示された講和条件が2月21日付の条件よりいっそう厳しいものであったにせよ、討議をいっさいせず、その条件が交渉によって作成されたものではなく、銃剣をもって突きつけられたものであることを強調して、それにただちに調印することに同意した。彼らはこれがドイツ側からの命令であり、したがってそれを読む必要はないと主張したのであった。このようにして、波瀾にとんだブレスト・リトフスク講和条約は、3月3日調印されるにいたったのである＞（同前）。

＜この条約によって、ロシアはフィンランド、ロシア領ポーランド、リスアニア、ウクライナ、ベッサラビア、アーランド[オーランド]諸島、エストニア[エストラント]、リヴォニア、クールラント[クールラント]等の諸地方を放棄し、またバツーム、カールズおよびアルダーハンもロシアからトルコに割譲された。……また、この条約によって、ロシアは領土の26パーセント、耕作地の27パーセント、鉄道の26パーセント、織物工業の33パーセント、鉄鋼業の73パーセント、炭鉱の75パーセントを失うにいたった＞（同）。

【注 「リスアニア」はリトアニアのことだが、英語（リスエイニア Lithuania）に依拠するならリスアニアの方が妥当。現地語ではリェトウヴァ。エストラント、リヴォニア、クールラントについては後述。「トルコに割譲」の部分が新たに付加された条件。】

フィンランドで革命政権が樹立され、内戦が始まったのは、講和交渉をめぐってボリシェヴィキ中央が割れていた時期に当たる。それ故、ソヴェト政府による援助は制限されたものにならざるをえなかった。

フィンランド革命政権樹立の翌日（1月29日）、ロシア軍が内戦に介入したとの指摘に対し、ソヴェト政府は以下のように回答している。

＜ロシア政府は、ロシアの部隊によるフィンランドの国内事項に対する干渉は許されないとみている。我々が知る限り、フィンランドの革命的な無産階級の見解も、そのようなものである。しかし、この部隊からの連絡によれば、反革命分子が、背信的にわが兵士を攻撃し、それにより当然の自衛手段をとったとのことである。我々は、最短期間にフィンランドからロシア軍を撤退させることが必要だと考えるが、この措置は、閣下も認めるように、ただ軍事技術的な条件と状況に応じて行なわれよう。……必要な措置を適切にとれるよう、フィンランド住民に対するロシア軍の強制について正確に我々に知らせるよう要請する＞。

さらに、ブレスト・リトフスク条約は次のように定めていた。

＜フィンランドとアーランド諸島から、ロシア軍およびロシア赤衛隊は遅滞なく撤退し、フィンランドの港からは、ロシア艦隊およびロシア海軍が撤退するものとする。氷結がロシア港へのロシア艦隊の移送を不可能としている間、軍艦には少数の乗組員のみが残留しなければならない。ロシアは、フィンランド政府または社会的施設に対するすべての煽動および宣伝を停止する＞（第6条3項）。

ソヴェト政府が進めた大規模な復員作業により、1918年1月初めには、フィンランドに駐留するロシア軍は4万に減少していた。

＜ソヴェト側は、高年齢の兵士から順次軍隊の本国引揚げを行なっていたが、フィンランド内戦の勃発は何ら作業の中断に導くことはなく、ソヴェト政権はむしろ引揚げのピッチを早め、2月5日には1904年から1907年の間に召集された兵士が帰国命令を受け、次いで2月11日には帰国命令の対象は1914年の召集兵にまで及んでいた。そして3月中途までには全ロシア軍の引揚げ作業が完了していたのである＞（百瀬『序説』）。

復員するロシア兵はフィンランド赤衛隊に武器を渡したが、義勇兵として参加したのはごく一部だったという。

以上の限定的な軍事的援助とともに、ソヴェト政府は精神的な援助も行なった。

＜トロツキーは、ブレスト・リトフスクにおける対独和平交渉の席上から、フィンランド人民委員会議にたいし、「われわれは敵と味方を共通にしている」との、連帯の祝賀電報を發したし＞（百瀬1974）、＜ロシア=ソヴェト政権は、フィンランドに勃發した革命にたいし、連帯の意思表示を行ない、またスヴィンフヴド政権との外交関係を拒否して、革命政権支持の態度を明らかにしていた＞（百瀬『序説』）。

次のレーニンによる全国民向けの無線電報に示されるように、ソヴェト政府指導者は、当初、フィンランド革命政権の前途を楽観視していたのであった。

＜フィンランドでは、フィンランド労働者政府の勝利が急速に強化されつつあり、反革命的な白衛軍の部隊は北部に追い詰められ、かれらに対する労働者の勝利は保障されている＞（2月4日執筆）。

＜[フィンランドの]革命政権がまず配慮しなければならなかったのは、住民にたいする食糧の供給であった。食糧委員であったトコイは、ペトログラードに赴いて、折から開催中の全ロシア・ソビエト大会に窮状をうったえ、穀物の輸送を約束されたが、実際にはシベリアまで代表団を派遣して余剰穀物を求めなければならず、ようやくヘルシンキに向けて貨車輸送が実現したが、ロシア各地でソビエト政権の民兵に押収される事件も起り、目的地に到着しえたのは一列車にすぎなかった＞（百瀬1974）。

＜3月7日、白系フィンランド人[スヴィンフヴド政府]はドイツと講和条約、通商航海協定および秘密軍事協定を結んだ。これによって、ドイツ側の承認なくして領土変更について隣接諸国と協定しないこと、ドイツに軍事基地を提供すること、反ドイツ連合の艦船を抑留すること、フィンランド資本と同等の権利でフィンランドの資源を開発することをドイツ資本に認めること、を義務として負うことになった＞（ソビエト科学アカデミー判『世界史（26）』）。

【注 スヴィンフヴド政権は、成立当初から親独的だったようである。＜[1917年11月末、]スヴィンフヴド政府はただちに、革命運動を鎮圧するために軍隊を派遣するようにドイツに要請した。ドイツはそれまでも、シュツコル隊[白衛隊]にひそかに武器を用立てていた＞（同前）。】

3月10日、赤衛隊がボスニア湾東岸地方で攻勢に出たが失敗、逆に白衛隊の攻勢を招く。激戦の末、4月初めに工業都市タンペレが白衛隊に奪われる。



さらに4月3日、スヴィンフヴド政権の要請に基づいて、ゴルツ将軍が率いるドイツのバルト師団が南部のハンコ湾からフィンランドに上陸した（人数は、9500人から1万数千人まで諸説あり）。

ここに内戦の趨勢は決まり、革命政権はヴィープリへと移動した。バルト師団はヘルシンキを占領し（4月13日）、白衛隊はヴィープリ郊外に迫る（同月25日）。4月26日、マンネルら革命政権首脳はペトログラードへ向った。5月5日に最後の赤衛隊の要塞が陥落し、5月16日、マンネルヘイムが勝利宣言を行なう。この間、ブレスト・リトフスク条約に縛られたソヴェト政府は何もなしえなかった。

＜フィンランドでは、1918年1月から5月までの内戦についてロシアからの解放を導いた「解放戦争」という用語が採用され、一般に広まった。……そのため、赤衛隊の戦死者が教会の墓地での埋葬を拒否されるなど、敗者は肩身の狭い立場に追いやられた。

その後、フィンランド社会では内戦の話題はデリケートなものであり、公に語られることは少なく、小説や映画といった芸術の場でその悲惨さは伝えられていく。内戦の歴史的調査は冷戦終焉後の1990年代に入ってからようやく本格化することになる＞（石野裕子前掲書）。

フィンランド中学校近現代史教科書『世界史のなかのフィンランドの歴史』には、＜この[フィンランド]内戦よりも悲惨なものは、ヨーロッパでの内戦のうち1936～1939年に起きたスペイン内戦だけだった＞という記述がある。それを示すように掲載されている、「内閣による『戦死』プロジェクト」（2004年5月）から死者数を見ておく。

死者の総数は36640人で、これは「全国民の約1%」。白衛隊の死者数は5179人で、そのうち、「戦死」が3414人、「処刑、銃殺、殺害」が1424人であり、両者で全体の93%を越える。これに対し赤衛隊の死者数は27038人で、そのうち、「戦死」が5199人、「処刑、銃殺、殺害」が7370人、「捕虜収容所で死亡」が11652人、「捕虜収容所から釈放後に死亡」が607人、「行方不明」が1767人となっている。

以上の数字を見ると、内戦は、ある種の“非対称戦争”ではなかったかと思う。

＜赤衛隊は、退却の際に白衛隊の捕虜を殺害した。これに対して白衛隊は容赦なく報復をした。……たとえば、赤衛隊側で戦った女性は、裁判もなく処刑され、男装をしたというだけの罪状で、処刑された女性たちもいた＞（同前）。

＜その[収容所に送られた赤衛隊兵士の]人数は4万とも8万とも言われ、あまりの多さに、ヘルシンキ湾に浮かぶ海の要塞スオメンリンナも収容所として利用された＞（石野裕子前掲書）。

収容所の劣悪な環境は栄養失調を多発させたし、「スペイン風邪」による死者も多かったという。ともあれ、赤衛隊側の準備不足は否めない。

マンネルは後に、亡命した5月初めにレーニンと会った時のことを回想している。レーニンは、＜次回には上手くやるよう準備すべきだ＞と語るとともに、自己批判を述べるよう求めたという。

＜ここでなされた自己批判の主要部分は、クーシネンの手によって1918年10月にまとめられ、共産主義インタナショナルの後援を受けて出版された小冊子に収められた。／……クーシネンのわが誤ち[ママ]の核心は、フィンランドの共産主義革命がフィンランド共産党の存在に先行したという罪の告白にあった＞（ラジッチ/ドラチコヴィチ前掲書）。

上掲書によれば、クーシネンは以下のように書いているらしい。

＜われわれは革命を信じていなかったし、それに希望をかけてもいなかった。また、切望していたのでもなかった。この点でわれわれは典型的な社会民主主義者であった＞。

＜（1917年）11月にわれわれは、われわれの民主的獲得物を危険にさらしたくなかったがゆえに、あるいはまた、巧みな議会戦術によって歴史の嵐から免れることを期待したがゆえに、革命を回避することを決意した＞。

＜ゼネストが全土を支配した。われわれの革命的中央委員会は攻勢に出るかどうかの問題を議論した。誤ってマルクス主義者と呼ばれていたわれわれは、いかなる革命的行動も望まなかった＞。

＜民主的議会主義の偽りの輝きは、完全にわれわれの目をくらませてしまった。……1918年の冬の革命においてフィンランドの社会民主主義者たちは代議制度の限界を超えることを考えてもいなかった＞。

＜運動の合い言葉は依然として同じ民主的秩序を、ただ今回はもう破壊されることのないようなそう

いう秩序を、であった>。

ツッコミどころ満載であるが、いちいちのコメントは控えよう。後知恵を承知で言えば、かれらは、ボリシェヴィキ（特に駐留兵士内の）との組織的結合を求めるべきであった。そうしなかった、あるいはできなかった主観的要因の一つは、ブルジョアジーの反ロシア主義（かつ反社会主義）をはね返す思想と活動が、かれらに欠如していたためと愚考する。また、ロシア農民の間には“エスエルの社会主義”が浸透していたが、フィンランドにはそのような客観的条件がなかったことも指摘しておく。

#### (ハ) 東カレリア派兵問題

内戦後のフィンランドが直面した課題の一つは、東カレリア派兵問題であった。

<スヴィンヒューヴド政権は、フィンランドの独立直後から東カレリアの編入に強い関心を抱いており、ブレスト=リトフスクの和平会談に臨むドイツ政府にたいし、このための支援方を強く要請していた>（百瀬『序説』）。

<フィンランド側がドイツ政府に提出した書簡によれば、フィンランド領をこのように拡大することは、フィンランドが北欧におけるひとつの権力要因となり、ドイツにとって軍事的経済的に重要な盟国となることを意味した。まず、東カレリアのフィンランド帰属は、「スラヴ人の大海」に没し去ろうとするカレリア人=フィン系民族を救って同系民族=フィンランド人の国家の構成員として発展させることになるのであり、これは、フィンランドのイルレデンタの復帰にほかならなかった。

つぎに、このような領土の拡大は、従来ロシアの辺境地帯にすぎなかったカレリアに新たな発展の可能性を与えるのみならず、フィンランド自体にとっても、林業・工業・漁業などの発展を約束するものであった。さらに、ラドガ湖—オネガ湖—白海を結ぶ新たな国境線は、フィンランドにとって自然の境界に沿った、より有利な防衛線の形成を意味するものであった>（同）。

<フィンランドのブレスト会談への代表派遣問題とそれに伴う東側国境確定問題は、やがてフィンランドに内戦が勃発したことによって立消えとなったが、東カレリア問題そのものはまもなく、異なった動機から再び登場することとなった>（同）。

すなわち、内戦中に、赤衛隊の一部がカレリアから白衛隊の背後を攻撃したという。また、革命政権がソヴェト政府と交わした友好条約も、スヴィンフッヴド政権を刺激したと思われる。

1918年3月21日、フィンランド人義勇軍が、マンネルヘイムの命令に基づいてカレリアに侵入し、4月にケミを占領した。

一方、ペトログラードに逃れた革命政権指導者や赤衛隊兵士（“赤いフィン人”）は<約5000人に上りペトログラード県の主としてフィン語の話される農村に住み、……カレリアで指導的地位につくことになる>（寺山恭輔前掲論文）。かれらは、8月にモスクワでフィンランド共産党を設立している。

<ウフタ（今日のカレヴァラ）に同年秋までとどまった（フィンランド軍の占領に反対するカレリア住民からなる「カレリア軍」に攻撃されて撤退）マリムの報告には、住民の冷淡な反応が記されていた。住民にとっては赤白の問題よりもだれが食料を供給してくれるかが重要であった。カンダラクシャ方面に向かった部隊は「赤いフィン人」の部隊に撃退されて退却した。この時期のカレリアはフィンランド、ソヴェト・ロシアの他に、ムルマンスク、アルハンゲリスクを拠点にドイツ軍と対抗していた英国を中心とする連合軍、1918年11月の革命まで存在したドイツ軍、ボリシェヴィキに敵対するロシア白衛軍といった諸勢力が混在し、利害対立のため状況は錯綜していた>（同）。

東カレリア派兵により、フィンランドは、複雑な列強間の関係に巻き込まれていったのである。

ソヴェト政府の単独講和にショックを受けた連合国は、東部戦線の再建を迫られた。3月9日、イギリス兵130名がムルマンスクに上陸。

<「出兵」理由としては、①現地のボリシェヴィキ守備隊の「反連合国的」態度、②ドイツの影響下にあるフィンランド軍がムルマンスク鉄道を占領する危険、があげられていた。ところで、国防人民委員トロツキーの指令で、この時のムルマンスク・ソヴェトはイギリス軍をむしろ歓迎したというが、このころトロツキーは、また、駐露「赤十字」ミッションのロビンス……大佐を通じて、「新赤軍」への軍事援助（顧問団派遣その他）を要請したりしていた。したがって、この時点での「出兵」はまだソヴェト政権……との衝突という事態にまでは立ちいたっていなかった>（相田重夫「対ソ干渉戦争」、『岩

波講座 世界歴史 25』1970年)。

3～4月、チェコスロバキア軍団の輸送ルートについて、アルハンゲリスク経由というプランもあった。5月末、チェコスロバキア軍団の反乱開始。

ブレスト・リトフスク条約を結んだドイツは、フィンランドによる東カレリア併合に積極的支持を与えなかった。＜ドイツ側は、4月下旬より、モスクワ駐在大使を通じてソヴェト外務人民委員チチェーリンにたいし、ソヴェト側が連合軍のムルマンスク干渉を容認している旨の一連の強い抗議を行う一方、ソヴェト政権とフィンランド間の敵対関係の調停に乗出した＞(百瀬『序説』)。

＜その後、ここ[ムルマンスク]に増援部隊が派遣され、……1918年6月におけるその兵力はイギリス・カナダ軍6000、アメリカ軍5000、フランス・イタリア・セルビア軍2000となっている。そこで、6月14日、ソヴェト政府は、はじめてその撤退を正式に要求した＞(相田重夫前掲論文)。

＜連合軍側は……6月23日准将メイナードの指揮下にある英軍2000名を新たに同地方[ムルマンスク]に派遣したが、レーニンとトロツキーはムルマンスク=ソヴェトにたいし、これは反ソ行動であるとして抵抗を命じた。ムルマンスク=ソヴェトおよび亡命フィンランド部隊は、しかし、その少なからぬ部分がこの命令を拒否し、連合軍側へ加担するにいたった＞(百瀬『序説』)。

7月末、ソヴェト政府は、ムルマンスクの連合軍に対する共同行動を、暗殺されたミルバツハに代わって着任(7月28日)した新大使ヘルフェリッヒに申し出たという。

8月2日、イギリス軍1000名がアルハンゲリスクに上陸。＜ソヴェト政府は外務人民委員チチェーリンの名で、この「わが領土に対する理由なき、且つ、宣戦布告なき侵略」に対してはげしく抗議した＞(相田重夫前掲論文)。

イギリス軍が上陸する4時間前、アルハンゲリスクでは、イギリスが計画した“反ボリシェヴィキ・クーデタ”が発生し、「北ロシア臨時政府」が誕生している。この新政府は、ヴァトカ、アルハンゲリスク、ヴォログダ、ノヴゴロド、カザン、サマラの諸県の憲法制定会議議員が参集し、チャイコフスキーを首班とする行政部9名から成っていた。8月2日付宣言は、次のように述べている。

＜われわれの目的とするところは、①他の諸地域と協力して全ロシア中央政府の再建、②北部地方の地方行政組織の統合、である。連合軍の上陸は、内政干渉や人民の意志の抑圧を目的とするものではないから、これを友好的に迎え、これにできうるかぎりの援助を与えるよう人民に要望する＞。

チャイコフスキーを初め行政部メンバーの大半がエスエル党员だったことから、イギリス軍指導部は、その“社会主義的性格”に不満だったらしい。なおチャイコフスキーは、いわゆる「ウファー会議」(9月)で成立した「全ロシア統一政府」の執政府メンバーに入っている。

＜8月3日、ベルリンにおいて、ソヴェト政権・フィンランド政府間の交渉が開始された。ところが、この会議にあたって調停者としての役割を演じたドイツは、西部戦線での苦戦に直面してソヴェト政権宥和の必要に迫られており、フィンランド側の過大な要求を支持することは不可能であった。ソヴェト政権・フィンランド間には若干の歩み寄りも行なわれたが、カレリア地峡のイノ要塞放棄の代償として東カレリア・コラ半島を要求するフィンランド側と、代償をムルマンスク西部に限定しようとするソヴェト側との対立は解消されず、8月末会談は不首尾に終わった＞(百瀬『序説』)。

次の事例も、この会談中のことかもしれない。＜少なくともコラ半島からの連合軍の撤退という点で利害の一致したドイツ、フィンランド、ソヴィエト・ロシアは、実行には移されなかったものの1918年8月に連合軍に対する共同行動に合意した＞(寺山恭輔前掲論文)。

＜その後、フィンランド政府はレポラ地区を自国領に編入して東カレリアへの地歩を固めるとともに帝政ドイツへの依拠をいっそう強めたが、やがてドイツの敗戦は、フィンランドのそれまでの東カレリア政策を破産させたのであった＞(百瀬『序説』)。

### (二)内戦後のフィンランドとソヴェト政府

＜ドイツ兵は、内戦終了後もフィンランドにとどまり、フィンランドの内政に無言の圧力を加え続けた。帝政ドイツはいまや、フィンランドを自己の勢力圏下に置きつつあった＞(同前)。

前掲『世界史のなかのフィンランドの歴史』は、次のように記述している、＜ドイツ軍部隊がフィン

ランドに到着すると、独立は失われてしまった>、と。

<フィンランドの政界は、自国が将来とるべき政体をめぐって二つに分かれていた。フィンランドのブルジョワ諸政党は革命の制圧を祝福する点では一致しながらも、君主制を主張する老フィン人党、スウェーデン系人民党、青年フィン人党の多くと、共和制を主張する青年フィン人党の一部および農民同盟に分裂していたのである> (百瀬『序説』)。

君主制支持者によれば、革命の再発を防ぐためには国王が必要なのであって、<フィンランドは、その地理的位置ゆえに、独立維持のためにはドイツの保護を必要としており、したがって両国の精神の一体性を確保するためにドイツから王を迎えるべきなのであった。/いっぽう、ストールベリ[ストールベリ]らの共和制支持者は、民主主義こそが革命主義者にたいしてよく自衛することができるのであり、労働者階級が合法的民主的に活動する可能性を妨げてはならない、とした。この、政体をめぐり、そしてより基本的には、保守主義か進歩主義化をめぐるブルジョワ指導者間の対立は、前者の優勢の中に進行し、5月18日に君主制への過渡的措置としてスヴィンヒューヴドが摂政とな> (同前) る。

スヴィンフヴドの親独路線に反対していたマンネルヘイムは、総司令官の職を辞した。<マンネルヘイム[スウェーデン語系]がスウェーデン語を使用する将校を採用したことと彼自身のロシア帝国軍での経歴は、内戦期間中にイエーガー隊将校の怒りを買ひ、対立を引き起した> (カービー前掲書) という。

10月9日、国会がヘッセン公カールを国王に迎えることを決議。この計画は、ドイツが敗北したことで頓挫した。

<フィンランドは、いまや国際政治のうえに圧倒的な影響力を持つにいたった連合諸国から独立承認と支持を得るためには、内政上においても連合諸国の要求を受容れざるをえなくなった。……まず、親独主義者のスヴィンヒューヴドの退陣後、貴族的権威の愛好者ではあるが親スカンディナヴィア・親英仏主義者である元白衛隊総司令官のマンネルヘイムが摂政となって[12月]、ドイツの衛星国的な印象の一扫がはかれるとともに、かれのもとで、独立承認の前提条件として連合諸国が要求していた国会選挙が、1919年3月に行なわれた> (百瀬『序説』)。

この選挙にあたって、老フィン人党・青年フィン人党は解体し、保守派の国民連合党とリベラル派の国民進歩党に再編されている。また、内戦以来空席になっていた社会民主党 (改良主義者タンネルが指導) が復活し、80議席を獲得して第一党となった。その他、国民連合党28、国民進歩党26、農民同盟42、スウェーデン人民党22であり、<全般に議席配分は、内戦前の国会のそれと大差ない結果となった> (同前) のである。

5月3日、講和会議が開かれていたパリでの外相会議がフィンランド独立を承認。フィンランドは、いわゆる“防疫線”(コルドン・サニテール)の一翼を担うことになる。

7月17日、摂政マンネルヘイムが、スウェーデン時代の政体法に変わる新政体法を裁可 (大統領の権限がかなり強い大統領制)。なお、この新政体法に、1922年の閣僚責任法および弾劾裁判所法、1928年の改正議会法を合わせた4法が基本法=憲法と位置づけられている。

7月25日、国会が初代大統領選出——ストールベリがマンネルヘイムを降して当選 (143対50)。

フィンランド共産党は1920年に、合法政党たるフィンランド社会労働者党を結成し、1922年の国会選挙に参加した。獲得議席は27、社会民主党は53、合わせて80で、社会労働者党の票は社会民主党の票を食ったものであった。この傾向は、社会労働者党が非合法化 (1930年) されるまで変わらない。

<内戦でもっともひどい痛手を受けた、「赤色」派の中核地域の大半は社会民主党を支持し続けたが、トゥルクとヘルシンキおよびその周辺と、産業の中心地である南部の一部地域には共産主義者の拠点があった。しかし、従来の労働運動が南部ほどには強い影響力を持つことがなかった北部および北東部では、非妥協的左翼が社会民主党を押しつけて労働者団体の大半を支配して票を獲得することができた。ある意味で、「辺境」の共産主義は急進的な労働運動の最後のうねりに酷似しており、貧しく憤懣やるかたない人々に支えられていた。……実際に、この広大で脆弱な地域を扱った警察の多くの報告書に共通するテーマは、住民が貧しく無学であること、そして愛国心を育成する学校や読本などが不足していることで、読み物といえば地方の共産党新聞しかなかった> (カービー前掲書)。

1919年1月に始まったパリ講和会議でまず議論されたのは、「ロシア問題」である。連合諸国が求めたのは国際社会の安定化であり、そのためにはロシアの安定化が不可欠であった。

いわゆる「プリンキポ提案」など、当初、米英両国は、ソヴェト政権との接触を試みた。ロシア情勢を観望するためである。両国にとっては、複数の権力が分立したままでの安定化が望ましかった（領土の一体性を維持しつつも強大なロシアを望まないということ）。しかし、ボリシェヴィキ政権によるロシアの統一を最悪のシナリオと考えていた両国は、コルチャークの攻勢を見て、態度を転換する。ソヴェト政権はもたないと判断したのである。

講和会議の中枢部たる最高会議（5大国の首脳・外相による10人会議）で2月14日に行なわれた軍事情勢報告は、以下のようなものであった。

北部戦線では、アルハンゲリ斯克地方で、連合軍1万5000、ボリシェヴィキ軍2万1000。ムルマンスク地方で、連合軍1万3000、ボリシェヴィキ軍3000。

また、西部戦線のペトログラード方面について、次のように述べている。

＜フィンランド国境ではボリシェヴィキ軍は少数で、軍事的価値も弱い。マンネルヘイム将軍は、連合国がこれを支持し、都市への補給を準備するならば、ペトログラード占領は独力でも可能であるといっている＞。

他の戦線は省略。

＜フィンランドの食料確保にとって魅力的な農業地帯である[東カレリアの]オロネツ地区への進軍を、1919年4月初めにフィンランド政府が決定、当初1000人だった義勇兵は3000人に増え、現地住民1000人も加わった。オロネツ、ロジェイノエ・ポーレを奪取するが、最重要都市ペトロザヴォーツク進撃を前に、英軍、そしてフィンランド軍が占拠した土地の返還を求めるロシア白衛軍との協力がならず敗北、8月までに退却を余儀なくされた。……唯一の成果はフィンランドの組織グループがボロソーゼロ郡で自治組織を形成し、1919年6月の集会でロシアからの独立とフィンランドへの併合を決議したことである＞（寺山恭輔前掲論文）。

他方、＜マンネルヘイムは19年5～6月に白衛軍の西北戦線のリーダーであるユデーニチ将軍と交渉し、締結した協定の中で、インゲルマンランドについては母語の使用、信教の自由、地方自治の実施などを定めていた。しかしカレリア同様、白衛軍にとってはロシアからの分離を主張するインゲルマンランド人の主張は許容できず、ペトログラードへ部隊を組んで進撃始めたものの意見の相違から分裂し、進撃自体もボリシェヴィキに阻まれインゲルマンランドの武力解放はならなかった＞（同）。ユデーニチについては後にもう一度触れる。

連合軍は、9月にアルハンゲリ斯克から、10月にムルマンスクから撤退。

＜一方、北部に残ったロシア白衛軍との電話連絡という名目でフィンランドは北部に部隊を派遣し、1920年2月10日、白衛軍の抵抗もなくペツァモを占領した。これを受けてボリシェヴィキも軍事行動を急ぎ、同年2月20日アルハンゲリ斯克に進軍、3月半ばまでにボリシェヴィキはムルマンスクを含む北部ロシアを完全に統制下においた＞（同前）。

内戦・干渉戦争がほぼ終結し、1920年1月には連合諸国による経済封鎖も事実上解除される。コルチャークの攻勢によって態度を換えた英米両国が、白軍の敗北によって再転換したのは当然であった。ソヴェト政府は、干渉戦争の基地を一掃するため、周辺諸国との講和条約締結に向けて動き始める。フィンランドに対しては、ロシアへの侵攻を開始していたポーランドとの軍事的提携の恐れがあったため、講和交渉を急ぐ必要があった。

＜この交渉を有利に進めるためにもカレリア住民に自治権を与えるよう促す声がボリシェヴィキ政権にも存在した。その主唱者チチャーリン外務人民委員は、カレリア住民への自決権の賦与その他を大々的に報道することなどを政治局に提案し実行に移された＞（同前）。

6月8日、「カレリア労働者コミューン」樹立。同月12日、エストニアのタルトゥ（タルト）で講和交渉開始。フィンランド側は、ペツァモの割譲と東カレリアでの住民投票を要求した。後者についてソヴェト側は、「カレリア労働者コミューン」によって民族自決は実現されているとして、これを一蹴。

10月14日に締結されたタルトゥ講和条約の結果、両国の国境は、1918年3月1日に結ばれたフィン

ランド革命政権とソヴェト政府との友好条約のそれとほぼ同じものになった。

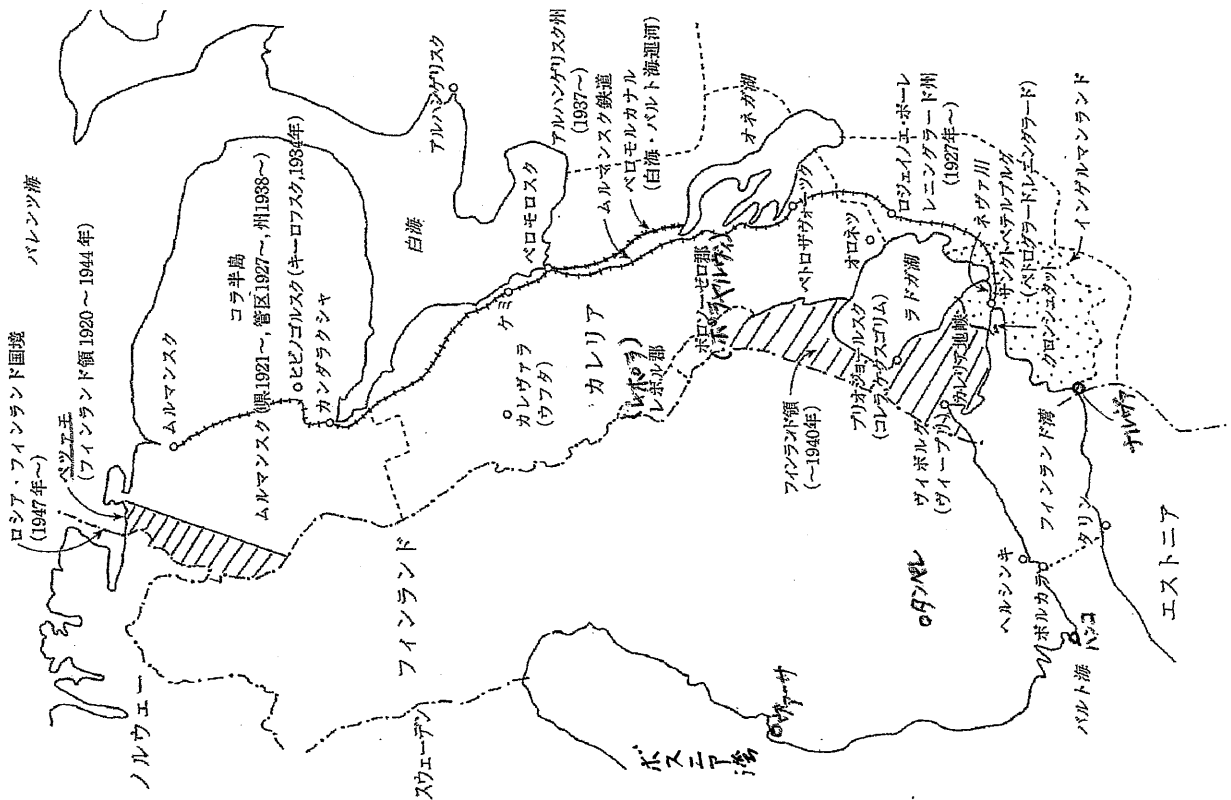
なお、フィンランドは、1940年にヴィープリを中心とする東南部を、1944年にペツァモを失う。

カレリア地方には1921年にソヴェト制度が導入され、1923年、「カレリア自治ソヴェト社会主義共和国」が設立された。カービー前掲書によれば、この地域の統治に責任を負っていた“赤いフィン人”は、フィンランドのナショナリストに近く、フィンランド語教育とフィンランド文化の振興に精力を注いだが、それは住民の怒りをかきたてたという。

かなり長大な原稿になってしまった。その弁解を述べれば、フィンランドの歴史を研究することにより、大国に隣接する、あるいは大国間の狭間にある“小ネーション”が、自らの自立を守り独立を勝ち取るために、どのように知恵を絞り、どんな工夫を凝らしてきたのか、その苦闘を知ることは、大国の社会主義者にとって必要不可欠だと考えたからである。

改めて述べれば、民族自決権の承認という原則は、自動的に具体的な民族政策をもたらすものではない（例えばフィンランド内戦への態度）。民族間の歴史的関係および各民族内の政治的階級的関係を考察することによって、初めて、具体的な民族政策を提出する条件ができる。また、ロシア革命をめぐる情勢は、国際的な政治勢力関係と国内的な政治勢力関係とがリンクしていることを明らかにした。

今日の“小ネーション”内では、レーニンの時代とは比較にならないほど、資本主義が発展し、階級分化が進んでいるはずである。ネーション国家は資本主義発展の最良の条件であるというレーニンの規定にとどまらず、その後の歴史も踏まえ、民族自決＝ネーション国家形成の歴史的意味を考究すべきであろう。



(2) 西部方面(その2) —バルト海東南岸地域

i) 最初の「北方十字軍」

(1) バルト・スラヴ人とフランク王国

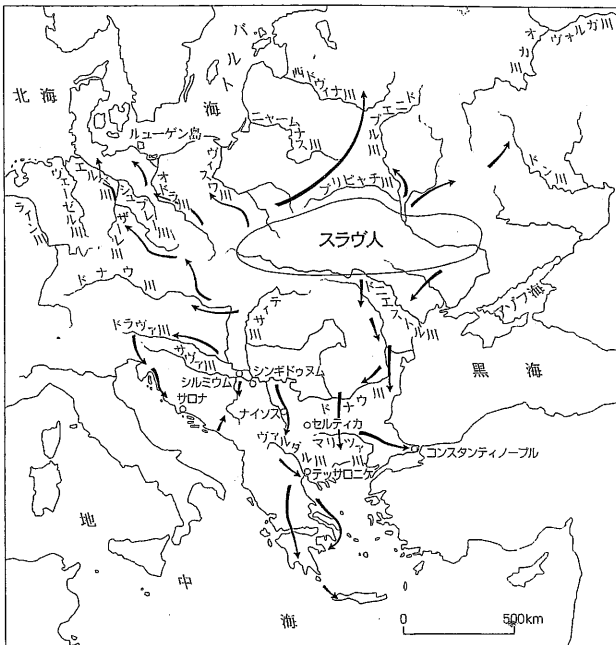
＜紀元後の早い時期にヴィスワ川とオドラ川とのあいだに居住していた西スラヴ人の先祖は、ゴート族の移住を契機として3世紀ごろからゲルマン人の去ったゲルマニア東部に西進を始めた。5世紀ごろの歴史文献は、エルベ川をゲルマン人と西スラヴ系のソルブ族の境界として記述している。6世紀にはスラヴ人はエルベ川の下流を渡り、7世紀ころには……エルベ川とヴェーゼル川のあいだに進出していた。さらにはルギャニエ(ルヤーン)族は、リューゲン(ルギア)島からデンマーク島嶼部にまで進出していた。ザーレ川とシュプレー川のあいだにはソルブ族、ミルチャニエ族、ルジチ(ウジチャニエ)族などが居住し、ゲルマン人をさらに西方へ移動させた＞(伊東孝之ほか編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』)。

他方、西進したゲルマン人のなかでは、フランク人が王国を樹立し、キリスト教を受容するとともに、他のゲルマン諸族を併合していく。フランク王国はカロリング朝において強大化し、ローマ教皇はその保護者を東ローマ皇帝からフランク王国に乗り換えた。カール大帝は、ランゴバルト、ザクセン、スペイン、アヴァール人などの“異教徒”と戦い、その所領を大きく拡大して、一大キリスト教帝国を作り上げる。

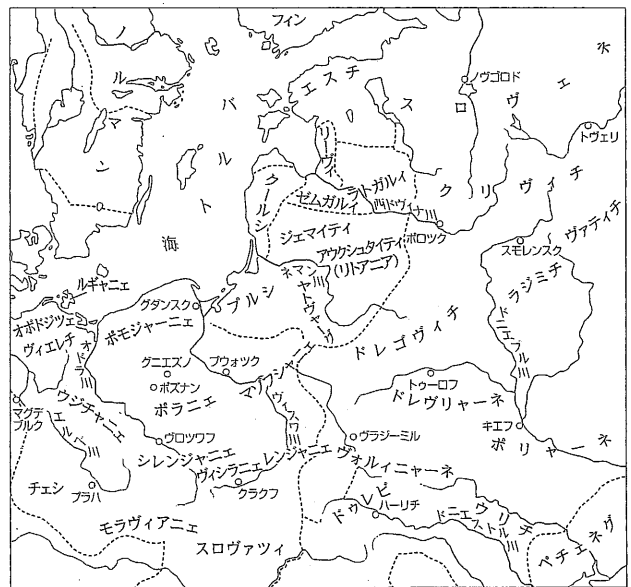
【注 「異教徒」という呼称は極めてキリスト教中心主義的であるが、引用文にやたらと出てくるので敢えて用いる。「キリスト教以外の信仰者」と読まれたし。】

本項のテーマとの関連でいえば、東部のザクセン人との戦いは30年に及び、キリスト教への改宗と併合に成功した(804年)。翌年、ソルブ人辺境領(リーメス・ソルビクス)を設置している。フランク王国が直接ソルブ人居住地域と接することになったための防御線であった。

＜彼[カール大帝]が、現在のデンマークおよび北ドイツのバルト海沿岸一帯の異教徒たちと戦い、これを打ち破ったことは記録にも残っている。しかし、大帝は、彼らに対して貢納を要求するにとどまった。改宗したばかりのザクセン人を抱えていては、カール大帝といえどもそれ以上のことはできなかったのであろう＞(山内進『北の十字軍』)。



6～7世紀におけるスラヴ人の移住



10世紀半ばのスラヴ人およびバルト人諸部族



## (ロ) ヴェンド人の蜂起

フランク王国は、イスラム勢力、ノルマン人による南北からの侵攻に悩まされていたが、分裂後の東フランク王国にあっては、マジヤール人の侵攻に対する軍事力が王権の行方を決定した。これを欠いたカロリング朝は断絶し、ザクセン朝（“ドイツ王国”）に至ってマジヤール人の侵攻阻止に成功。ザクセン朝は、積極的な東方政策を展開することになる。

当時のドイツ人は、エルベ川とオドラ川の間に居住するスラヴ人を、ヴェンド人と呼んでいた。それより西に住みフランク王国に組み込まれたスラヴ人は、ゲルマン化したとされている。

ハインリヒ1世（在位919～936年）は、エルベ川流域のスラヴ人を制圧し、貢納を課した。そして、辺境伯領を設置している。オットー1世（在位936～973年）もこの政策を継続した。さらに、聖俗の頂点にあったオットー（初代神聖ローマ帝国皇帝）は、ヴェンド人のキリスト教化を推進していく。ヴェンド人居住地に五つの司教座が設置され、それらを統括するために、マグデブルク大司教座が建設された（968年）。その管区は、エルベ川からポーランドにまで及ぶ。

ちなみに、デンマークとポーランドの国王がキリスト教を受容したのも、960年代である。

980年、辺境伯の圧政とザクセン侯の過大な要求に対し、ヴェンド人が反乱を起こした。そして983年、ヴェンド人は一斉に蜂起する。

<[ヴェンド人は、]オットー大帝の設置した司教座ハーフェルベルク、ブランデンブルクを徹底的に破壊したばかりか、ザクセン人支配者をエルベ川の線までおしもどしてしまった>（成瀬治ほか編『ドイツ史1』）。

<彼ら[ヴェンド人]は聖職者やその他の教会関係者を拷問にかけて殺害し、エルベ川の向こう側にはキリスト教の痕跡を一切残さなかった>（山内進前掲書）。

990年頃には、ハンブルクも破壊されている。

蜂起のきっかけは、ザクセン大公と辺境伯が、ヴェンド人王の息子を“犬”と呼んだことだという（ザクセン人＝文明、ヴェンド人＝未開・野蛮という図式）。

<中世社会においては、宗教は文明のもっとも重要な一構成要素であった。聖職者たちは、武力を背景としたより高い文明の支配の一翼を担っていたから、低い文明の反乱の際には、襲撃され、殺害された。したがって、キリスト教はなかなか浸透しなかった>（同前）。

983年の蜂起は、おおよそ十年続いた。その後もヴェンド人の蜂起は、1018年、1066年に発生し、1066年の蜂起は1093年まで続いたという。

11世紀は内憂外患の状態にあり、ドイツは、エルベ川以東への新たな措置をとる余裕がなかった。

## (ハ) 十字軍の開始

1096～1099年、第1回十字軍。十字軍は、<「聖戦」のための軍事的「巡礼」>（同前）であった。それは、1095年のクレルモン公会議で行なった教皇ウルバヌス2世の演説とともに始まる。ウルバヌスは、おおよそ以下のように語ったという。

<汝らが暮らしている土地は……汝らの人口を養うには狭すぎる。……汝らが相互にいがみあい、滅ぼしあうのも、戦争を行なうのも、そして互いに傷つけあって多くの人々を殺すのも、そのためである。……紛争に由来する不和をすべて眠らせよ。聖墓への道をとれ。邪悪な種族から、かの土地を奪い取り、汝らの支配下におけ。かの土地は、『聖書』がいうように、「乳と蜜の流れる」土地である。そもそもこの土地は、イスラエルの子孫の所有のために神によって与えられたものだから。>

<かの土地に向かうすべての者たちがもし陸か海で、あるいは異教徒と戦うなかで、この世での生を終えるならば、かれらに対して罪の赦免が与えられるであろう>。

また、ウルバヌス2世は、十字軍に際して、スペインのタラゴナに兵を向けることを求め、エルサレムへのそれと同一の贖宥状を発行した。さらに、十字軍において、身近な“異教徒”＝ユダヤ人が虐殺されたのであった。

<12世紀になると、エルベ川のフロンティアでは植民が見違えるほど活発化した。森を切り開き、荒

れ地を耕し、教会と修道院が建てられた。聖職者たちは、スラブ人たちを改宗させる任務に従事した> (同前)。

1108年、「ヴェンド十字軍」を呼びかける文書「マグデブルクの訴え」が現れる。それは、ヴェンド人の居住地を「われわれのエルサレム」と呼び、次のように訴えていた。

くかれら[異教徒=ヴェンド人]の土地は、もし耕されるならば、肉、蜜、麦粉で満ちあふれている。さあ、汝らザクセン人、フランク人、ロートリンゲン人、フランドル人よ、最も著名な世界の征服者たちよ、汝らは汝らの魂を救うことができる。そして、もし汝らが望むなら、汝らは住むべき最善の地を獲得するであろう>。

<フランク人のごとくエルサレムを解放する準備をせよ>。

この「訴え」が、ウルバヌス2世の演説の模倣であることは明らかであろう。しかし、キリスト教徒の主観としては、エルサレムやスペインへの十字軍の目的は、あくまで聖地・領土の奪回であった。それに対し「ヴェンド十字軍」は、新たな土地の略奪・征服を目指すものである。それを正当化するためには、<より攻撃的な聖戦論が必要であった。それを満たしたのが、第2回十字軍の際に出現した「北の十字軍」とそのイデオログ聖ベルナルである> (山内進前掲書)。

### (二) ベルナルによる勧説

教皇エウゲニウス3世の教勅(1145年)から、1147~1149年の第2回十字軍が始まった。教勅の内容は、ウルバヌス2世の論理を継承していたが、十字軍参加者の保護と特権が拡大され、具体化されている。十字軍参加者の妻や子どもたち、また財産と土地を聖なる教会の保護のもとに置くこと、十字軍参加者が帰還するかその死が確認されるかするまでは、その者に対する訴訟は認められないことや、負債の利息の支払い義務を免除すること、等々。さらにエウゲニウス3世は、次のように明記した。

くこのように神聖な行軍[十字軍]を敬虔に始め成就した者、あるいはその時に死んでしまう者が、悔恨した謙虚な心をもって告白をしたであろうそのすべての罪からの赦しを得、あらゆる事象の報償者から永遠の報酬を享受しうるように、余は……かかる罪の赦免と赦しを与えるものである>。

エウゲニウスの協力者となったのが、シトー派のクレルヴォー修道院院長ベルナルであった。

く彼[ベルナル]は、十字軍に加わることをキリスト教徒にとって「救済」の絶好の機会とみなしていた。……彼は記す。……主が人びとの前に現れた土地、つまり聖地が失われつつある。……「犬ども」にこの神聖な地を、「豚」に「真珠を」あたえるのか。神は汝を試されている。神が試されるのは、われわれの救済を企図されているからである。殺人者、窃盗、姦通者、偽聖者は神のために戦うことによって救いを得るであろう。……もし神が罰する気であれば、このような機会をあたえてはくれない。「もしあなたが武器をとるなら」、神は「あなたの罪の赦免と永遠の名誉によってあなたに報いるであろう」。……異教徒を殺害し、放逐することは、救済の絶好の機会であった。……殺すことが「罪の赦免と永遠の名誉」を得るために積極的に求められたのである。「十字の印を身につけなさい。そうすれば、あなたは、卑しく告白したすべての罪に対する赦免を見いだすであろう。費用はわずかであるが、報酬は大きい」> (山内進前掲書)。

くベルナルの十字軍に対する熱望、異教徒を信仰のために殺害することへの確信は、すでに1130年に記された著作のなかで公にされていた。『新しい騎士たちを称えて—— Templar 騎士修道会について』がそれである。この著作は、ユーク・ド・パイヤン[フランス人]が1118年に仲間とともにエルサレムへの巡礼を守るために創設した騎士たちの団体を称えるために記されたものである> (同)。

この著作において、ベルナルは次のように述べている。

く一つの武器を力強くもち、礼帯を高貴に十字で印すもの……は、あらゆる面で安全である。なぜなら、彼の肉体は鋼鉄の甲冑で、彼の魂は信仰の鎧で守られるからである。彼は、二重に武装しており、悪魔も人間も恐れる必要はない>。

くキリストのために殺すか死ぬかすることは罪ではなく、最も名誉あること……である。殺すのはキリストのためであり、死ぬのはキリストをうることである>。

【注】くパイヤンらの献身的で勇敢な活動は人びとを感動させた。エルサレム王ボードワン2世は、彼らのためにかつてソロモン王が用いたとされている神殿(templum)をあたえた。そのために、この騎士たちからなる修道会は、「神殿(templum)騎士修道会」と呼ばれるようになった。この修道会は、

1128年にトロワの教会会議で正式に認可された。いわば人を殺すことを職業とする騎士がその身分のまま修道士となり、修道会を結成することが、キリスト教会によって公認されたのである> (山内進前掲書)。

#### (ホ) ベルナルの方向転換

ベルナルの勸説は、フランスでは上手くいったが、ドイツでは困難が伴った。なんとか国王コンラート3世などの説得には成功したが、肝心のザクセン諸侯は勧誘を拒否したのである。彼らは、彼らのフロンティアに暮らすヴェンド人たちを攻撃することに関心があった。「部族大公権」の名残とも思える。

<ベルナルは、この事実を察知して、ただちに説得の方向を変えた。彼は、エルサレムに固執しなかった。重要なことは、この世のどこであれ異教徒の支配を排除し、彼らをキリスト教徒とするか根絶することによって、人類の救済に到達することである> (同前)。

<彼[ベルナル]は、ザクセン大公たちの希望を受け入れて、独自の判断のもとに、この北へ向かう兵士たちにも「罪の赦免」をあたえた。つまり、彼はこれを十字軍に仕立てあげたのである> (同)。

<ベルナルは、……「すべての信者に対して」あたえた書簡でヴェンデ[ヴェンド]人への十字軍を明確に正当化している> (同)。その内容を、山内進前掲書は以下のように要約している。

<いまの世は「神が異教徒に復讐し、彼らをキリスト教徒の土地から一掃するように、国王や君侯を鼓舞した」時代である。まことに、神の慈悲は正しく偉大である。……しかし、悪魔はこの動きとそれに由来する打撃に恐怖を覚えた。……悪魔は、何としても「そのような偉大な善」に敵対しようとした。「悪魔は、邪悪な種子、不正な異教徒の子孫を育て上げた」> (同)。

<人類の救済を妨害するために悪魔によって産み出された「不正な異教徒の子孫」と戦うことは、それゆえエルサレムで異教徒と戦うことと同一であり、そのための戦いは同じく十字軍たりうる> (同)。

教皇エウゲニウス3世も、ベルナルの報告を受けて“ヴェンド十字軍”を承認した。<ヴェンド十字軍に対して、聖地への十字軍と同一の霊的報酬つまり罪の赦免をあたえることを約束したのである> (同前)。

“ヴェンド十字軍”には、ドイツ人の他にデンマーク人、ポーランド人、チェコ人も参加したという。戦闘については省くが、短期間で決着がついた。多くのヴェンド人が「形だけの洗礼」を受けて、和平に至ったからである。ザクセン諸侯は、やはり世俗的利益への関心が強かった。

<ヴェンデ十字軍そのものは、このようにして特段の成果をあげることなく終わる。オボトリート人の君侯であるニクロートは、依然としてリューベクの東部を支配下におきつづけた。偶像や異教徒の寺院それに彼らの聖域は残り、一片の土地もキリスト教世界のものとはならなかった> (同前)。

#### (ハ) さらに東へ

<布教活動や十字軍の派遣、あるいは教会建設や司教座の設置だけでは、エルベ川の東でキリスト教を普及させるには不十分であった。エルベ川の東でキリスト教が本格的に普及するのは、修道士や入植民が西ドイツからやって来るようになってからである> (イグネ『ドイツ植民と東欧世界の形成』)。

上記の過程は、ヴェンド人には次のことを意味した。

<キリスト教が強制され、彼らは多くの場合、不毛の土地に追いやられるか、奴隷とされるか、ドイツ化されるかして、約三世紀におよぶゲルマン化の過程に終止符が打たれた> (森安達也編『スラヴ民族と東欧ロシア』)。

ヴェンド人が使用した言語は、ソルブ語を除いて、中世後期にほぼ消滅したらしい。

【注 旧東独(ドイツ民主共和国)において、ソルブ語話者は少数民族として公認された存在であった。】

<聖職者たちも世俗の君侯たちも、バルト海南西部沿岸地方のキリスト教化によって多くの恩恵を受けた。ロスキレの司教はリューゲンのキリスト教徒から毎年十分の一税として、70トンもの小麦を受け取ったという。新しい修道院や教会がたてられ、植民も積極的に受け入れられた。リューベクを範として、ヴィスマル、ロストク、シュトラールズント、グライフスヴァルトなどの都市が建設された。人びとと物の交流が盛んになり、宗教・経済活動は活況を呈した。

人びとはこのめざましい効果に目を見張った。聖職者も世俗のドイツ人やデンマーク人、そして改宗したスラブ人もまた、新しい「異教のフロンティア」を求めはじめた> (山内進前掲書)。

ヴェンド人の東には、バルト海南岸に沿って、ポメラニア人、プロシア(プルシ)人、リトアニア人を形成する諸族、ラトヴィア人を形成する諸族、フィン系諸族という“異教徒”が住んでいた。“ヴェンド十字軍”は、それらの諸族を征服する「北方十字軍」への突破口となった。さらに言うならば、“ヴェンド十字軍”を正当化する論理=征服の論理は、アジア、アフリカ、アメリカにも適用されるのである。

## ii) リヴォニアの成立・拡大

エストニア(エスチ)人が用いた言語はフィン語系であるが、ラトヴィア人・リトアニア人を形成する諸族はバルト語(印欧語族)を使用していた。しかし、リヴォニア騎士団に支配されたエストニア人とラトヴィア人がほぼ共通の歴史をたどったのに対し、リトアニア人は別の歴史を歩むことになる。

### (4) バルト海東岸に進出したドイツ人

<ローマ帝国の解体後、5、6世紀には大規模な人の移動が起こり、スラブ人の移動によりバルト諸族の居住地は狭められ、北部のフィン語系の人びと、とりわけリーヴ人の居住地域に迫いやられた。

リトアニア人は、主として二つの民族集団からなる。すなわち、ジェマイティヤ人ないしサモギティア人(低地人)と呼ばれ、バルト海に流れ込むネムナス川河口付近に居住していた人びとと、上流の東部地域に居住していたアウクシュタイティヤ人(高地人)である。……リトアニア人と密接な関係のある他のバルト諸族のうち、西部および南西部に居住していたのがスカルヴィア人であり、今日では北東ポーランドとロシア連邦のカリーニングラードにあたる領域に居住していたのがヨトヴィンギア人とプロシア人である。

今日のラトヴィアの領域にかつて居住していたバルト諸族の中で最大のラトガリア人の名前は、のちに国名や民族名となったラトヴィアの基になっている。……ラトヴィア人の祖先としてはさらに、ダウガヴァ川南部にセロニア人が居住していた。クロニア[クール]人の居住地は、いまのラトヴィアおよびリトアニアの西岸部にあたる。リーガ湾岸には、言語系統的にはエストニア人に近いリーヴ人が居住していた。……エストニアの北東部ではフィン系のヴォート人の居住地が、今日の地名で言えばサンクトペテルブルクにまで広がっていた> (カセカンブ『バルト三国の歴史』)。

<12世紀末の時点で、バルト海東岸に住む人びとはヨーロッパ最後の多神教者となっていた。……バルト海に新たに現れ、そして運命的な存在となったのはドイツ人であった。1147年、バルト海沿岸の異教徒を対象とした最初の十字軍がスラブ系のヴェンド人に送られた。続く1157年、ザクセンのハイน์リヒ獅子公によって、バルト海沿岸における最初のドイツ都市としてリューベックが建設された。1160年代、リューベックを起点にドイツ人商人は北東へ活動を拡大し、バルト海に浮かぶゴットランド島のヴィスビーに交易の中心地を形成した。そこからバルト海東岸との交流が発展、拡大し、スカンディナヴィア人が利用していたバルト海沿岸のかつての交易路を急速に支配していった> (同)。

<教皇[アレクサンデル3世]は異教徒に対する戦争に関心をもち、リューゲン島を征服したデンマークのヴァルデマール1世を「十字軍戦士」として誉めたたえ、キリスト教世界を拡大することを夢見ていた。彼は、その夢をかなえようとして、1171(2)年にエストニア人およびフィン人にたいする戦争を聖地への十字軍と同一のものとする教勅を發布した。……しかし、北の世俗の権力者たちは、ただちにこの教勅に反応しなかった。というより、できなかった。1185年にデンマークがポメラニアのスラブ人を決定的に服属させて初めてその余裕が生まれ、デンマーク人、ドイツ人、そしてキリスト教化されたヴェンデ人が東に向かったのである> (山内進前掲書)。

<ヴィスビーを本拠地とするドイツ人商人は、ダウガヴァ川を利用して交易を始めた。1180年、商人とともにやって来たのが、ホルシュタイン出身のアウグスティヌス派修道会士マインハルトであった> (カセカンブ前掲書)。<マインハルトは、ダウガヴァ川沿いのリーヴ人の集落イクスキュル(ラトヴィア語でイクシュチレ)に小さな要塞と教会を建て(1184年)、バルト海東岸で最初の司教に任命された(1186年)> (志摩園子『物語 バルト三国の歴史』)。

ドイツ人は、リーヴ人居住地をリヴォニアと呼んだ。

1196年に死去したマインハルトの後任が、ベルトルトである。

<ベルンホルト[ベルトルト]は、力による支配の必要を認識し、1198年、教皇インノケンティウス3世(在位1198~1216年)から対リーヴ人十字軍を承認する教書を手に入れた。こうしてベルンホルトはザクセンから騎士を集め、兵力に恐れおののくリーヴ人をやすやすと撃破した。だが、ベルンホルト自身は、この交戦のさなかに命を落とした。一方、リーヴ人は、十字軍が去るやいなや、キリスト教の洗礼を無効にしてしまった>(カセキャンプ前掲書)。

#### (ロ) 司教アルベルトと帯剣騎士団

<三番目の司教となったアルベルト……は、教皇と神聖ローマ皇帝フィリップ(シュヴァーベン侯)の両方から支持を得て、足場をしっかりと固めた。1199年、教皇インノケンティウス3世は、リヴォニアにおける異教徒の改宗を目的とした十字軍を宣言した。……アルベルトは、1200年、5百人の十字軍兵士を乗せた23隻の船を率いてリューベックを出航し、ダウガヴァ川河口に向かった。防衛しやすさを第一に考慮して下流に本拠地を移すことが真っ先に決定された。こうして1201年、リーガが建設された>(同前)。

アルベルトは司教座をリーガに移し、リーガは、宗教、商業、植民地化の拠点となる。

1202年、アルベルトは、司教座の移転に劣らぬ決定、すなわち、刀剣騎士修道会(帯剣騎士団)を設置した。

帯剣騎士団は、<十字軍の間隙を埋めることによって武力による伝道を成功させることには大いに貢献した。というのも、十字軍の兵士は誓約の期間がすぎるとすぐに帰国してしまうために、継続的にその兵力を期待することはできなかったからである>(山内進前掲書)。

教皇インノケンティウス3世は、帯剣騎士団を承認した。

<十字軍に最初に征服されたのは、1206年に敗れたリーヴ人であった。……洗礼を受け、リーヴ人は帯剣騎士団の最初の同盟者となった>(カセキャンプ前掲書)。

セロニア人、ラトガリア人がこれに続く。これら諸族が改宗したのは、キリスト教徒の戦力に戦慄したからであるが、そればかりではなく、かれらがたびたびリトニア人に襲撃されていたため、味方が必要だったことにもよる。

<1207年、彼[アルベルト]は、ドイツに帰国して、国王フィリップによって辺境伯の地位をあたえられ、リヴォニア司教区を帝国の封土と承認された。彼は、神聖ローマ帝国の第94番目の聖界諸侯となったのである>(山内進前掲書)。

#### (ハ) エストニア人を征服

<帯剣騎士団とその新しい同盟者であるラトガリア人ならびにリーヴ人は、1208年、エストニア人征服のために北上した。エストニア人は、政治的に統一されておらず、南部のウガンディ(ウガウニア)とサカラ(サッカリア)は当初、侵略者に独力で抗戦した。1217年、統一エストニア軍は、めったに行われることのない野戦で、十字軍とその同盟者のリーヴ人およびラトガリア人に手ひどい敗北をこうむった。……その結果、南部ならびに中部エストニアは帯剣騎士団の支配下に入った>(カセキャンプ前掲書)。

1218年、司教アルベルトは、エストニア北部の征服のために、デンマーク王ヴァルデマー2世に助力を要請。

<アルベルトと帯剣騎士団に加え、当時の北ヨーロッパでは最強の国であったデンマーク王国が北の十字軍の中核であった。デンマーク王ヴァルデマ12世[ママ]は、1206年と1208年に行った軍事遠征ではエストニアの地に足場を築けなかったが、1219年、みずから大軍を率いて北部エストニアに侵攻した。……ヴァルデマ12世[ママ]はこうして制圧したエストニア人の砦の近くに城郭を建てた(レヴァル)。これがのちにタリンとなるのであった。スウェーデン王ヨハン1世もこの地を狙っていた。1222年、西部エストニアに上陸したが、リフラに残した守備隊がサーレマー島のエストニア人による攻撃で全滅してしまった。こうしてスウェーデン王の野望が打ち砕かれたのち、スウェーデン人は北部に標的を移して作戦を一新し、フィンランドの未征服地に傾注したのである>(同前)。

1227年に至って、最後まで抵抗していたサーレマー（エーゼル）島のエストニア人が、凍結した海を渡ってきた帯剣騎士団に屈した（といっても、その後も何十年にもわたって反乱を繰り返したのであるが）。

## (二)デンマーク、アルベルト、帯剣騎士団の対立

＜獲得した領土の分配方法をめぐり、デンマーク人、リーガ司教アルベルト、帯剣騎士団は相争った。この争いは、当時のヨーロッパにおける教皇と神聖ローマ皇帝の間の権力争いにも関係していた。エストニア人の征服後、帯剣騎士団、デンマーク人、アルベルトの三つ巴の争いは表面化した。1227年、帯剣騎士団がレヴァルならびにデンマーク支配下のエストニア公国領を奪い取った。教皇は、使者を派遣してこの争いを収めようとしたが、うまくいかなかった。というのは、帯剣騎士団には他に収入の道がなかったのである。騎士団には、徴税か新しい土地の征服しか稼ぐ方法がなかった＞（同前）。

＜騎士修道会はいつのもにかアルベルトの統制を離れて、自立した勢力として活動し、エストニア人はいうまでもなく、リーヴ人やラトヴィア人に対してもしばしば武力を行使し、彼らを搾取していた＞（山内進前掲書）。

＜刀剣騎士修道会は、リヴォニアの征服事業が進展するにつれて、司教アルベルトに対して、全リヴォニアおよびその周囲に住む今後改宗するであろう異教徒の土地の、それぞれ3分の1を要求しつづけた。……アルベルトは、「主の家の壁」として日夜、活動する騎士修道会のために、1207年、リヴォニアの3分の1をあたえた。……今後、獲得するであろう土地については、アルベルトは「持っていないものを与えることはできない」という理由で、これを拒絶した。しかし、リヴォニアの騎士修道会は、執拗にその3分の1を求めた＞（同）。

＜刀剣騎士修道会の、搾取ともいえる被征服民に対する支配は、かえって北の先住民たちの反乱を引き起し、新キリスト教徒を兄弟として尊重するように求めたローマ教皇の願いも、いとも容易に無視された＞（同）。

＜刀剣騎士修道会は、……エストニアへの遠征でも独自の領土を獲得した。この騎士修道会が得たこの成果は、バルト海中・東部沿岸地帯の征服とキリスト教化の歴史にとって、画期的な意味をもった。というのも、独自の政治的・財政的基盤をもった、異教徒と戦うための騎士修道会国家、つまり恒常的な「十字軍国家」がここに成立したからである。この組織形態は、13、14世紀におけるバルト海沿岸地帯のキリスト教化の中心的担い手となったプロイセン騎士修道会でもとられることになった＞（同）。

1229年、アルベルト没す。

## (ホ)ドイツ騎士団（リヴォニア騎士団）へ

＜1236年の夏、リトアニアを討伐するために編成された十字軍増援部隊がリーガに到着＞（同前）、帯剣騎士団とともにリトアニアに侵攻した。しかし、サウレ（現シャウリヤイ）の戦いにおいて、帯剣騎士団は壊滅的敗北を喫する。

＜帯剣騎士団の残党は1237年、ドイツ騎士団の配下に入り、リヴォニア分団となった。ドイツ騎士団は、もともとは1190年にイェルサレムのドイツ人たちによって聖母マリア病院修道会として、アッコ[アッコ]で設立されたものである＞（カセキャンプ前掲書）。

上記の病院団体は、ドイツ国王の死去に伴ってドイツ人騎士が帰国することになった時、存立を続けるために戦闘集団へと転身した。ドイツ騎士修道会（ドイツ騎士団）の成立である（1199年）。

1211年、ドイツ騎士団をハンガリー国王が招聘した。＜国王は、異教徒であるクマーン人（トルコ系ヨーロッパ人）による襲撃からハンガリーを守るために、そのフロンティアを騎士修道会に委ねたのである。……ドイツ騎士修道会は、積極的に植民活動に従事しつつ、クマーン人に対する防衛から攻撃に転じ、その支配地を拡大していった＞（山内進前掲書）。

ドイツ騎士団は、帯剣騎士団を真似た。すなわち、自らの支配地をハンガリー国王の統治権から切り離し、独立した騎士団国家を作ろうとしたのである。1225年、ハンガリー国王はドイツ騎士団を追放した。

ところが同年冬、今度はポーランドがドイツ騎士団を招聘したのである。プロシア人に対する防衛のためであった。対プロシア人戦争については、ポーランドの項で扱う。

<1237年に、リヴォニアの刀剣騎士修道会を傘下に収めたドイツ騎士修道会は、その東のフロンティアにノブゴロドつまりロシアを有することになった> (同前)。

<エストニアやリヴォニアにおけるロシア側の態度は、ヴェンデ人に対する1200年以前のザクセン大公やその他の西側の君侯、貴族と異ならなかった。彼らにとって大切なのは物質的利益であって、ギリシア正教の伝道ではない> (同)。

なお、1238年に教皇の仲介で、エストニアの北半部がデンマークに、残りの南半部とリヴォニアがドイツ騎士団に委ねられることが確定している。

<第4回十字軍[1202~1204年]がコンスタンティノープルを占拠して以来、インノケンティウス3世をはじめとするローマ教皇はカトリックの支配を東方教会にも及ぼそうとする試みに着手する> (同前)。

1222年、教皇ホノリウス3世が、ギリシア正教徒を「分離主義者」と規定。

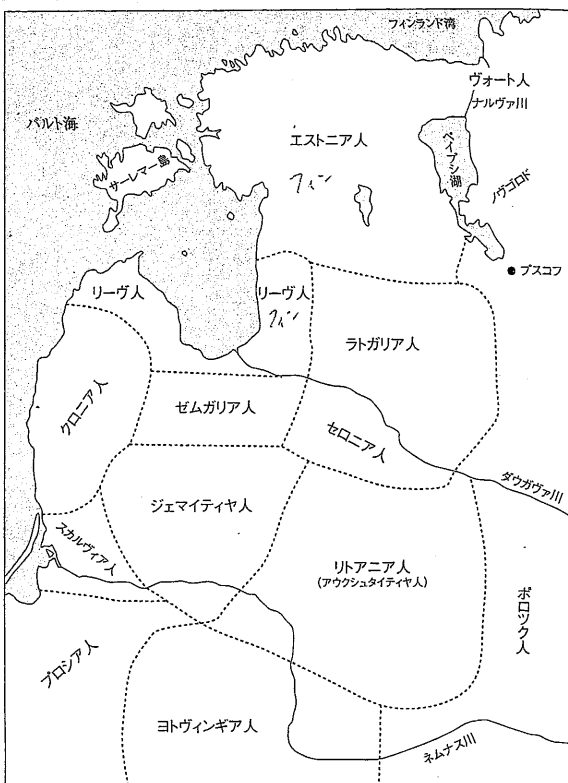
<[教皇]グレゴリウス9世の「分離主義者」に対する十字軍は、1240年、スウェーデンのネヴァ川侵攻、デンマークと騎士修道会によるイズボルスクとプスコフの占領によって実行に移された> (同前)。

ネヴァ川での戦いについては前述したが、プスコフを奪還したのもノヴゴロド公ネフスキーである。ネフスキーは、パイプシ(露語でチュド)湖の“氷上の戦い”でドイツ騎士団を撃破した(1242年)。ちなみに、映画『アレクサンドル・ネフスキー』を製作したエイゼンシュテイン(『ポチョムキン』も製作)は、リーガで生まれた(母がロシア人、父がユダヤ系ドイツ人)。

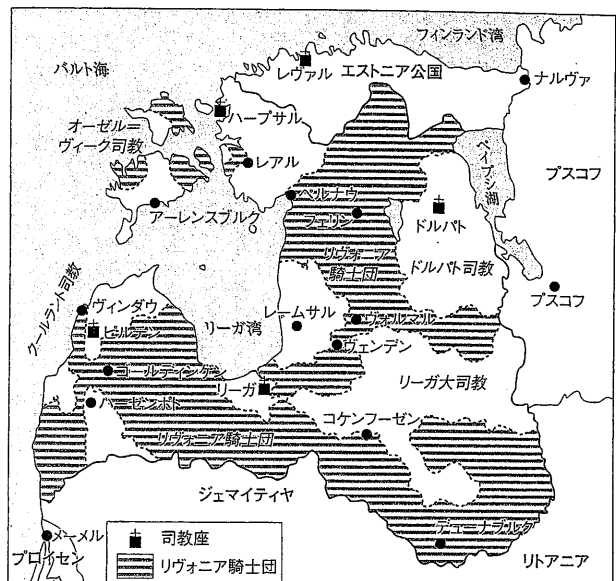
<『ノヴゴロド年代記』によれば、ロシア人はレットガリア(ラトヴィア語でラトガレ)を再び獲得したとあ> (志摩園子前掲書)る。ラトヴィア人をレット人とも呼ぶ。

<ドイツ騎士修道会は、ノブゴロドへの侵攻を完全に断念して、その全精力をプロイセンとリヴォニアに、そしてその両者を分断しつつ修道会に大きな脅威をあたえつづけたリトアニアに振り向けることにした> (山内進前掲書)。

鉄器時代末期のバルト地域 (1150年頃)



中世リヴォニア (1340年)





<ドイツ騎士修道会のリヴォニア支部は、リヴォニア騎士修道会[リヴォニア騎士団]と呼ばれ、独自の活動を続けた。これは1260年代にクール人を、1290年にセミガリア[ゼムガリア]人を倒し、リヴォニアでの征服活動を完成し、リーガの大司教と支配を分かった> (同)。

<1290年の異教徒とキリスト教徒の間の戦線が、今日のラトヴィアとリトアニアの境界にほぼ一致している> (カセキャンプ前掲書)。

1346年、デンマーク国王は、北エストニアをドイツ騎士団に売却した。エストニア人の大蜂起(1343年)に手を焼いたためらしい。こうして、現在のエストニアとラトヴィアのほとんど全域がドイツ騎士団領(広義のリヴォニア)となった。

他方、リーガ、タリン(レヴァル)、タルト(ドルパト)、パルヌ(ペルナウ)などが、ハンザ都市になっていく。

<ハンザ同盟も騎士団もともに14世紀の後半に最盛期を迎えた> (志摩園子前掲書)。

### iii) リトアニアの大国化

#### (i) リトアニア王ミンダウガス

「リトアニア」の名が初めて史料に現れるのは、1009年だという。

<地勢が峻険で、食料や鉱産物に特に見るべきものがなかったため、キリスト教徒もこの異教徒たち[リトアニア人]にあまり関心を払わず、リヴォニアやエストニアへの伝道と征服が優先された。事実、リトアニア人は、生産性の低い農業と隣接するリーヴ人やレット人からの掠奪によって生計をたてていた。

しかし、リトアニアは、時間を稼ぐことができた。隣接するプロイセンやリヴォニアが次々と征服されるのを目のあたりにして、諸部族は協調への気運をもった。さらにロシアやとくにモンゴルの勢力が切迫した恐怖をあたえる状況のなかで、危機感が増幅されていた。

このような事情を踏まえて、諸部族を巧みに組織化し、軍事力を強化し、リトアニアを独立した種族へとまとめあげ、今日にいたるまでリトアニアという国家と、独自の言語であるリトアニア語を存続させることに成功した偉大な支配者が登場する。彼の名をミンダウガス(在位1246~1263年)という> (山内進前掲書)。

<彼[ミンダウガス]は、リトアニアの自由人たちをかれのために戦わせる体制を整えた。彼の騎士たちはモンゴル軍の騎馬戦術を習得し、歩兵は槍と斧をもち、レット人の傭兵は弩(いしゆみ)を用いた。彼の軍は強力であり、彼の支配への意志は強烈だった> (同)。

<1240年代半ば、ミンダウガスの勢力圏は、西はジェマイティヤ、東はミンスク、南は黒ルーシまで拡大していた。

しかしながら、ミンダウガスの情け容赦のない権力拡大は、親族間の戦いを招かずにはいなかった。ミンダウガスはおじや甥から土地や財産を奪って追放したが、これらの者が近隣の勢力、すなわちリーガ司教やハリチのルーシ人と手を組んだのである。攻撃してくる連合軍を切り崩すために、ミンダウガスはリヴォニア騎士団と同盟関係を結んだ。1251年に騎士団から洗礼を受けた見返りに、教皇は1253年、ミンダウガスがリトアニアの王として戴冠することを認めた。こうして騎士団との間では和平が結ばれたが、王位の代償としてジェマイティヤを騎士団に譲渡せざるをえなかった> (カセキャンプ前掲書)。

<1260年、攻勢に出たジェマイティヤ人は、ドゥルベ(ドイツ語でドゥルベン)の戦いで騎士団に大勝した。これが、プロシア人をはじめとして、騎士団に従属したばかりの先住民からの反撃ののろしとなった。……リヴォニアではクロニア人とサーレマー島のエストニア人が反乱を起こし、時を同じくして従属していたはずのゼムガリア人が寝返った。この機をとらえたミンダウガスは作戦を変更し、ジェマイティヤ人の味方についた。ミンダウガスはリトアニアからキリスト教聖職者を追い出した。だが、その支配は1263年に終わりを告げる。王位を狙う親族に暗殺されたのであった。……ミンダウガス後に、キリスト教は何の痕跡も残さなかった> (同)。

#### (ii) 大国の基礎を築いたゲディミナス

<その[ミンダウガス暗殺]後、リトアニアでは断続的に五人の支配者が確認できる。そして、1289年の騎士団との戦いにプティグイダスとプクヴェラスの兄弟があらわれた。プクヴェラスの息子たち、わ

けても、兄のヴィテニスを継いだゲディミナス（在位 1315 頃～41 頃）からリトアニアのあらたな歴史が始まることになる（前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』）。

＜約百年の間、[プクヴェラスに始まる]ゲディミナス朝の支配者は皆似たような難題を抱え続けた。それは、北および西では騎士団と、東ではルーシ人と、南ではポーランド人との戦争だった＞（カセキャンプ前掲書）。

リヴォニアとプロイセンをつなぎたい騎士団は、たびたびジェマイティヤに攻め込んだが、13 世紀後半に繰り広げられた騎士団とリトアニアとの戦争は、勝ち負けを繰り返すことに終始する。共に、掠奪や放火を行なった。

また、騎士団と対立するリーガ（大司教および市民）は、ヴィテニスを呼び寄せている（1298 年）。＜リーガに入ったヴィテヌス[ヴィテニス]はドイツ騎士修道会のリヴォニア司令部を破壊した＞（山内進前掲書）。

＜ヴィテヌスは、さらにプロイセンに攻め込み、多くの植民者を殺し、捕虜としてリトアニアに連れ去った。この事態に危機感を覚えた騎士修道会は総長とドイツの君主たちに十字軍の派遣を訴えた＞（同）。

【注 ドイツ騎士団の本部は、アッコン陥落（1291 年）以来、ヴェネツィアにあった。1309 年にプロイセンのマリエンブルク（現マルボルク）へ移転。】

＜14 世紀にほとんど止むことなく続いた、ドイツ騎士修道会とリトアニアとの戦いは、……一種の「消耗戦」だった＞（同前）。

＜ドイツ騎士修道会の騎士たちも、十字軍参加者もリトアニアへの進軍とそこでの掠奪と破壊、放火で満足せざるをえなかった。その後、攻撃軍はプロイセンやリヴォニアに帰還した。そうしなければ、反撃され、危険だったからである。それゆえ、このような形での戦闘は「軍旅……」と呼ばれた＞（同）。

＜軍旅は、ほぼ一世紀にわたって繰り広げられた。その戦いは、もはや異教徒を殺害するか改宗させるための聖戦ではなく、騎士修道会の存在意義を示すための儀式であり、掠奪と殺戮、破壊のための遠征でしかない。……軍旅の魅力は、中世の騎士のように何の憐憫もなく敵の住民を殺し、焼き、奪うことによって戦う訓練を行い、騎士としての経験を比較的容易に積ませることができたことだった＞（同）。

＜1322 年、大公ゲディミナスはプロイセンからの軍旅に対して、リヴォニアのドルパット[タルト]を襲撃し、破壊した。翌年、彼の兄弟であるプスコフ侯にエストニアに侵攻させ、リヴォニアの騎士修道会をそこに釘付けにしたうえで、ネムナス河口に主力部隊を送り、メーメル（現クライペタ）を占領した。さらに 8 月にはサモギィティア[ジェマイティヤ]を、9 月にはドブリン[ドブジン、騎士団が占領したポーランドの都市]を荒しまわった＞（同）。

ゲディミナスはまた、東方にも軍を進め、分裂状態にあったルーシ諸侯を併呑し、現在のベラルーシの大部分を支配下に置く。そして、領土の中央にあたるヴィリニウスを首都と定めた。

ゲディミナスは、政治的手腕や外交感覚においても優れていた。リトアニアは、住民の大半が正教徒であるルーシ人（ルテニア人）となったが、ゲディミナスは多神教を維持したが故に、一つの宗派に偏ることのない政策を遂行しえたと言うこともできよう。

＜多神教の神官の間に上下関係はなく、大公自身が宗教上の最高権力者として最も重要な儀式をとり行っていた。大公の尚書長官の下には、西方の国ぐにとラテン語で通信するフランシスコ会の書記官や、東方の封臣および他の同盟国と公文書用ルテニア語[キリル文字の官房スラヴ語]で連絡を取り合うルテニア人書記官がいた。当時、リトアニア語はまだ文語としては発達していなかった＞（カセキャンプ前掲書）。

ゲディミナスは、ルーシ人の信仰や慣習法を容認したのである。

＜大公ゲディミナスは、1323 年に各修道会やハンザ都市、そしてローマ教皇に書簡を送り、植民者、商人、宣教師などの派遣を求め、国内のキリスト教徒に対して国王の保護をあたえることを約束した＞（山内進前掲書）。

ゲディミナスは、ユダヤ人をヴィリニウスに招いたことでも有名である。

同様のことは、ゲディミナスの婚姻政策にも示されている。ゲディミナスの息子アルギルダスがヴィテプスク最後の公の娘と結婚（1318 年）し、この公国を支配下に置くと、1325 年、カトリックに改宗

させていた娘のアルドナをポーランド国王の息子カジミェシュと結婚させた。1331年には、ゲディミナスの別の娘をガーリチ・ヴォルイニ公国のユーリー2世と結婚させ、さらに1333年、娘のアイクスタ（正教に改宗）をモスクワのセミヨン（後の大公）に嫁がせている。こうしてゲディミナスは、西方の安全を確保し、東方への備えを固めたのであった。

ゲディミナスは、大国としてのリトアニアの基礎を築いたのである。

#### (ハ) アルギルダスによる領土拡大

ゲディミナス没（1341年）後、リトアニアはその七人の息子間で分割され、ヴィリニウスを統治していたヤヴヌーティスが大公位を継ぐ。しかし、兄弟たちによって廃位され、モスクワ大公になっていた義兄セミヨンのもとに走った。

1345年、ゲディミナスの子アルギルダスとケーストゥティスの兄弟が、強力な二頭体制を確立する。ヴィリニウスをおさえたアルギルダスは大公位に上り、東部を支配した。ケーストゥティスは、トラカイを中心に西部を支配下に置いた。

アルギルダスはまず、義兄弟であるガーリチ・ヴォルイニ公ユーリー2世が死去すると、これまた義兄弟であるポーランド国王カジミェシュ3世と同公国を分け合い、ヴォルイニを得る。

＜ゲディミン[ゲディミナス]同様、たくみな婚姻政策と積極的な軍事行動によって東・南方へ領土の拡大をはかり、モスクワの利害と衝突するにいたったのはオリゲルド[アルギルダス]である。彼は1352年には一時スモレンスクの放棄をよぎなくされるが（それは西方でポーランド、ハンガリーと衝突していたからであった）、婚姻関係をつうじてトヴェーリ、スーズダリ=ニジェゴロド公国にたいし影響力を行使し、プスコフとノヴゴロドには親リトアニア派をつくりだすことに成功した。オリゲルドはさらにヴィテブスクを相続によって獲得し、チェルニゴフ、ノヴゴロド・セーヴェルスキー、ブリャンスクを占領し、63年にはキエフを再征服した。……かくしてリトアニアは旧キエフ大公国領のほとんど5分の3を自領とするにいたる＞（前掲『ロシア史1』）。

【注 「ゲディミン」「オリゲルド」は、ポーランド語から音訳したロシア語名と思われる。】

「キエフを再征服」について説明しておく、1324年、イルピン川の戦いにおいて、ゲディミナスはキエフ公国に勝利していた。アルギルダスは1362年の青水（シニューハ川）の戦いで、キエフ公国の宗主国たるキプチャク汗国（ジョチ・ウルス）軍を撃退したのである。これをキエフにおける“タタールの軛”の終わりとするならば（実はそう単純ではないのだが）、モスクワより百年ほど早い。

【注 キプチャク汗国という呼称は、「ロシアにおけるモンゴル人=タタール人国家」と捉える立場のものであり、バトゥがサライを首都とした（1242年）ことをもって建国されたとする。他方、ジョチ・ウルス（ジョチ（家）の領土・国）という呼称は、ロシア以外のモンゴル人の動向も含めたものであって、アルタイ山脈を水源としオビ川に合流するイルティシュ（イルトゥイシ）川流域に、チンギス汗の長男ジョチが形成したウルスを起源と捉える。ジョチはチンギス汗から、南シベリアから黒海北岸にいたる諸地方の征服を命じられていた。ジョチの次男バトゥが、この任務を受け継ぐ。ジョチ・ウルスの東半分は、バトゥの兄オルダが統治した。】

アルギルダスはまた、ウラジーミル大公位をめぐるモスクワとトヴェーリの抗争に介入している。

キエフ大公国解体後、ロシアは分領公国（一種の独立国）に分裂していた。＜13世紀初頭のロシアにおいて最大の勢力をほこったのは、ヴォルガ川とオカ川にはさまれたウラジーミル=スーズタリ公国であった＞（前掲『ロシア史1』）。フセヴォロド公が初めてウラジーミル大公を名乗る（在位1176～1212年）。

1237～1242年、バトゥ率いるモンゴル軍がロシアを席卷し、ポーランド、ハンガリーまで攻め込んだ。バトゥはヴォルガ流域にとどまって、ロシア諸公国を従属下に置く。モンゴルによるロシアの支配とは、周知のように、税の徴収である。また、ロシア諸公がその地位を保全されるためには、キプチャク汗のヤルルイク（特権状）が必要であった。

ネフスキーも、恭順策をとることによってウラジーミル大公位に就いた（在位1252～1263年）が、ネフスキー没後、ウラジーミル大公国は分裂した。

＜ウラジーミル大公位は13世紀末には実質的な権威を喪失する。つぎの時代を指導するのは大公爵

内の新興勢力であるトヴェーリとモスクワであった> (同前)。

<トヴェーリの名は、年代記では1209年の項にはじめて登場する。……モンゴル軍による破壊(1238年)のあとは、……ノヴゴロドにたいするウラジーミル大公国側の拠点都市となるにいたった。……最初のトヴェーリ公はアレクサンドル・ネフスキーの弟ヤロスラフであった。トヴェーリは、やがてヤロスラフ公がその後ウラジーミル大公にのぼるなどして、大公国内での地位を高め、13世紀末には大公国における最強の公国に成長、それじたいが大公国とよばれるようになっていた> (同)。

<年代記の1147年の項にはじめて姿をあらわすモスクワは、13世紀末にいたるまでウラジーミル大公国の一辺境の町にすぎなかった。それがいわば自前の公をえて、自立的・永続的な公国の中心となるのは、アレクサンドル・ネフスキーの死(1263年)後まもなくして、彼の末子ダニールが、ここを自領とするようになってからのことである。ダニールはやがて領土拡大に乗りだし、1300年にはリャザン公国からコロムナをうばってモスクワ川下流域を制するとともに、オカ川方面へも進出、さらに1302年にはペレヤスラヴリ・ザレスキーをも相続によって獲得する> (同)。

14世紀前半におけるモスクワとトヴェーリの陰惨な大公位争いは、結局、モスクワの勝利に終わる。

キプチャク汗国の対ロシア政策は、モスクワをトヴェーリへの牽制手段として用い、モスクワが優位になるとトヴェーリを対抗馬として利用するというものであった。

<ところが[13]30年代にはいると……ハンはモスクワを北東ロシアの盟主の地位においたまま、それをとくに牽制しようとする意志をみせなくなる。西方から進出してきたリトアニアにたいする抑えとして、モスクワを考えねばならなくなったからである> (同前)。

モスクワとトヴェーリの抗争は再燃した。<モスクワはトヴェーリを支配下におこうとして、その内紛に介入したのである。これにたいしトヴェーリ大公のミハイルは義兄弟のリトアニア大公オリゲルドに援軍をもとめ、リトアニア軍は1368年と70年の二度モスクワにせまった。……この段階になってミハイルも公然とウラジーミル大公位を要求し、モスクワとトヴェーリはふたたび……ヤルルイクの獲得合戦にはいった。……彼[ミハイル]は1372年にも、一度はモスクワと講和したオリゲルドを説いてモスクワを攻撃するが、これも失敗に終わり、1375年にはついに単独で、モスクワを中心とするロシア諸公の連合軍をむかえ撃たなければならなくなる。戦いに敗れたトヴェーリがモスクワと結んだ条約では、ミハイルはモスクワのドミートリーを「兄」としてうやまうべきことが定められた> (同前)。

ちなみに、「モスクワのドミートリー」とは、クリコヴォの戦い(1380年)でママイ率いるモンゴル(タタール)軍を撃破したことにより、ドンスコイ(「ドン川の(公)')と呼ばれた人物である。

<アルギルダスは、歴代のリトアニア大公の中で最も多くの領域を併合することに成功した> (カセカンパ前掲書)。

<ゲディミナスは西方への書簡の中で彼自身を「王 rex」と言及し、アルギルダスはビザンツ帝国への書簡の中で彼自身を「皇帝 bazileus」と呼んだ。ドイツの歴史資料でも彼らは同様に言及された。……したがって、少なくとも1386年にヨガイラがポーランド王になるまでキリスト教世界である西方から正式な承認を得ていなかったにもかかわらず、リトアニアは実質的に王国であった> (エイディンタスほか『リトアニアの歴史』)。

<リトアニアは、西方のバルト海沿岸にある、民族的(エスニック)で、異教のリトアニア諸地域と、東方のルーシ人の住む、人口も多く、正教的で、非常に広大な諸地域とから成る二文化的国家になった。リトアニア大公国のこうした東方の諸地域では、モスクワ国家のロシア人とは別個にスラヴのルテニア民族の形成が始まり、のちにそこから近代のベラルーシ人とウクライナ人が発展した> (同)。

<リトアニアが多くのルーシの地域を併合したとはいえ、ゲディミナスとアルギルダスの両者はそうした土地を支配する権利と引き換えに金帳[キプチャク]汗国に貢納しなければならなかった> (同)。

ケーストゥティスの事績はよくわからないが、ドイツ騎士団とよく対峙したが故に、アルギルダスは南および東で領土を広げることができたのであろう。

## (二)クレヴォ合意とヴィータウタス

アルギルダスは1377年に死去し、その地位を長男のヨガイラ（ヤギェウオ）が継いだ。

＜ヨガイラがリトアニアの支配者になると、それに従うことをよしとしなかった彼の兄弟が、モスクワ公国のディミトリ・ドンスコイと結んで、ヨガイラに対抗した。こうしてリトアニアはロシアからの圧力にもさらされることになった。そのためヨガイラはドイツ騎士団との停戦を求め、1380年には秘密条約に署名した＞（志摩園子前掲書）。

ヨガイラは、クリコヴォの戦いの際に、ママイ側についている（戦闘には遅れたが）。

これらのヨガイラの対外政策に不満を持ったであろうケーストゥティスは、ヨガイラをヴィリニウスから追放し、大公位に就いた（1381年）。

ヨガイラは、ドイツ騎士団の援助を得てヴィリニウスを奪回、＜1382年にケーストゥティスとその息子のヴィータウタスをクレヴァ（クレヴォ）城に監禁し、再び自らの権威を確立した。ケーストゥティスはクレヴァ城で殺されたが、ヴィータウタスは城を逃げ出して騎士団に助けを求めた＞（カセカンブ前掲書）。

＜ヨガイラは祖父とは違って、東西のどちらにも永続的な同盟者を求めるか決めかねていた。1382年10月、彼は騎士団と協定を結び、ジムジ[ジェマイティヤ]の割譲と四年以内の洗礼とを約束した。ついで、この時間を利用してモスクワとの交渉にはいった。痺れを切らした騎士団が翌年7月に攻撃を再開すると、ヨガイラは、……ドイツ騎士団のもとに逃げていたヴィータウタス（ヴィトルト）にグロドノとポドラシェを与えて寝返らせ、急場をしのいだ。一方モスクワとの交渉では、大公ドミートリー・ドンスコイは自分の娘とヨガイラとの結婚、正教の受容だけでなく、長上権を主張してゆずらなかった＞（前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』）。

【注 上の引用書の巻末にある系図には、ヴィトルトに＜カトリックでの洗礼1383＞、＜正教での洗礼1384＞との記述がある。前者は分かるとして、後者は不明。】

＜ヨガイラは、モスクワ公国との同盟か、騎士団との同盟かの選択に迫られた。そのとき、ポーランド貴族から提示されたのが、ポーランド王位であった。ポーランド側の意図は、共通の敵である騎士団に対抗するためにポーランド女王ヤドヴィガの夫にヨガイラを迎えることにより、ポーランド王位を狙うオーストリアのハプスブルク家のヴィルヘルムを阻止することであった＞（志摩園子前掲書）。

＜1385年8月、クレヴォでの合意が成立し、ヤギェウオがヤドヴィガと結婚しポーランド国王となると、またヤギェウオとその臣民が洗礼を受け、彼の支配地をポーランドに組み込むこと、そして新国王はポーランドが騎士修道会に奪われた東ポメラニア等を奪い返すことが確認された＞（山内進前掲書）。

クレヴォ合意で注目すべきは、次のようなヨガイラの文言があることである。＜自らのリトアニアとルーシの地をポーランド王国王冠に永遠にアプリカーレする＞。つまりルーシ人は、大公国を構成する二つの“基幹民族”の一つとして認知されていること。

アプリカーレは「付け加える」という意味であるが、その解釈や法的拘束力については評価が分かれる。クレヴォ合意について、リトアニアでは両君主の婚姻のみに関わる契約とみなす人が多いが、他方、「クレヴォ合同」という表現は親ポーランド的であろう。以下のリトアニアとポーランドとの関係（条約等）について、「連合」を用いるか「合同」を用いるかも同様である。

1386年、クレヴォ合意をうけて、ヨガイラはポーランド王ヴワディスワフ2世ヤギェウオとして即位。＜これがヨーロッパ東中央部大半を約二百年にわたって支配し続けたヤギェウオ朝の始まりである＞（カセカンブ前掲書）。

ヨガイラは、リトアニアにカトリック化に着手（1387年、ヴィリニウス司教座の創設）。この政策は、当然にもルーシ人に不満をもたらした。

＜ドイツ騎士団は、その[クレヴォ合意の]破棄に向けてこうした分離主義を利用した。わけても[ヨガイラが弟をリトアニア副大公に任命したように]不遇のヴィトルト（ヴィータウタス）が1389年にふたたび騎士団のもとにはしり、ヴィルノ[ヴィリニウス]攻撃の先頭に立った。ヴワディスワフ・オポルク公も騎士団にドブジンを抵当物件として差し出すとともに、ポーランドの分割を画策した。緊迫する情勢のもとで王と指導層はヴィトルトと妥協し、1392年、リトアニアの総督権が彼に与えられた（オ

ストルフの合同) > (前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』)。

ヴィータウタスがいつリトアニア大公となったかについては、文献によって異なる。いずれにせよ、1401年のヴィリニウス・ラドムの連合によってヴィータウタスが自立した権力を握り、リトアニアの支配者ということが確定。この頃からリトアニア大公国という名称が定着したという。

(ホ)バルト海から黒海まで

<ヴィトフト[ヴィータウタス]はかつてオリゲルドがおこなったと同様の積極策を東・南東方に展開した。彼は大公国内東スラヴ人地域の分領諸公国(ヴィテブスク、ノヴゴロド・セーヴェルスキー、東ポドリア地方、オカ川上流地方の諸公国)の自立性をうばい、1395年にはスモレンスクを征服した。モスクワはこれを容認した。スモレンスク公ユーリーがリトアニア支配をきらって、モスクワに庇護をもとめたときにも、モスクワはリトアニアとの衝突をおそれて、これを拒絶した。ヴァシーリー[1世、モスクワ・ウラジーミル大公]が1391年にヴィトフトの娘ソフィアを妻にむかえていたことが、モスクワのこうした態度の一因となっていた> (前掲『ロシア史1』)。

ヴィータウタスはまた、キプチャク汗国領への侵攻を試みている。汗の地位を追われたトクタミシュ(トフタムイシ)がヴィータウタスを頼ってリトアニアに亡命してきたことが契機となった。トクタミシュは、ルーシ諸国に対する宗主権を譲ることを約束したという。ヴィータウタスとしては、この軍事行動によって、ポーランドに対するリトアニアの自立性を確保することも、目的の一つであった。1397年、1398年の二度の遠征では、ヴィータウタス軍は黒海北岸まで至っている。これに気をよくしたヴィータウタスは、“タタール十字軍”を目論む。

1398年10月、ヴィータウタスはドイツ騎士団とザリンヴェルダー条約を結び、ジェマイティヤを譲る代わりに騎士団の援助を取り付けた。ヴィータウタスは“タタール十字軍”を宣言し、教皇ボニファティウス9世から祝福を受けている(1399年5月)。

“タタール十字軍”(リトアニア大公国、ポーランド王国、ルーシ諸公国、モルダヴィア公国、ワラキア公国、ドイツ騎士団)＋トクタミシュ軍(約3万8千人)は、キエフを出発してドニエプル川沿いに南下し、1399年8月、ポルタヴァ付近のヴォルスクラ川でキプチャク汗国軍(約9万人)と激突した。結果は、“十字軍”の惨敗であった(偽装退却にひっかかったらしい)。ヴィータウタスは、南方への領土拡大を断念することになる。

1397年、1398年の遠征時、ヴィータウタスは、カライム人およびタタール人をクリミアからリトアニアに連れ帰った。カライム人は、ユダヤ教カライ派を信仰するテュルク(トルコ)系の集団であり、トラカイ周辺にコミュニティを形成した。タタール人(リプカ・タタール)は、その後、言語的にはスラヴ化されたが、イスラムを信仰することによってアイデンティティを維持した。両集団は戦場での能力を買われ、傭兵隊として組織されていく。

【注 <14世紀末および15世紀のリトアニアにはタタール人外人部隊が定住していて、そのうちの一集団は「タタール・カザーク」……の名で知られていた> (ヴェルナツキー『東西ロシアの黎明』)。

<ヴィータウタスはモンゴルへの貢納を停止し> (エイディンタスほか前掲書) たというが、時期不明。

ヴォルスクラ川の戦いでの敗北は、ヴィータウタスをしてポーランドに近づけた。南への拡大が無理なら、目指すは北だからである。ジェマイティヤをドイツ騎士団に委ねておく理由はなくなった。他方、ヨガイラもヤドヴィガを失った(1399年)ことによる地位の弱体化から、ヴィータウタスの力を必要とした。かくして、前述したヴィリニウス・ラドムの連合に至ったのである。

その直後の1401年3月、ドイツ騎士団による支配を拒んでいたジェマイティヤ人が反乱を起こす(第1次蜂起)。当初、ヴィータウタスは反乱とは無関係を装っていたが、ヨガイラの弟シヴィトリガイラがリトアニア大公位を要求して騎士団側として参戦したことにより、ヴィータウタスとの正面对決となった。

両軍とも決定的勝利をあげることができず、東方遠征を優先したかったヴィータウタスは、ドイツ騎士団と和約を結ぶ(1404年)。その内容は、ザリンヴェルダー条約を再確認するものであった。リトアニアからすればジェマイティヤは貴重なバルト海への出口であったが、ヴィータウタスにとっては、騎

士団との交渉の重要なカードでもあったのである。ヴィータウタスは、ヨガイラと内戦状態だった時期にも、二度（1384年、1390年）同じカードを切っていた。

1406年、ヴィータウタスはプスコフを攻撃し、さらにノヴゴロドをも脅かす。この遠征については、ドイツ騎士団も支援したという。他方、モスクワ・ウラジーミル大公ヴァシーリー1世は、この時、義父に対抗して軍を進めた。

遠征を終えた1408年末、ヴィータウタスとドイツ騎士団との関係は、騎士団総長の交代もあり悪化する。ヴィータウタスはヨガイラを説得し、騎士団との決戦で合意した。

1409年5月、飢饉に見舞われたジェマイティヤ人は再び反乱を起こす（第2次蜂起）。ヨガイラが飢饉に苦しんでいるジェマイティヤ人を救うために派遣した穀物船20隻が騎士団に鹵獲されるのを見たヴィータウタスは、公然と騎士団との戦端を開いた。

＜騎士修道会は、ボヘミア国王ヴァーツラフ4世とハンガリー国王ジギスムント（在位1387～1437年。1411年から神聖ローマ皇帝）と同盟を結び、全西欧に十字軍に参加するよう呼びかけたうえで、1409年8月6日にポーランド国王に宣戦布告状を送達した。騎士修道会は、リトアニアの参画を理由として、異教徒との戦いを戦争の正当原因として掲げている＞（山内進前掲書）。

騎士団は、リトアニアの改宗は偽装であると主張していた。また、ジェマイティヤ人は、実際に改宗していなかった。

＜リヴォニアの分団は先に結ばれていたリトアニアとの停戦協定を順守してドイツ騎士団を支援せず、騎士団はそのまま戦いに突入することとなった＞（カセカンプ前掲書）。

1409年9月～1410年6月の停戦期間を挟み、1410年7月、ポーランド・リトアニア連合軍は、プロイセン領に踏み込む。ジャルギリス（波語グルンヴァルト、独語タンネンベルク）の戦いで、ドイツ騎士団は壊滅的敗北をこうむった。ヴィータウタスは偽装退却を用い、約千人のリプカ・タタールが活躍したという。また、フス派義勇兵もポーランド援護にかけつけている。しかし、騎士団の本拠を落とすことはできなかった。

1411年のトルン和約で、ヴィータウタスとヨガイラの存命中という条件付きながら、ジェマイティヤはリトアニア領となる。

＜西方では、ヨガイラとヴィータウタスが異教徒とイスラム教徒のタタールを使って偽りの勝利を手にしたという噂が広まった。ヴィータウタスとヨガイラはそのため1413年にジェマイティヤ人の洗礼を始めた＞（エイディンタスほか前掲書）。

1413年初め、ヴィータウタスと騎士団の使節団代表との間に、以下のようなやりとりがあったという。騎士団側は、諸条約の文書等を示し、ジェマイティヤ領有の正当性を主張した。ヴィータウタスは次のように応えた——あなたは私の父祖伝来の土地を盗もうとしているが私はそれを守る、騎士団の父祖伝来の土地はどこなのか、と。

＜ヴィータウタスは騎士団のジェマイティヤへの要求を論駁するのに歴史的で民族的（エスニック）な根拠を用いた。彼の意見では、リトアニアがキリスト教国になったときジェマイティヤの遺贈に関する古い文書はその法的効力を失うのであった＞（同前）。

＜ヴィータウタスは共通の言語に基づいてジェマイティヤを要求した＞（同）。ヴィータウタスによれば、バルト系であるプルシ人の土地（プロイセン）も“父祖伝来の土地”なのであった。今風に言えば、先住民の権利を主張したといえよう。しかし、リトアニアが多民族を支配する帝制的性格を有したことを考えると、危うさももつ。

#### （ハ）コンスタンツ公会議

＜ドイツ騎士団との戦いは、コンスタンツ公会議での論争を挟んで断続的に続いた＞（前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』）。

コンスタンツ公会議（1414～1418年）は、教会大分裂（シスマ）を収束させるために開かれたものである。

＜公会議は、皇帝ジギスムントのイニシアティブの下に野心家のローマ教皇ヨハネス23世（在位1410～1415年）によって招集された。教皇ヨハネス23世は、自らがこれを招集することによって、唯一の



教皇となることを狙っていた。実際には、彼は1415年に廃位を宣言され、他の教皇も退けられて、1417年にマルティヌス5世が選出されて、この分裂は終了する> (山内進前掲書)。

コンスタンツ公会議は、チェコ人のヤン・フス(1369~1415年)を異端と断定し、焚殺したことで高い。つまり、信仰問題も議論されたということである。その場で、ドイツ騎士団とポーランド・リトアニアとの論争が展開された。騎士団としては、キリスト教世界の世論の支持を得られるかどうか、自らの存亡がかかっていた。以下、山内進前掲書に依って論争内容を紹介する。

騎士団は、次の二点を主張した。①騎士団は異教徒に対するキリスト教の擁護および布教の防護壁にして出撃の砦であった。騎士団が行なってきた対異教徒の戦争は「正戦」であり、その結果獲得した地方の支配・所有は政治的にも法的にも正当である。②従って、このような騎士団に対する戦争は反キリスト教的であり、まして、異教徒を傭兵としたポーランド国王がプロイセンに侵攻するのはキリスト教徒を根絶するため>としか言いようがない。

しかし、ポーランド・リトアニアがキリスト教国であることは、ローマ教皇庁によって確認されていた。むしろ、教皇庁は騎士団に対して、リトアニアを攻撃しないように命じていた(1404年)のである。それ故、ポーランド・リトアニア使節団のウラディミリによる反論は、第一の点に向けられた。すなわち、“聖戦論”を真っ向から批判したのである。

ウラディミリは、穏健な異教徒をも殺し奪う騎士団の暴虐の根源は、「ホスティエンシスの見解」にあると指摘した。「見解」とは、14世紀の代表的な教会法学者ホスティエンシスが示した異教徒に対する法的認識である。この「見解」は、キリストの生誕以来、すべての裁判権、統治権、名誉、所有権が異教徒からキリスト教徒へと移り、今日では異教徒のもとには存在しない、とする。

しかし、この「見解」は、“盗むなかれ、殺すなかれ”、あるいは、“汝が望まないことを他人にしてはいけない”というキリスト教の教えに背くものであると批判し、ウラディミリは独自の法理論を展開した。

異教徒もまた神の被造物であり、「キリストの羊」である。キリストのもとで、キリスト教徒も異教徒もともに等しく保護されなければならない。およそ法たるものは、<平和のうちに生活を送ろうと望んでいる者たちを攻撃する者たち>を認めない。

教皇や皇帝が騎士団に与えた特権は、それが異教徒の権利を一般的に否定するものであるならば、それは法そのものによって無効である>。

また、騎士団による“軍旅”は、特定の祭日(“神の休戦”)に行なわれており、私欲に基づくものではない。この行為は、<キリスト教に敵対する風習>である。

さらにウラディミリは、異教徒は奪われたものの返還をキリスト教徒の裁判所に対して請求できると主張した。また、異教徒の支配する地域では、キリスト教徒もその支配に服さねばならないという見解を示した。なぜなら、支配権等は人間の法に基づくものであり、キリスト教徒と異教徒との区別は神法に基づくものだからである。<神法は神の福音に由来するものであり、自然的理性に由来する人法を廃絶するものではない>。

コンスタンツ公会議は、ウラディミリの主張を退けた。<しかし、ポーランドもウラディミリも敗北したわけではない。/公会議はもとより、騎士修道会に対して同情的だったと思われるマルティヌス5世ですら、ポーランドに対しては言うまでもなく、ウラディミリその人に対して、断罪するような行動にでることはまったくなかった。彼は、ポーランドのヴィタウトスとヴワディスワフ2世をロシアにおける教皇代理に任命さえしている> (山内進前掲書)。

<1422年、メルノでリトアニアとドイツ騎士団の間の恒久平和がようやく結ばれた。騎士団はジェマイティヤに対する領有権を放棄したものの、メーメルはその手に残した。西部では、リトアニアの領土がバルト海まで延びてリヴォニアをプロイセンから隔てる形で、プロイセンとリトアニアの国境が画定し、19世紀までそれが維持されることになる> (カセキャンプ前掲書)。

<騎士団とリトアニアとの係争問題は消滅し、以後の戦いはポーランド王冠のみがおうことになる> (前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』)。

<14, 15 世紀にあつては、その[「北の十字軍」の]担い手は、ドイツ騎士修道会にほぼ独占されていた……。この意味において、「北の十字軍」は、「タンネンベルクの戦い」とともに実質的に終焉したといえるであろう。

たしかに、フスの処刑を契機として 1419 年にはじまった「フス戦争」の際に十字軍が派遣されているし、その後も何度か十字軍がロシアの支配地域に送られている。しかし、フス派への十字軍は「異端」に対するものであり、ロシアとの戦いもスウェーデンが散発的に担ったにすぎない。異教徒を實力によって討伐し、その地をキリスト教化するという作業を実行する意思と可能性は、ドイツ騎士修道会の弱体化とともに、15 世紀初頭にほぼ消失していた> (山内進前掲書)。

“聖地”への十字軍は、アッコンの陥落(1291 年)で終了している。言うまでもないことであるが、十字軍に対するイスラム勢力の認識は、「フランク人(蛮族)による侵略」であった。

#### (ト) ヴィータウタスの内政

内政面では、ヴィータウタスは集権化を進めている。

<ヴィータウタスは……。分領公国(公の息子たちに分配された公国)の古いシステムを廃止し、こうした公国には代官を任命して全ての権力を自身的手中に収めた。……/しかしながら、ヴィータウタスの下での最も重要な変化は社会的な性質のもの、すなわち領主騎士層の成長であった。貴族への大規模な農民の割り当ては、占領した地域でゲディミナス家の者が領主になったことを意味した> (エイディンタスほか前掲書)。

ヴィータウタスはまた、ゲディミナスと同様、ユダヤ人を招いている。

<ヴィータウタスは中央ヨーロッパでのペストの大流行をきっかけに発生した迫害から逃れてきたユダヤ人を呼び寄せ、リトアニアに定住させることで商業の活性化を図った。1388 年から 89 年にかけて、ユダヤ人信仰と経済活動の自由を認め、特許(Ⓐ)を与えてユダヤ人を公の保護下に置いた。ユダヤ人への暴力行為に対しては、貴族への暴力行為と同等の処罰が下された> (カセカンブ前掲書)。

さらにヴィータウタスは、信仰の二元性に対処している。彼は、カトリック組織のネットワークを作る一方、リトアニア府主教を創設した(コンスタンティノーブルは認めなかった)。

<騎士団との戦いが続く中、ヴィータウタスとヨガイラは 1413 年、ヴィータウタスの没後に行われるリトアニア大公選挙はポーランド王の同意を必要とする旨を規定したホロドウォ合意を結び、両者の結束を誇示した。カトリックのリトアニア人貴族にポーランド貴族の紋章を使用することが認められた。これはリトアニア人貴族のポーランド化にとって重要な一歩であったが、正教のルテニア人貴族についてはこの合意で規定されなかったため、大公国内のリトアニア人の特権的地位を制度化するものでもあった。さらに、大公国でもポーランドの慣行にならった行政区分が採用され、再編成により県単位に分けられた> (同前)。

#### (フ) ヴィータウタスの絶頂

ヴィータウタスは、1419 年に始まったフス戦争にも介入している。

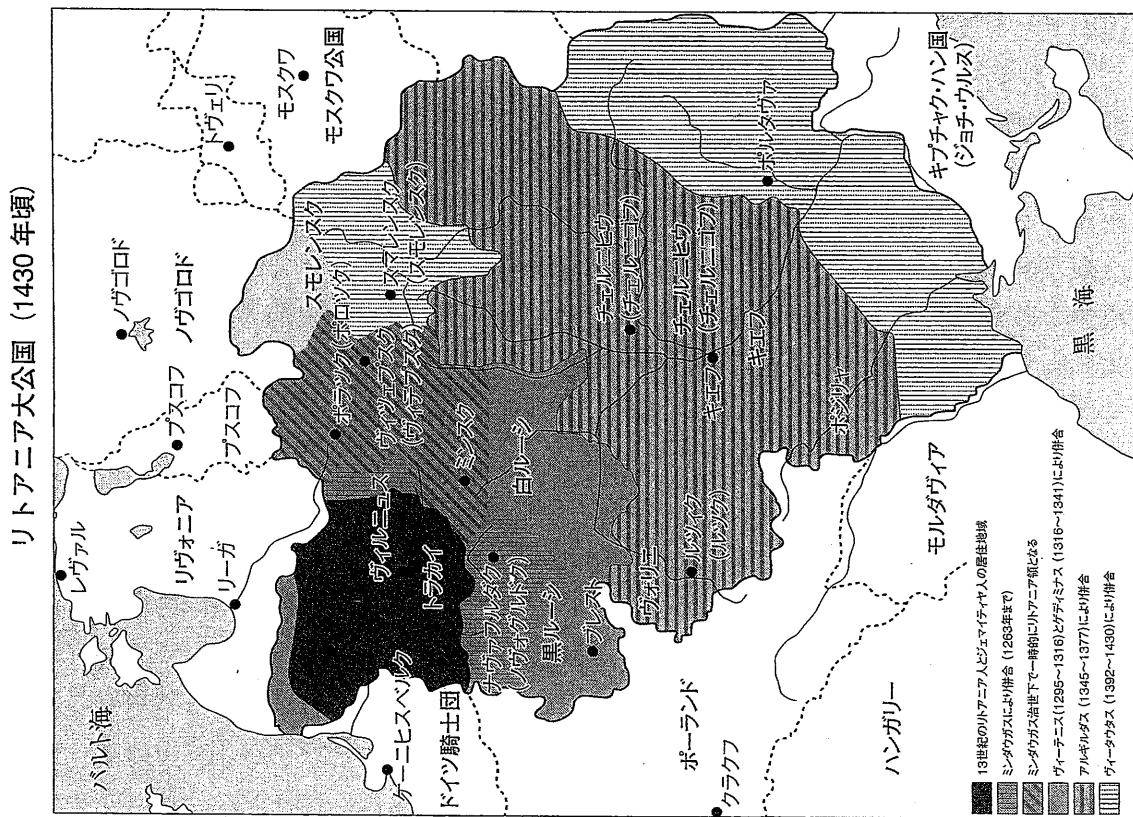
<ヴァシーリイ 2 世の父、ヴァシーリイ 1 世が死んだ 1425 年頃には、ロシア[ルーシ]の土地の大部分を統合する役割はモスクワ大公よりもむしろリトアニア大公によって果たされるかに見えた。当時ヴァシーリイ 2 世はまだ 10 歳の子供[ママ]で、モスクワ公一族の内部には何の統一性もなかった。この少年の叔父たちの一人は大公の位を競い合っていたし、ヴァシーリイ 1 世の在世中にさえ混乱が生ずる可能性が予想された。これを避けるために、ヴァシーリイ 1 世は(1423 年に作成された)遺言で自分の妻と子供たちを岳父であるリトアニア大公ヴィータウタスの後見に委ねた。このことはヴァシーリイ 1 世の死後、ヴィータウタスがモスクワ大公国問題に介入する口実を与えることになった。しかもそれから一、二年のあいだに、トヴェーリ大公国とリャザン大公国の両国もヴィータウタスの宗主権を承認した> (ヴェルナツキー前掲書)。

<1427 年、彼[ヴィータウタス]は一人娘ソフィアの息子である孫のヴァシーリイ 2 世がモスクワの公位を確保するのを助けるため、モスクワに進軍した。……後になって内戦が勃発するとはいえ、このときは公位を確保するのにヴィータウタスの力を誇示するだけで十分だった。その遠征はヴィータウタスの東方の領土を固めた。1426 年にプスコフが、1428 年にノヴゴロド・ヴェリーキーが併合された> (エ

イディンタスほか前掲書)。

ヴィータウタスの権威のクライマックスは、1429年に自らが主宰したルツクでの国際会議である。会議には、ポーランド王ヨガイラ、ルーシ諸公、神聖ローマ皇帝ジギスムントが出席し、教皇、ビザンツ皇帝、デンマーク国王、ドイツ騎士団の使節（エイディンタスほか前掲書によれば、キプチャク汗国の使節も）が参加した。ヴィータウタスは、その場で戴冠するつもりであったが、王冠を運ぶジギスムントの使者をポーランド貴族が拘留したため、王冠は届かず、戴冠は実現しなかった。

1430年、ヴィータウタス死去。彼の野望は、全ルーシを統合し、リトアニアを王国とすること、そしてリトアニアを中東欧列強の一つとすること、ではなかったか。



(9) ポスト・ヴィータウタスの時代

<ヴィータウタスの死後、ポーランドとの人的同君連合の存続が問題となった。ヴィータウタスが後継ぎを残さず死去したため、その弟のシグムントとヨガイラの弟シュヴィトリガイラが大公位をめぐる対立し、リトアニアは十年にわたる内戦に突入した。シュヴィトリガイラはリヴォニア騎士団やルーシ諸公国、タタール人に支援を求め、シグムントはポーランドに支援を求めた。1435年の……「ウクメルゲ(ヴィウコミェシ)の戦い」……ではシュヴィトリガイラが敗れたものの、1440年にシグムントが暗殺された> (カセカンプ前掲書)。

シュヴィトリガイラは分離主義的であるため廃位され(1432年)、逆にシグムントは親ポーランド的であったため、ルーシ人貴族の反発を買ったという。

<同年[1440年]、リトアニア大公として即位したヨガイラ末子カジミェシ(カジミェラス)は、その

七年後、ポーランド王で兄のヴワディスワフ3世がオスマンに対する無謀な軍事行動中に戦死すると、ポーランド王に選出された。カジミェシは王位を認めてもらうために、同輩裁判、大公国の官職に関する専権、土地の所有権や農民に対する権限、といったさまざまな特権をリトアニアの貴族に与えた。貴族の所領に住む農民は国税を免除されたが、領主からの高まる賦役義務の要求に従うようになった。さらに、リトアニア大公国の領土保全とポーランドからの自立も認めた。1447年のリトアニア大公カジミェシのポーランド王への選出は、人的同君連合の成立を意味した。これ以降、君主は主にクラクフに居住し、リトアニア大公国の実際の統治は、カトリック教徒のリトアニア大貴族が形成する評議会の手にゆだねられた> (同前)。

カジミェシの死後、1492～1501年は、ヤン・オルブラフトがポーランド王でアレクサンデルがリトアニア大公。1501年にヤン・オルブラフトが亡くなると、アレクサンデルがポーランド王の座を引き継ぎ、これ以降、常に同一人物がポーランド王とリトアニア大公に就いている。

ルーシ諸国をめぐるリトアニアとモスクワの対抗関係は、モスクワの優位へと転じることになる。

<1447年にヴァシーリイ2世がモスクワ公国内のライバルたちを制圧すると、彼は東ロシア最強の君主として登場することになった。さらに1449年にはモスクワとリトアニアの間に友好と相互不可侵の条約が締結され、トヴェーリ公国はリトアニアの影響下に入ったが、リャザンは入らなかった。この条約は東西ロシア関係における重要な画期の一つで、東ロシア問題にリトアニアが優位を占めた短い時代の終わりを画するものであった> (ヴェルナツキー前掲書)。

<古代キエフ・ルーシ国家の領土全体の相続を主張するモスクワ大公国は、大公イヴァン3世(在位1462～1505年)の下で「ルーシ人の土地の回収」を急速に進めた。リトアニアは西進するモスクワの反撃に四苦八苦し、同盟国のノヴゴロドが1478年にモスクワに従属させられるのも防ぐことはできなかった。カジミェシ王は、東方で積極方針をとるよりもヤギェウォ朝の中央ヨーロッパにおける運命に関心があった> (カセカンブ前掲書)。

カジミェシは神聖ローマ皇帝の娘(ハプスブルク家)と結婚、その長男はボヘミア王、ハンガリー王となる。

モスクワとクリミアが同盟していたのに対し、リトアニアはキプチャク汗国と同盟していた。しかし、1480年にキプチャク汗国軍とモスクワ軍が対峙(「ウグラ河畔の対峙」)した際、リトアニアは援軍を送ることができなかった。

<イヴァン3世は、即位後しばらくこの[旧キエフ大公領]方面での行動をひかえていたが、80年代後半からしだいに積極策に転じる。とくに1492年、カジミェシ4世が没し、リトアニアとポーランドの同君連合が一時解消されるや、モスクワ軍の攻勢が強まった。戦争はモスクワ側の優勢のうちに終わり、94年の休戦条約締結とともに、リトアニアは、戦争中におこなわれていたオカ川上流地方の諸公の、リトアニアからモスクワへの勤務替えを承認し、ノヴゴロド、プスコフ、トヴェーリ、リャザンにたいする干渉をやめることを約した。この戦争中にイヴァンがもちいた「全ルーシの君主(ゴスダーリ)」という称号も、リトアニアの承認するところとなった。しかしこの条約もモスクワの攻勢をとめることはできず、1500年ふたたび戦端がひらかれた。戦争はモスクワ軍の圧倒的勝利に終わり、1503年、6年間の休戦条約が結ばれた。モスクワはドヴィナ[ダウガヴァ]とドニエプル両川の上流地域、ならびにデスナ川流域(いわゆるセーヴェルスキエ諸公国など)に広大な領土を獲得した。ヴァシーリー3世治世の1512年にも戦端がひらかれた。モスクワ軍は何度か攻勢をくりかえしたのち、1514年にスモレンスクを占領する。リトアニアもあらたにクリミアと結んで、同年秋オルシャ近郊でモスクワ軍を破ったが、結局領土奪回はず、22年、5年間の休戦条約が結ばれた。この休戦はその後も更新され、両国関係はひとまず安定する> (前掲『ロシア史1』)。

<中世リトアニア国家の歴史については、これまでさまざまな評価がなされている。リトアニア大公国には多くのスラヴ人(ベラルーシ人、ウクライナ人、ロシア人)が暮らしており、ベラルーシの歴史家にいわせれば、この大公国はリトアニア人だけでなくベラルーシ人が創設したのだという。ウクライナの歴史家は、ウクライナは独自の国家建設を目指していた関係から、リトアニアのカトリック主義を、あたかも大ロシアの拡大主義と同様なものとしてみている。ポーランドの歴史では、リトアニアはポー

ランドに吸収されたことにより、リトアニア人は完全にロシア化される前に救われたことになる。これらに対してリトアニアの歴史では当然、国家の源、国家の伝統を強調し、ロシア化についてもポーランド化と同様に拒否している> (志摩園子前掲書)。

上記のことが示すのは、各国が、自民族解放史観に基づく“国史”に固執する限り、いわゆる“歴史認識”の一致は難しいということであろう。

#### iv) バルト海東岸地域をめぐる覇権争い

##### (1) モンゴル帝国について

<タタールのくびきなしでは、モスクワはルーシの中心になり得ず、またロシアの歴史はまったく違ったものになった> (宮野裕『「ロシア」は、いかにして生まれたか』)。そこで、モンゴル帝国について説明しておきたい。

<7世紀のなかばにはじめて歴史に姿を現わしたモンゴルという民族は、最初はタタルと総称される諸部族のなかの一部族であった> (護雅夫ほか編『中央ユーラシアの世界』)。<中央アジアの突厥[テュルクの音写であり、トルコの語源]やウイグルの側からは、自分たちとは異なる人びとをタタルと総称した> (宮脇淳子『最後の遊牧帝国』)。<このことば[古代トルコ語のタタル]がロシア語に入り、複数形タタール[キリル文字略]の形で使用された> (同)。

<北アジアでは、古来多くの遊牧民が興亡したと中国の正史は伝えているが、民族の興亡のたびに人びとがすべて死に絶えたわけではない。『後漢書』『鮮卑伝]の永元年間(89~105年)の記事には、「匈奴の余種の残留する者がなお十余万落ほどあり、みな自ら鮮卑と号した」とある。いつの時代もこれと同様のことが起こったはずであるから、中央ユーラシアで活躍した遊牧民族が、純一の種族で構成されていた時代は、かつて一度もなかったといえる。

このことから考えて、匈奴はモンゴル系かトルコ系か、鮮卑や契丹はモンゴル系民族であったか、というような論争は、意味のない議論であるといわねばならない。……

また、血統の方から見るならば、姓の違う人間とでなければ婚姻関係を結ばない、族外婚制を習慣とした遊牧民が、現在のわれわれが考えるような単一の種族や民族であった可能性は、全くない> (同)。

<遊牧民の社会組織の基礎単位は、家族を別とすれば、父系の氏族である。氏族が集まって部族を構成する。部族には固有の言語がある。部族が連合して遊牧国家を形成するが、これを現代の観点からみれば民族ということになる。遊牧国家の公用語は、部族語のどれか、または外国語である。そうした遊牧国家が成長して、遊牧民のみならず都市民・農耕民をも支配するようになったものが遊牧帝国であり、その最大限に達したものがモンゴル帝国であった> (前掲『中央ユーラシアの世界』)。

もう一点、ネストリウス派キリスト教がモンゴル高原に伝わったことを付記しておく。1007年、タタルの一部族であったケレイトの王が改宗。

<キタイ[契丹]人が外モンゴルに都市を建設して、外モンゴルから中国に通ずる交通路が開けたのに伴って、西方からキリスト教徒の商人が、草原の道を通して外モンゴルにやってくるようになったのである。商人たちが持ち込んだキリスト教の信仰は、外モンゴルのケレイト部族だけでなく、内モンゴルのオングト部族にも広がり、この二つの遊牧部族は、それから二百年以上も、モンゴル高原でもっとも有力なキリスト教王国として繁栄した。13世紀のモンゴル時代になっても、チンギス・ハーンは最初ケレイト王オン・ハーンに仕え、元の世祖フビライ・ハーンの母ソルカクタニ・ベキもオン・ハーンの姪で、キリスト教徒であり、ソルカクタニ・ベキの位牌は、元朝の時代には甘州(甘肅省張掖県)のキリスト教会に安置されていた> (岡田英弘『世界史の誕生』)。

<ネストリウス派キリスト教の公用語はアラム語で、経典はアラム文字のアルファベットを用いて書かれた。キリスト教が中央ユーラシア草原の遊牧民の間に広まるにつれて、アラム文字も広まり、遊牧民はそれを利用して、自分たちの言葉を書き表すことができるようになった。こうしてアラム文字がトルコ語に応用されてウイグル文字になり、ウイグル文字が1204年になって、チンギス・ハーンによってモンゴル語に応用されてモンゴル文字になり、モンゴル文字が1599年になって、清の太祖ヌルハチによってマンジュ(満洲)語に応用されてマンジュ文字になるのである。そういうわけで、1007年のケ

レイト王のキリスト教改宗は、アルファベットの普及という点で、中央ユーラシアの文明に大きな影響を残したのである> (同)。

キリスト教が伝わったのに伴って、当然、西方の情報もそれなりに伝わったとみるべきであろう。

<7世紀にアルグン河溪谷の小さな部族であったモンゴルは、10~11世紀には、契丹が建てた遼帝国の外縁にあって成長し、12世紀には、契丹に取って代わった女直[ジュシェン]の金帝国の同盟遊牧部族の一つとなって、多くの有力氏族に分かれた> (宮脇淳子前掲書)。

【注 <金朝を建てた民族の名を、正史である『金史』では女直と写す。遼、元、明朝の正史でも、女直と写す。……よく知られている女真という漢字名は、宋と高麗、朝鮮の史料に記された民族名である> (同)。】

<チンギス・ハーンの出たキヤン氏族は、モンゴル部族のなかでも最も西寄りのケンテイ山中に牧地を持ち、すぐ西隣はケレイト部族であった> (岡田英弘前掲書)。

後にチンギス・ハーンとなるテムジンの事蹟が明確なのは、すでに文字を持つケレイト王国との関係ができた1195年からである。

<この年、金帝国は、辺境をさわがす遊牧民に対して、大軍を送って大規模な討伐作戦を実行し、同時に同盟部族に命じて背後から敵を攻撃させた。この命令に応じた一人がモンゴル部族のテムジンで、仇敵のタタル(烏古)部族を攻めてその部族長を殺し、金軍の総司令官から百人隊長の位階を与えられた。これからテムジンは、金帝国の協力者として、勢力を築き始める> (同前)。

「百人隊長」については後述。

1195年、ケレイト王国で内紛が起き、トグリル・ハーンの弟がテムジンのもとに亡命し、翌年にはトグリル・ハーンも亡命してきた。

<テムジンは、父イエスガイがトグリル・ハーンのアンダ[盟友]であった縁で、トグリル・ハーンを父と見なしてその部下となり、それから二人は協力して、金帝国に敵対する他の遊牧部族の討伐に乗り出した。金帝国はトグリル・ハーンに「王」の称号を授けたので、トグリル・ハーンは「オン・ハーン」として知られるようになった。/ケレイトのオン・ハーンとモンゴルのテムジンの協力は1202年まで続き、それまでに外モンゴルの諸部族はほとんど二人の支配下に入った> (同前)。

しかし、1203年になって二人の間に対立が生じると、テムジンはケレイト王国を滅ぼす。

<テムジンは翌1204年にナイマンのタヤン[金から授かった称号「大王」]・ハーンを滅ぼし、同年、金の国境付近に位置し、モンゴル族の長年の敵であったタタル部族に進軍して徹底的な大虐殺をおこない、タタル族を潰滅させた。/こうしてハンガイ山脈から大興安嶺にいたるモンゴル高原の遊牧民を支配下に入れたテムジンは、1206年春、オノン河源の地に全部族、氏族の代表者のクリルタイ(大集会)を召集した。彼はその決議によって正式に王位に登り、カムすなわち巫術師(シャマン)の選んだ名であるチンギス・ハーンという称号を採用したのである> (前掲『中央ユーラシアの世界』)。

<司馬遷が描写する匈奴の風俗は、千数百年後のモンゴル人そのままである。風俗だけでなく、東方を担当する左翼、西方を担当する右翼、万人隊長以下、十人隊長に至る十進法の身分の格付けという匈奴帝国の制度は、これからあとの代々の遊牧帝国に引き継がれて伝統となる。チンギス・ハーンのモンゴル帝国でも、東方の部族は左翼の万人隊長、西方の部族は右翼の万人隊長の指揮下において、部族長たちは千人隊長と呼ばれ、それぞれの下には百人隊長、十人隊長があった> (岡田英弘前掲書)。

匈奴の王号は「単于」であったが、柔然は「カガン(可汗)」という新しい王号を採用し、それが「ハーン(汗)」の基である。これまで注釈なしに「汗」を用いてきたが、ハーンと読んでいただきたい。

<チンギス・ハーンの時代は、部下の師弟から優秀な者を選択して番士(ケシクテン)と名づけ、戦時には近衛兵とし、他の日には侍衛とした。……これが宮廷であると同時に政府であった> (宮脇淳子前掲書)。

また、キタイ帝国とモンゴル帝国との関係も注目に値する。

<キタイ帝国の制度は、それまでの遊牧帝国とは違って、遊牧型の政治組織と中国型の都市文明を結合したものであった。……この遊牧と都市の二本立てというキタイ帝国の制度は、のちのモンゴル帝国に引き継がれて、その制度の原型となったのである> (岡田英弘前掲書)。

<[キタイ帝国の]官僚組織には北面官と南面官があり、北面官は遊牧民を、南面官は定住民を管轄した。キタイ皇帝以下の皇族・貴族たちは、それぞれ私領を持ち、私領は遊牧民と定住民の両方から成っていた。キタイ皇帝の私領を「オールド」といい、財団のような組織で、皇帝の死後もそれぞれのオールドは存続した。オールドはまた、皇帝の住む大天幕と、それに従う廷臣たちの住む天幕群をも指す。皇帝は遊牧民らしく、どの都市にも住まず、自分の宮廷を引き連れて、春・夏・秋・冬それぞれ決まったキャンプ地を移動しつつ暮らした> (同)。

上の記述は、モンゴル帝国についての以下の記述と似ている。

<オゴデイ[第2代ハーン]は、……初めて徴税制度を定め、これまで免税であった遊牧民から、馬百頭ごとに牡馬一頭、牛百頭ごとに牡牛一頭、羊百頭ごとに牡羊一頭を徴収することにした。征服地の定住民に対しては、黄河の北では戸(家族)ごとに課税し、中央アジアでは人頭税を課した。これに伴って、ハーンの管理する倉庫が置かれた> (宮脇淳子前掲書)。

<オゴデイ・ハーンは、文書行政のセンターとして、中書省という秘書室を設け、中書令には契丹人の耶律楚材、左・右丞相には女直人の粘合重山(ネムハチュンシャン)とケレイト人の鎮海(チンカイ)を任命した。これがモンゴル帝国で最初の中央官庁であった。

たとえ遊牧国家といえども、帝国ともなれば情報と経済の中心となる都市が必要である。……オゴデイは、金を減ぼした翌年の1235年に、……オルホン河畔にカラコルム……城を築いた。

オゴデイ・ハーンは、まず中国式の万安宮を建て、ついで宮殿に付属する商工業区を設けた。中国やイスラム諸国から多くの職人や商人が連れてこられた。カラコルムから中国までの間に三十七の特別の駅伝[宿場]が設けられ、毎日帝国の各地から、食糧と酒を満載した五百両の車がカラコルムに到着した。ただし、オゴデイ・ハーン自身はカラコルム城内に住まず、一年の大半はカラコルムから半日あるいは数日行程の、四季それぞれ定まった地の大帳殿(オールド)に住んだ。遊牧帝国の「首都」と呼ばれた都市は、商人や職人が、ハーンや貴族たちが住むオールドに出張して奉仕するための補給基地で、その結果商業センターとなったものである。いつの時代も、政治の中心はつねにハーンの大オールドにあった> (同)。

キプチャク・ハーン国においても、オールドと都市(首都サライ)の関係は同じである。

<モンゴル帝国が一直線に、膨張に次ぐ膨張を続けた理由は、匈奴帝国以来の遊牧王権の性格にあった。一度成立した王権を維持するためには、君主は部下の遊牧民の戦士たちに絶えず掠奪の機会を与えるか、財物を下賜し続けて、その支持を確保しなければならない。そうでなければ、独立性の強い部下たちは、たちまち他の君主に乗り換えてしまうので、君主としては不断の征服戦争が、部下を満足させるのに一番手っとり早い方法であった> (岡田英弘前掲書)。

平原戦におけるモンゴル軍の圧倒的強さを支えたのは、騎射を得意とする軽騎兵軍団である。<モンゴル軍の兵士は全員が馬に乗り、しかも何頭もの換え馬を連れていたため機動力にすぐれていた> (前掲『中央ユーラシアの世界』)。この機動力があって初めて、陽動作戦(“偽装退却”)が可能だったのである。

またモンゴル軍は、新たな兵法を学び、それを発展させることにも長けていた。その最たるものが攻城法である。モンゴル軍が都市を落とした場合、職人などだけは本国に連れ帰り、兵器の製造などにあたせた。ホラムズ王国のある都市を攻撃した際、用いられた兵器は次のようなものであったという。槍を発射するための弩砲三千基、投石機五百台、ナフサ(石油)をつめた火焰弾を発射するカタパルト七百機、城壁を乗り越えるための櫓四千基、等々。

さらに、遊牧民であるが故の兵糧およびその配給システムも、兵力の維持にとって有効であった。

<しかし、モンゴルの征服戦争がつねに勝利をおさめた何より大きな原因は、彼らが前もって情報をよく集め、地理を調査し、綿密な作戦予定表をつくってそれに従って行動したことにある> (同前)。

モンゴル軍に対抗するためには、モンゴルの軍事システムを真似るしかなかった。一例を挙げよう。

モンゴル軍に追われたキプチャク(ポロヴェツ)人の一部は、奴隷(マムルーク)としてイスラム世界に流入した。スルタンたちは、その奴隷を自らの私兵として組織する。アッバース朝を滅ぼしたモンゴル(イル・ハーン国)軍が次の標的をシリアと定めたとき、<サーリフ[アイユーブ朝最後のスルタン]は……騎射部隊の養成に全力を注ぎ、また10人隊、100人隊というふうに、これもモンゴルを真似



て10進法を採用した> (牟田口義郎『物語 中東の歴史』)。

そしてマムルーク朝のバイバルスが、<両軍ともモンゴル式戦術と装備による> (同) 戦いにおいて、モンゴル軍を撃破したのである (1260年)。

#### (四) “ロシア” の誕生

<「黄金のオルド」のハーンは、ロシア史上はじめて戸口調査をおこなった。ダルガ (トルコ語でバスカクともいう) とよばれるハーンの代官が各地に駐在し、貢税を徴収し、駅伝や駐屯部隊を監督した。ロシアは、これによってはじめて、ひとつのまとまりを持つ地域となった> (宮脇淳子前掲書)。

ルーシにおける行政機関の形成といてよい。

<徴税・徴兵のために人口調査をするという方法は、中国で古くからおこなわれていたもので、モンゴル人は中国からそれを学んだのであった。これ以外にモンゴル人がルーシの地に持ち込んだものがある。それは方角を色で呼ぶ方法である。ルーシの南の地域 (現在のウクライナ西部) を赤ルーシ、西方を白ルーシ (現在ベラルーシという呼び名で残っている)、北を黒ルーシ (のちのモスクワ周辺) と呼んだのはモンゴル人である。東は青で、キプチャク・ハン国の中心は黄金である。これも中国人から学んだものである> (前掲『ポーランド・ウクライナ・バルト史』)。

<モンゴルの支配を受け入れることによって、ロシアは当時の国際社会の一員に組み込まれた。交易圏はさらに拡大し、ルーシのリューリク家の諸公たちは、チンギス・ハーンの血を引く黄金のオルドの皇女たちと競って婚姻を結び、ハーンの娘婿となってその特権を享受した。また、同族間で争いが起こったときも、公たちは、ハーンの歓心を買って自分に有利に計って貰うために、たくさんの貢ぎ物を携えて、サライに赴いた。ロシアの各地域間の紛争も、黄金のオルドのハーンの裁定を仰いだ> (宮脇淳子「ロシアにおけるチンギス統原理」、『ロシア史研究』第58号)。

宮野裕 (ロシア中近世史専門) は、モスクワが強大化した原因について、以下のように延べている。

<教会、それからルーシ諸公は、総じて言うならば、[タタールの] くびきのもとでもうまく生き延びたと言ってよいでしょう。教会について言えば、タタールは宗教的に寛容でしたから、教会は税や役務を課せられることはありませんでした。ルーシ諸公について言うならば、彼らはカン [ハーン] という上位の支配者にすぎること、自らの利益を固めることができました。その代表格が、14世紀前半のモスクワ諸公でした> (宮野裕前掲書)。

<モスクワが14世紀、とりわけ後半以降に目に見えて北東ルーシの中心になっていったことは、大きく二つの要素が関わっていると言えます。それは第一に、モスクワ諸公によるウラジーミル大公位の獲得とその長期的な保持です。そして第二には、ルーシの府教主座をモスクワが確保し、この府主教とモスクワ公とが緊密な関係を構築したことです。そしてこの二要素の形成は共に、タタールのくびきという背景があって実現したことでした> (同)。

第一の要素はヤルルィクの獲得競争に勝つということであるから、「タタールの軛」との関連は直接的であった。第二の要素は、モスクワのライヴァルであるトヴェーリ公と対立した府主教が、モスクワに居を構えたということである。

<イヴァン [1世。モスクワ大公在位 1325~41年] はカンの忠実な僕として振る舞い、カンの後ろ盾を得て競合者を排除することでモスクワ公国を強化しました> (同前)。

ネフスキー以降、モスクワの「忠実」さは際立っている。<特にその息子たち (ドミトリーとアンドレイ) がモンゴルから軍を引き出してライバルを駆逐する方法はモスクワのユーリーやイヴァン1世に引き継がれ、府教主座の取り込みもあってモスクワはこの地の一大勢力になりました> (同)。

<競合者との戦いのほか、大公イヴァンがウズベク [キプチャク・ハーン] からタタール税の徴収を請け負ったこともモスクワの強化にとって重要でした> (同)。

<政治だけでなく、軍事の面でも、ルーシの騎兵の編成も装備も戦術も、まったくモンゴル式になった> (岡田英弘前掲書)。<モスクワ市の、公に次ぐ統括職であった千人長職が前年 [1374年] に廃止> (宮野裕前掲書) や、<1399年にはモスクワは17のトゥム (トゥメン=万戸) を持つ大公国になっていた> (宮脇淳子前掲書) という記述をみると、例の十進法に基づく機構があったのであろう。

<ロシア人が初めて「タタールのくびき」をはねかえしたとされる 1380年のクリコヴォの戦いにつ

いて、ロンドン大学スラヴ東欧学部の Leslie Collins は、その実在性に疑問を呈している。／モスクワ大公ドミトリー・ドンスコイのママイに対する大勝利を、口をきわめて賞賛しているのは、ロシア正教の大司教の書いた年代記だけで、同時代の一次史料である外交文書類には、この戦いについて何の言及もないという> (宮脇淳子前掲論文)。

当時、ジョチ・ウルスでは、ハーン位継承争いが起きていた。

<ママイはチンギス・ハーンの子孫でないのに黄金のオルドのハーンを僭称した人物だった。一方、チンギス・ハーンの本当の子孫であるジョチの後裔トクタミシュが、ティームール (モンゴルのバルラス部族出身で、14 世紀末から 15 世紀初めに中央アジアを席捲した) の支援を受けて東方から来攻し、すでに 1378 年にアストラハンとサライを取っていた。トクタミシュは 1381 年カルカ河でママイ軍を撃破して黄金のオルドのハーンとなり、1382 年にはモスクワを占領した。

「タタールのくびき」をはねかえした英雄であるはずの、前述のモスクワ大公ドンスコイは、この時すでにモスクワから逃げ出していたが、かれの不在について、ロシアの年代記作者はこのように言い訳した。

篡奪者ママイを打ち破ったドンスコイは、本当の「ツァーリ」であるトクタミシュに手を挙げることを欲せず、「ツァーリ」自信がモスクワに向かって出馬したと聞いた時、町を離れた。

ロシア正教の僧侶である年代記作者ですら、チンギス統原理について否定していない> (同前)。

ただし、ドンスコイは北東ルーシ諸公国を糾合し、軍事同盟を結んでいる (1374 年)。

またドンスコイは、クレムリ (クレムリン) を石造りにした (1367 年)。これによって、前述したアルギルダスによる攻撃に耐えることができたのである。

<タタールとの関係について言えば、1360 年代以降、カン・トクタミシュの一時期を除いて恒常的に分裂、内訌が続いており、モスクワにとっては自立のチャンスに満ちた時期でした。しかしサライの正統なカンに対しては、当時のモスクワをはじめとするルーシ諸公、教会もまた、これを「ツァーリ」と呼び、これを宗主と認め続けました> (宮野裕前掲書)。

これが、15 世紀半ばまでの状況だったのである。

<15 世紀に入ると、「黄金のオルド」では、大オルド[サライを中心とするウルス]の他、クリム (クリミア半島とウクライナ草原を含む) やカザンやアストラハンをそれぞれ根拠地とするジョチの後裔たちの宗主権争いが、絶えまなく起こった。その間も、ジョチの後裔たちはモスクワやポーランド・リトアニアを攻めたので、モスクワ大公たちは、そのたびに、当面の敵と対抗しているオルドと同盟を結んだ> (宮脇淳子前掲書)。

<ロシア諸公や諸都市のなかで、「黄金のオルド」の宗主権争いを最も巧みに利用したのが、モスクワ大公であった> (同)。

1430 年代にもモスクワとジョチ・ウルスの双方で内戦が勃発したため、諸勢力間の関係が複雑になる (これについては省略)。

1437 年、ウルク・ムハンマドはクチュク・ムハンマドによってハーンの家を追われ、カザン・ハーン国を建設した。モスクワはクチュク・ムハンマドを正統なハーンと認めたから、カザン・ハーン国とは敵対関係が続く。

<1450 年代にはウルク・ムハンマドの息子カシムとヤクブがモスクワに「亡命」しました。カザン・カン国での政争に敗れた彼らを[モスクワ]大公はカザン南東に位置するメシチョラ[?]に据え、モスクワとカザン・カン国の「緩衝国」を作り上げました。タタールに対抗するためにタタールを利用しはじめることもあったのです> (宮野裕前掲書)。

イヴァン 3 世 (在位 1462~1505 年) は、カザン・ハーン国、大オルド、リトアニアとの三正面作戦を避けるため、まずカザンに注意を向けた。たびたびモスクワの東辺境が脅かされていたからである。

<カザン・カン国では、当時のカン・マフムデフが 1466 年に亡くなると、モスクワとカザンのいわゆる「緩衝国」であったカシム・カン国を統べるカシム (カスィム) が相続の有力候補の一人になりました。そこでイヴァンはカシムの相続を支援するために軍を送り、いったんは別のカン候補に阻まれるものの、包囲戦に持ち込んだ末に翌年の 8 月にカザンを降伏させ、和平条約が結ばれます> (同前)。

1471 年、イヴァン 3 世はノヴゴロドに侵攻したが、この行為は大オルドのアフマト・ハーンを怒らせ

るに十分であった。アフマトは、モスクワに対する宗主権の回復を決意したと思われる。1472年、アフマトはモスクワへの遠征を開始した。しかし、＜タタールは部分的にオカ[川]を渡りはしたが、結局、アフマトの本隊は渡河せず撤退しました。……これはサライからカンが遠征で到来しながらも会戦に踏み切れなかった最初の例になりました＞（同前）。

そして、先に言及した「ウグラ河畔の対峙」（1480年）に至る。ロシア史において“タタールの軛”の終焉とされる事件であるが、実はこれは“後付け”であった。

【注 この事件に関連して、＜野戦で初めて使われた火砲（1472年には存在していませんでした）＞（同前）との記述あり。】

＜くびきからの脱却は、ロシア人の想いとしては、16世紀中頃にはじめて見いだされること、またこれは当時のカザン征服[1552年]との関わりで、この征服に至るまでのストーリーの導入部に位置づけられていることがわかります。シリヴェストル[イヴァン雷帝に仕えた司祭]や『カザン史』の著者にとっては、目の前で生じたカザン征服こそが「くびきからの（完全な）離脱」であって、1480年の事件はそれに至る第一歩と位置づけられたのです＞（同前）。

ここでは、次の点を確認するにとどめる。すなわち、一時的ではあれ“タタール税”の支払いを拒否したことやサライへの出頭を拒否したことに示されるように、モスクワと大オールドとの関係が変化したこと、にもかかわらず、これ以降もモスクワが対外政策を決定する際、タタール諸国との関係が第一のファクターであったこと、である。

モスクワと大オールドとの関係の変化と並行して、モスクワ国内の集権化・集中化が進んだのであるが、割愛する。

＜イヴァンは1470年代以降、王朝の始祖リユーリクやキリスト教を導入したウラジーミル公など、初期ルーシの公の名を挙げながら、その末裔であるモスクワ公が「全ルーシ」を統べる存在であることを自認しはじめています＞（同前）。

また、「ロシア」という呼称が使われ出したのも、同じ頃である。

＜14世紀末以降、主には15世紀に、教会文献において「ロシア」が使われ出しました。ビザンツとのつながりのある教会の環境で、まずはルーシのギリシア語形「ロシア」が使われ出した＞（同前）。

宮野は次のように続ける。

＜大公の公式の称号以外のところでは、世俗の環境においても「ロシア化」が進んでいました。すでにイヴァン3世の写本工房においてさえ、教会の語法から影響を受け、君主権が「ロシアの支配権」と記されたり、同工房で1485年に作成されたエリン年代記ではイヴァンは「全ロシアの大公」と呼ばれています＞（同前）。

そして、次のように結論づけている。

＜15世紀末から16世紀初頭のルーシ（及びルシア）とロシアの語が完全に互換性を有しているという状況に基づいて、イヴァン3世が作り上げた独立・新国家を「全ロシア国家」と呼ぶことができる＞（同前）。

しかしながら、重要なのは、「全ルーシ」と「全ロシア」の互換性ではないか。

＜「ロシア」とか「ロシアの地」「ロシア人」という語は、すでにモスクワ大公国（「モスクワ・ルーシ」）が全ロシアを併合しはじめた15世紀より用いられており、16世紀から17世紀にかけてに「ロシア」は全ロシア国家を、「ロシア人」はこの国家に含まれる多種の人びとを指すようになっていった＞（前掲『ロシア史1』）。

「全ロシアを併合しはじめた15世紀より」がポイントである。「全ロシア」という語は、「キエフ・ルーシ」を継承する「モスクワ・ルーシ」が「全ルーシ」＝「全ロシア」を所有する権利がある、という考えと無関係であるとは思えない。

北東ルーシ諸公は、「キエフ・ルーシ」に誉れを感じなかったし、南西ルーシにほとんど関心がなかった。＜北東ルーシ諸公の意識においては、キエフとその地域はさながら「異国」に近い存在になっていたと言ってよい＞（宮野裕前掲書）。教会だけが、「全ルーシの一体性」を主張していた。変化したのは、15世紀初めである。

＜ドミトリー・ドンスコイの死（1389年）の直後には、彼の『生涯』（聖者伝）が作成されましたが、

そこでは亡きドミトリー公の血筋がキエフ公から辿られることになりました> (同前)。

<こうした『生涯』の記述はイヴァン3世の治世である1470年代になると、編集上の修正をうけたあと、モスクワの大公年代記に取り込まれることとなります。そしてこの段階では、大公年代記の別の記事でも王朝連続説が登場します> (同)。

イヴァン3世の使節は、ノヴゴロドに対して次のように述べたという。

<古来、あなた方ノヴゴロドの人々は、我らの祖父や先祖にしてルーシの地に洗礼を施した我らの国の最初の大公リュークの曾孫である大公ウラジーミル以来、私の相続財産であった>。

このノヴゴロドに対する主張は、リトアニアにも向けられたのである。

教会について一言述べておけば、モスクワの教会は、コンスタンティノープルとの関係を断たれ(ビザンツ帝国の滅亡は1453年)、リトアニアの教会と分裂し(1458年)、モスクワ大公に頼らざるを得なくなった。また、1480年頃、サライの主教座がモスクワ郊外に移されている。

イヴァン4世雷帝(在位1533~84年)は、ツァーリとして戴冠(1547年)してから、国政の改革に乗り出す。

<改革は行政の中央集権化を第一の目的としておこなわれたが、そのさいとくに重視されたのは、軍や地方行政において中心的役割をはたすことになる士族層の利益をはかることであった> (前掲『ロシア史1』)。

封地をもらう代わりに軍と行政への勤務を約束する士族層は、イヴァン3世期に増大した。それは軍制改革と結びついている。

<大公[イヴァン3世]は戦場から離れた場所で軍司令官から報告を受け、新たな指令を出すという役割に徹することになった……。こうした中央からの指令に従う統率の効いた軍隊は、封地制度に基づく軍事勤務士族層の形成があって成立するものでした> (宮野裕前掲書)。

それまで大公は、前線に参加していたのである。だから、捕虜になることもあった。

イヴァン4世の改革で、中央官庁および地方行政については省略。

<イワン[4世]の政府は軍隊の改革にも着手した。貴族の序列を決める複雑な門地制(メースニチェストヴォ)のために、軍司令官たちが、命令系統をめぐって戦闘中に内輪もめを起こすことがよくあったからである。そこで、各軍の司令官の上下関係が定められたが、全面的な解決までにはいたらなかった。イワンは3000のマスケット銃兵からなる6つの小隊——銃兵隊(ストレリツィ)も創設した。銃兵隊は俸給制の正規軍だったので、このときモスクワ国家に、初めて常備軍が編成されたことになる> (ウォーンズ『ロシア皇帝歴代誌』)。

<銃兵隊はその後、おもに都市の貧民から補充され、しだいに数をまして(16世紀末に2万~2万5000、1681年には5万5000に達する)、騎馬中心の士族軍にとってかわる勢いを示す> (前掲『ロシア史1』)。

<ロシア国家は改革をおし進めているあいだに、東西両方面に領土拡張をこころみた。イヴァンのツァーリとしての戴冠と親政開始につづく改革政策の遂行は、ロシア国家を疑いもなくヨーロッパの東辺における強国に育てあげた> (同)。

<モスクワがまず目をむけたのはカザン・ハン国である。モスクワはすでにイヴァン3世期からカザンと戦い、15世紀末から16世紀20年代にかけては、カザンに親モスクワ的なハンをつけることに成功しさえした。だがそれ以後、カザンがクリミア・ハン国の影響下にはいるにおよんで、両国関係は緊張の度をまし、1534年から45年にかけては、ロシア国家の東部、北東部国境地帯は毎年カザン軍の侵寇に悩まされた。モスクワ軍もたびたびカザン領にはいり、イヴァン4世治世には三度のカザン遠征を敢行し、四度目の1552年に征服に成功したのである> (同)。

<カザンの領土を獲得する利点は大きかった。カザン・ハン国の首都カザンは重要な通商路が交差する場所に位置しており、この国には士族に報酬としてあたえることのできる豊かな土地があったからである> (ウォーンズ前掲書)。

教会もまた、“異教徒に対する聖戦”を唱えていた。

1556年、イヴァン4世はアストラハン・ハーン国を併合し、ヴォルガ水系を完全に抑えるに至った。ちなみに、以上のイヴァン4世による領土拡張について、宮脇淳子は次のように述べている。

＜イヴァン4世は……1552年に、ヴォルガ河中流域のカザン・ハーン家の内紛につけこんで、カザンに入城して居座った（カザンの支配階級はこの時、モスクワ派とクリム派に分裂し、モスクワ派がイヴァン4世を呼び込んだのである）。続いて1556年、ヴォルガ河下流域のアストラハンの町を獲得した（「アストラハン・ハーン国」を滅ぼしたというロシア史の定説は不正確で、ハーンの一部族はブハラに移住し、長くその地を支配した）＞（前掲論文）。

先に見たモンゴル帝国の構造からして、定住民的国家観に基づく「〇〇ハーン国」という言い方自体が不正確なのであろう。

＜カザン併合はロシア国家にとって（併合されたヴォルガ中流域諸民族にとってもことなる意味で）、きわめて重要なできごとであった。それはまず第一に、ロシアの東漸の第一歩をなすものであった。……ロシア国家のユーラシア化、また帝国への道がここにはじまった。第二に、ロシアはカザン併合とともに本格的な多民族国家への道をあゆみだした。それは独自の歴史、文化、宗教的伝統をほこる異民族の統治という問題に直面することになる。……第三に、ロシアはこのときにはじめて、イスラム教を奉ずる多数の住民を臣民とするにいたった。……カザン併合は、その後のロシア史において重要な意味を獲得する、キリスト教対イスラム教という問題をはじめて提起したのである＞（前掲『ロシア史1』）。

＜ロシア史の定説では、「黄金のオールド」は1502年、クリム・タタルのメングリ・ギライによって滅ぼされたことになっている。しかし、上記のコリンズによると、史実は、大オールドのハーン位が、ナマガン家（ヴォルガの向こう側の人々とも言う）からクンチュク家（一名トクタミシュ家）に移ったということだった。「黄金のオールド」で1380年以来続いた内紛が終息し、これ以後、大オールドは、1783年エカテリナ2世に滅ぼされるまで、クリミア半島とウクライナ草原を根拠地として、クンチュク家に支配された＞（宮脇淳子前掲論文）。

＜クンチュク家の新しい大ハーンは、当時の国際社会であったポーランド・リトアニア、モルダヴィア、カザン、モスクワなどに承認された。メングリ・ギライの根拠地はクリムであったので、この時大オールドの部衆は大挙してクリムに移動し、大オールドとしてはかつてないほど強力になったとコリンズは言う＞（同）。

＜クリムに移った「黄金のオールド」は、1571年、モスクワを攻略して貢税を課した。これ以後モスクワは、17世紀末のピョートル大帝の時代まで、クリムに貢税を納め続けなければならなかった＞（宮脇淳子前掲書）。

1575年、ロシア史の専門家が首をひねる事件が起きる。すなわち、＜イワン[4世]は突然、退位を宣言し、それ以後、「モスクワ公イワン」を称する分領公に降格する。代わってツァーリの座についたのは、……シメオン・ベクブラトヴィチだった。……[翌年、]シメオンはトベリ大公の地位をあたえられて退位し、イワンが再びツァーリの位についた＞（ウォーンズ前掲書）。

イヴァン4世は、シメオンからの“禅譲”を受けるという形式をとって、改めてツァーリになったということである。

＜シメオン・ベクブラトヴィチは、旧名をサイン・ブラトといい、カシモフに領地を与えられた、ナマガン家の最後の大ハーン、アフメドの曾孫であった＞（宮脇淳子前掲書）。

＜イヴァン4世は確かに、カザンとアストラハンの町は奪ったが、しかし町を一步出れば、そこには、モスクワの支配下にはない遊牧民の住む大草原が広がっていた。

モスクワ大公が、モンゴル帝国の後裔の遊牧民を臣下とするためには、かれらの自発的な忠誠心が必要であり、チンギス統原理を無視することはできなかったのである。1575年の前述の儀式によってようやく、イヴァン4世は、他のジョチの後裔たちと肩を並べ、あるいは実力でかれらを支配する正統性を獲得したことになった＞（宮脇淳子前掲論文）。

この宮脇の説明は、一定の説得性を持つと思う。

＜興味深いのは、1547年にツァーリとして戴冠したイヴァン4世が、外交交渉の場でこの称号の承認をもとめたさいの各国の反応である。ポーランド・リトアニアはもちろん強硬にこれに抗議し（「全ルーシのツァーリにして大公」を承認することは、モスクワの旧キエフ領への要求を認めることにほかならなかったからである）、全キリスト教界の指導者を任じるローマ教皇も、みずからの手を介さない戴

冠を認めようとはしなかった。モスクワの要求にもっとも早く応じたのは、イギリスとコンスタンティノーブル総主教庁である。一方は通商関係を、他方は財政的援助をもとめてのことであった。これにたいし神聖ローマ皇帝は慎重であった。「ツァーリ」が皇帝を意味するとすれば、その承認はヨーロッパにふたりの皇帝が存在することを認めることになるからである。しかし反トルコ同盟へのモスクワの参戦を切望する皇帝は、1576年に妥協策をとる。イヴァンに「東方皇帝」の称号を贈ることを提案したのである。イヴァン4世のこれにたいする態度は、当時のロシアのおかれていた状況をよく示している。彼は「東方皇帝」の称号にはまったく関心を示さず、「全ルーシ」のツァーリの称号を承認するようくりかえした。ロシアはオスマン帝国と戦って、みずから手でビザンツ帝国を復興しようなどという非現実的な計画とは無縁だったのである> (前掲『ロシア史1』)。

イヴァン4世は、いわゆる“第三のローマ”論にとらわれていなかったということになる。

#### (ハ) リヴォニア戦争

既述したように、領土を拡張したいというモスクワの野望は、西方にも向けられていた。

<中世のリヴォニアは、そもそもの初めから内部対立や闘争によって分裂していたが、それでもイデオロギ的基盤によってまとまりを保っていた。しかし結局、宗教改革がその基盤すらも掘り崩してしまったのである。リヴォニアの政治的細分化状態は、近隣諸国が君主を中心にまとまりを見せ始めると、致命的なほど不利になった。16世紀における騎士団の衰退は、西のスウェーデン王国、東のモスクワ大公国、南のポーランド・リトアニアの隆盛と表裏の関係にあった> (カセカンプ前掲書)。

<モスクワ大公国は、1478年のノヴゴロド公国の併合後、リヴォニアと直接対峙することになった。とはいえ、散発的な衝突を除けば、リヴォニアとルーシ諸公国の間の境界は2世紀以上もの長きにわたって安定していた。ノヴゴロドならびにプスコフとの関係では、互いに交易上の利益が優先されていたのである。ところが、1481年のリヴォニア侵略を端緒として、モスクワ大公国のイヴァン3世は、1492年、ナルヴァ城塞の川向に戦略拠点としてイヴァンゴロド城塞を建設することで、将来の戦争に備えた。大公国による最初の本格的な侵攻は1501年のことであった。これは、リヴォニアがリトアニアと組んで仕掛けた攻撃に対する反撃であった。1502年のスモリノ[?]の戦いでプレッテンベルク[騎士団長]が辛くも勝利を収めたのち、リヴォニアはモスクワ公国と休戦協定を結んだ。これによりリヴォニアでは半世紀の平穏が保たれた> (同)。

<1558年1月22日、四万のロシア軍が突如リヴォニアに侵入した。ロシア軍のなかには前カザン・ハンのシャフ・アリ(シガレイ)のひきいるカザン・タタール人、バシキール人、チェレミス人、チェルケス人など、モスクワに帰順した非ロシア人騎兵部隊が多数まじっていた。開戦の理由とされたのは、ドルパート(ユリエフ、現タルトゥ)司教区がイヴァン3世以来義務づけられていた貢納(いわゆるドルパート税)の支払いを、長期にわたって履行しないばかりか、リヴォニアのロシア正教会とその信者を迫害し、ロシア商人に不法行為を働いたことであった。前年にリヴォニアがリトアニアとのあいだにポズヴォル条約を結んだことも口実となった。それが反モスクワ同盟の性格を有していたからである。

リヴォニアに侵入したロシア軍はめざましい戦果をあげた。それは5月にはナルヴァ、6月にはドルパートを陥落させるなど、リヴォニア東半分の二十の町を占領した。だが1559年にはいると、両国間に思いもかけず、半年間の休戦条約が結ばれる。これはアダーシェフ政府が、南方のクリミアにたいする大規模な遠征を準備するために結んだものと考えられる。……しかしこの休戦条約は明らかに、リヴォニアに態勢立て直しのための時間的余裕を与えることになった> (前掲『ロシア史1』)。

【注 「アダーシェフ政府」とは、「選択会議」とか「側近会議」とか呼ばれる改革政府で、いわゆる能吏であったアダーシェフを指導者とする。】

<リヴォニアは休戦条約を利用して態勢立て直しをはかり、リトアニアやスウェーデンに援助をもとめる外交活動を活発に展開した。ロシアのリヴォニア進出をおそれる諸国家も、それぞれリヴォニアへ権益獲得のために乗り出す。まず1559年夏、リトアニア大公(兼ポーランド王)ジグムント2世アウグストは、リヴォニア側の要請で、騎士団とリガ大司教領をその保護下におくことに同意したが、それにつづいてデンマークがエーゼル島を領有して、リヴォニアへの発言権を確保し、スウェーデンも1561年夏には、エストニア北部にたいする支配権を確立した。さらに1561年晩秋、リガ市をのぞくりヴォ

ニア諸身分はリトアニア大公に臣従を誓う。これにより騎士団は翌年、正式に解散し、以後プロイセン型のルター派世俗国家として生まれ変わる事となる（ただし領土はクールラントとゼムガレンのみに限定された）>（同前）。

休戦期間の期限切れ（1559年11月1日）前に、戦闘は再開された。

<スウェーデンとデンマークは、それぞれ1561年と1562年にロシアと休戦（ないし友好）条約を結んだので、ロシアはその後おもに、リトアニア（そしてポーランド）を敵にしてリヴォニア戦争を続行することになる。軍事的にはロシア側の優勢がつづく。1563年2月には、ロシア=リトアニア国境地帯の大都市ポロツクがロシア軍の手に落ちる。1万5000人のタタール兵を先頭とするロシアの大軍は、いまやリトアニアの首都ヴィリニウスをうかがうにいたる。だが1564年にはいると、ロシア軍はウラ近郊[現ベラルーシのチャシニキあたりか?]の最初の本格的な戦闘で敗北を喫してしまう>（同前）。

さらに同年、軍司令官であったクルプスキー公（リューリクの子孫）が、リトアニア側に寝返った。この事件は、イヴァン4世をして、オプリーチニナ（ツァーリの私領）の設置にむかわしめる。イヴァンの狙いは、“裏切り貴族”の取締りにあった。オプリーチニキ（オプリーチニナ統治者）によるテロルが吹き荒れたという。

<戦争はほとんど膠着状態に陥った。モスクワとリトアニアの外交交渉は続いていたが、双方とも当初の主張を捨てなかったから、和平にはいたらなかった>（ヴェルナツキー前掲書）。

モスクワ側はすべての“父祖の地”=リトアニア大公国内のすべてのルーシ人諸県を要求し、リトアニア側はかつて支配下にあった領土の返還を要求している。

ポーランドとリトアニアは同君連合であったが、<両国はそれぞれ独自の政府と行政をもっていて、ポーランド人は危機が生じるたびに別個の合意を結ばない限り、リトアニア人の戦争を支援する義務はなかった>（同前）。

<単独でロシアに対抗することが困難になったリトアニア大公国は、1569年7月、……ポーランド王国の支援をえるために、ポーランドとの合同に同意する（ルブリンの合同）>（前掲『ロシア史1』）。

以後、この国家は一般に「ポーランド・リトアニア共和国」と呼ばれる。「ルブリン合同（連合）」についてはポーランドの項で扱う。

<ポーランド共和国との全面对決の様相をおびたリヴォニア戦争は、以後ロシアにとって危機的なものとなっていく。ポーランドが空位時代（1572年ジグムント2世アウグストが没し、ヤギェウォ朝が断絶してから1576年までつづく）を克服してからは（トランシルヴァニア侯ステファン・バトリが王に選出される）、とくにそうであった。1570年には、スウェーデンもロシアとデンマークの接近に対抗して、ロシアに兵を進めていた>（同前）。

また、<ポーランド=リトアニアの積極的な働きかけで、クリミアとオスマン帝国がカザンとアストラハン奪還の軍事行動をおこした>（同）し（1569年）、既述したように、1571年にはクリミア・ハーンがモスクワを攻略している。

<クリミア軍が郊外に放った火は市中まで燃え広がり、モスクワの街は壊滅的な被害をうけた>（ウォーンズ前掲書）。<これは……ロシアにとっては、オプリーチニナ体制の終焉に結びつく大事件であった>（前掲『ロシア史1』）。

<結局ロシアは1582年、ポーランドとの和議に応ぜざるをえなくされ、翌年にはスウェーデンとの講和も結ばれた。四半世紀にわたるリヴォニア戦争は、ロシアに国力の消耗と国土の荒廃以外の何物ももたらさなかった>（同）。

フィンランドの項でリヴォニア戦争に言及した際、ロシアの敗因について次のように記述するにとどめていた。<その主因は、“グローバル化”の時代に入っていることをロシアが認識していなかったところにある>。ここで簡単に補足しておく。

カトリックとプロテスタントの対立、オスマン帝国の脅威、「大航海時代」の開始というヨーロッパ情勢を背景に、戦争は国際化の蓋然性を強めていた。

<リヴォニア戦争はヨーロッパ諸国やロシアをとりまく東方諸国のあいだに広く関心をよびおこした。そのうち神聖ローマ帝国は内部に立場をことにするさまざまな勢力をかかえており（カトリックの



立場からリトアニア=ポーランドを支援してモスクワと戦うべしとする勢力、逆にポーランドを牽制することを主張する勢力、またハンザ諸都市のようにモスクワとの交易関係の存続を望んで柔軟な態度を要請する勢力などがあつた)、そのため開戦直後から、交戦諸国にさまざまな外交的働きかけをおこなつたが、結局皇帝マクシミリアン2世は、参戦はしないまでも、モスクワのバルト海進出には反対する旨を表明した。フランスやスペインのような遠くはなれた国々ですら、バルト海沿岸を占領する計画をたてたが、これはもっぱらイギリスやオランダのこの方面への進出を牽制してのことであつた> (前掲『ロシア史1』)。

以上のような時代の変化と情勢の推移を、モスクワは捉えることができなかつたということである。

### (二) スウェーデンとポーランド・リトアニアの角逐

リヴォニア戦争の結果、リヴォニア騎士団領は、次のように分割された。①スウェーデンが支配する現エストニアの北半部であるエストラント、②ポーランド・リトアニアが支配する現エストニアの南半部および現ラトヴィアのダウガヴァ川以北(ヴィドゼメとラトガレ)であるリーフラント(リヴラント、狭義のリヴォニア)、③現ラトヴィアのダウガヴァ川以南(クルゼメとゼムガレ)にできたポーランド・リトアニアを宗主国とするクールラント公国。

クールラント司教区(ピルテン司教区)の統治権を保持したデンマークは、1585年、これをポーランド・リトアニアに売却している。

エストニア人、ラトヴィア人の居住する地域が、それぞれ一つのまとまった政治的単位として成立するには、第1次世界大戦を待たなければならない。

<1582年、ステファン・バトーリィ[ポーランド王兼リトアニア大公、在位1576~86年]はリヴォニアにポーランドの行政制度を導入したが、ルター派は容認されていた。リヴォニア戦争下で荒廃して打ち捨てられた領地の多くはいったんポーランド王の領地となつたのちに、ポーランドやリトアニアの貴族たちに分配された。カトリック側からの対抗宗教改革を推し進めるために、イエズス会員たちがリヴォニアに送り込まれた。イエズス会は、リーガとドルパト[タルト]にコレギウム(イエズス会学校)を建設したが(それぞれ1566年と1583年)、リヴォニアにおけるルター派の支配的地位を切り崩すことはできなかつた> (カセキャンプ前掲書)。

<地域のエリートであるドイツ人支配階級は、ルター派プロテスタントを信仰していた。というのも、リヴォニア騎士団領で地主貴族として基盤を築いてきたドイツ人騎士階級は、都市住民とともに教会権力と対立する中で、プロテスタントの信仰を選んだからである。ラトヴィア人農民は宗教改革対抗宗教改革の争いの中で、ドイツ人領主の信仰するルター派を信仰していくのだが、おそらくその理由は、キリスト教の宗派の対立という事柄への関心からではなく、ルター派の教会が自分たちの言葉でわかりやすく説教をしてくれる教会であつたというだけで十分であろう> (志摩園子前掲書)。

カトリックや正教の教会には、農民の理解を得て信仰を拡大するという視点がなく、その弱点を是正しようとしたのがイエズス会であつた。

<イエズス会は現地の言葉、つまりラトヴィア語やエストニア語で学ぶことのできる学校をリーガやドルパトに開設した(1584年)。1585年にラトヴィア語に翻訳されたカトリック要理は、ラトヴィア語で残されているもっとも古い書物として知られている。エストニア語で書かれた最初の書物は1535年に著されたルター派教理問答といわれており、プロテスタントのルター派とカトリックのイエズス会が現地の住民を引きつけるために、ともに現地語での布教活動に力を入れたことがわかる。これが19世紀に、この地域に高い識字率をもつ住民をつくり出していき始まりともいえる> (同前)。

<1587年、ジグムント3世ヴァーサがポーランド王兼リトアニア大公として選出された。ジグムントはスウェーデン王ヨハン3世と、ジグムント2世アウグストの妹であるカタジナの間に生まれ、カトリック教徒として育てられた。……ヴァーサ朝の王たちは、しばしばポーランド・リトアニアをスウェーデンとの戦争に巻き込んだ。というのは、ポーランド国王がスウェーデン王位の請求者になる場合が少なくなかつたのである。この王家内の戦いは、宗教的側面を有していたがゆえにいつそう複雑であつた。スウェーデンのヴァーサ朝はルター派であり、ポーランド側はカトリックであつた> (カセキャンプ前掲

書)。

1592年、ヨハン(ユーハン)3世死去。1594年、ジグムント3世がスウェーデン王位を継承し、スウェーデン王シーギスムンドとなり、スウェーデン統治を叔父のカールに委ねる。1598年、カールがシーギスムンドに反旗を翻す。1599年、スウェーデン議会がシーギスムンドを廃位。1604年、カールがスウェーデン王に即位(カール9世)。カール9世は、ポーランド、ロシア、デンマークの三方に軍事作戦を行なう。

1611年、カール9世が死去し、息子のグスタフ2世アドルフが即位(～1632年)。1613年にデンマークとの、1617年にロシアとの戦争を終結させたアドルフは、1621年、自ら戦場に臨んでリヴォニアに大攻勢をかけた。

＜リヴォニアの貴族も市民もスウェーデン支配を受け入れるのにやぶさかではなかった。というのは、スウェーデンは、エストラントにおける貴族と市民の特権を保障したからである。他方で、ポーランド・リトアニアは、リヴォニアでも対抗宗教改革を進め、統治も一元化しようとした。リヴォニアをめぐる軍事衝突はスウェーデンの勝利に終わり、1629年、アルトマルクの和議が結ばれた。これにより、リーガはスウェーデン支配領域で最大の都市となり、リーフランド総督の駐在地となった。スウェーデンによるリヴォニア征服は、1645年にオーゼル(サーレマー)島をデンマークから獲得することで完了した＞(同前)。

「アルトマルクの和議」によって、スウェーデン・ポーランド戦争は終結したとされることが多い。しかし正確には「和議」は、スウェーデンを30年戦争に介入させたかったフランスの仲介による、6年間の休戦協定である。スウェーデンが持ち出したのは、リーフランドに対するスウェーデンの主権の他に、スウェーデンによるメーメル、ダンツィヒ平原の諸都市の徴税権、スウェーデン軍のプロイセン北岸への駐留などであり、ポーランドにとっては、リーフランド問題よりも後者の方が重要だったと思われる(後述するように、ポーランドとリトアニアの利害は一致していない)。

休戦期間が明けた1635年、正式の講和条約が結ばれた(ストゥムスドルフの和約)。スウェーデンによる諸都市の徴税権やスウェーデン軍のプロイセン北岸駐留は撤回されたが、リーフランドおよびリーガは事実上のスウェーデン領となった。ポーランド・リトアニアがリーフランドおよびリーガに対するスウェーデンの主権を正式に認めたのは、1660年のオリヴァ条約。同条約でポーランドは、スウェーデン王位請求権を放棄した。

リヴォニアのうちポーランド・リトアニアの支配下に残されたのは、ラトガレ(インフランティ)、クールラント公国、クールラント司教管区の三つである。

＜ポーランド支配の下でインフランティは、ルター派のドイツ人が支配するラトヴィア人の領域とは異なるアイデンティティを育むことになった。インフランティでは主たる宗教はカトリックで、ポーランド人に加え、リトアニア人やロシア人、ルテニア人が領主層を形成していた＞(同前)。

＜クールラント公国が成立したのは、1562年に最後のリヴォニア騎士団長ゴットハルト・ケトラーがポーランド・リトアニアの封臣となり、クールラント公の地位を獲得したときである＞(志摩園子前掲書)。

＜リヴォニアの中で、崩壊後に独自の国家的形態を維持できたのはクールラント公国だけであった。クールラントは、ドイツ人のクールラント公、バルト・ドイツ人の上層階層と役人など、支配階級はすべてドイツ人であり、ラトヴィア人のほとんどは農民であることによって特徴づけられる。小都市では、ユダヤ人の居住がみられた＞(同)。

＜ケトラーとその後継者たちは、事あるごとに貴族と対立した。というのは、貴族は公の弱体化と引き換えに自らの立場を強化することができたからである。1617年、……農民を含む財産に関するほぼ絶対的な権限が貴族に認められることになった……。領主の土地では農奴制が一般化していた。……1620年、クールラントの貴族は、121の名門家から構成される排他的団体を組織した。公たちは、この団体の同意なしには、ほぼ何もできない状態になった。とはいえ、ケトラーの後継者のうち最も有能であったヤコブ公[ゴットハルトの孫](在位1642～82)は、重商主義政策を精力的に押し進め、堂々たる海軍や商船団を建造し、また製造施設も整えた。……さらに、西アフリカ(ガンビア)とカリブ(トバゴ)で短期間ではあったが植民地建設を成し遂げたのである。クールラント半島の北西端にかつてあったク

ールラント司教管区を中心はピルテン（ピルテネ）という小さな町であった。この町は、1585年、デンマーク王からポーランド王に売却された。クールラントの公たちはほんのわずかな間（1685～1717）だけその町を支配したが、まもなくピルテンのルター派貴族が自治権を熱心に行使するようになり、それは1795年まで続いた（カセカンブ前掲書）。

＜リトアニアのポーランド化は、1569年に結ばれたポーランドとのルブリン連合によっていっそう拍車がかかった。この連合によりリトアニアがポーランド側に与えた影響は、大貴族[マグナート]の門閥化によってポーランドの政治を大貴族寡頭制へと移行させていったことである。他方、リトアニアは、ポーランド化したリトアニア大貴族層と、リトアニア人農民とに二分されていった（志摩園子前掲書）。

連合に先立って、それまでリトアニア領に属していたポドラシェ、ヴォウイン（ヴォルイニ）、ウクライナ（キェフ県、ブラツワフ県）はポーランド王国領に編入されている。

＜東部のスラヴ人地域に対するリトアニアとポーランドの支配は、ルテニア人の中から二つの異なる民族、すなわちウクライナ人とベラルーシ人が育っていくうえで決定的な影響を及ぼした。ロシア皇帝ヒョードル1世（在位1584～98）は、1589年、モスクワの府主教を総主教に格上げし、正教徒である全東スラヴ人に対する支配権を主張した。ポーランド・リトアニア正教会の主教たちはこの行きすぎた主張を拒否し、1596年、ブレストに教会会議を召集した。こうして生まれたのが東方帰一教会（合同を意味するユニエイトまたはギリシア・カトリックとも呼ばれる）である。……カトリック教会は、リトアニア大公国の正教徒貴族のプロテスタントへの改宗を防ぐために東方帰一教会の設置を促進した。リトアニア貴族は、大公国の高職を保持する大貴族の例にならって、機会主義的にプロテスタントへ改宗していたのである。正教会の主教の多くは東方帰一教会を否定したから、リトアニア大公国のルテニア人地域では正教徒の間に宗派に沿った分裂が生じることになった（カセカンブ前掲書）。

1600年に始まったスウェーデンとの戦争において、当初はリトアニア軍が優勢であった。＜リトアニアの大ヘトマン[国王に次ぐ地位にあった軍司令官職の呼称]であるヤン・カロール・ホトキェヴィチ（ヨナス・カロリス・ホトケヴィチェス）の騎馬兵が、数の上では優勢なカール[9世]の軍勢をキルヒホルム（サラスピルス）[リーガ近郊]の戦いで壊滅に追い込んだのが1605年のことである。しかしながら、ホトキェヴィチはこの輝かしい勝利を継続することができなかった。セイム[議会]が彼の軍隊への資金拠出を認めなかったのである。

ポーランド人の関心はこの時期、ロシアとの一連の戦いをいかに有利に進めるかであった。ロシア史では「動乱（スムータ）」として知られる時代である。ジグムントの軍勢は1610年にモスクワを占領し、その息子ヴワディスワフがツァーリを名乗った。その二年後にはポーランド人はモスクワから駆逐されたものの、スモレンスクを含む征服地の一部に対する支配は維持することができた。この錯綜した戦争の時期、ポーランドとリトアニアの利益は一致しないことが多かった。リトアニア人にはモスクワに対するジグムントの野望につき合う気はなかった。スウェーデンのリヴォニア進出の方がよほど気がかりだったのである（同）。

＜東部ヨーロッパにおけるポーランド・リトアニアの優位は、1648年にポーランド貴族に対して立ち上がったウクライナのコサック蜂起によって深刻な打撃を受けた（このとき、何万というユダヤ人がコサックに虐殺された）。1654年のペレヤスラフ協定により、コサック反乱軍はロシアのツァーリ（皇帝）保護下に置かれた（ただし、コサック側の見方では一時的に、ツァーリにとっては永遠に）。この機に乗じてロシアは西方拡大を進め、ポーランド・リトアニアの領土を侵食した。ヴィルニユスは、1655年のアレクセイ帝（在位1645～76）による侵攻で初めて陥落した。スウェーデン王カール10世（在位1654～60）は、ポーランド・リトアニアの苦境を利用し、ポーランド侵攻を成功させた。1655年10月の時点で、ワルシャワとクラクフはスウェーデンの手中にあった。ヨーロッパ第二の大国のこの驚くべき速さでの崩壊と周辺諸国による占領は、ポーランド史学では「大洪水」と呼ばれている（同）。

上記の歴史については、ポーランドおよびウクライナの項で詳述したい。

＜スウェーデンの侵攻は、クールラントの輝かしい商業的成功にも終止符を打つものであった。中立政策を死守しようとしたヤコブ公を、スウェーデンは1658年に拘束した。同公は二年後に公位に復帰したのち、約20年間統治し続けたものの、クールラントは以前のダイナミックな繁栄を二度と取り戻

すことはなかった。また、ヤコブ公の後継者たちも同公のような野心を持つことはなかった。

ロシアがリトアニア大公国東部を占領し、ポーランド人がスウェーデンに降伏すると、リトアニアの指導者たちは、ロシアの進撃に対抗するための保護をスウェーデンに求めた。カルヴァン派のリトアニア人で大ヘトマンにしてヴィルニユス県知事のヤヌシ・ラジヴィウ（1612～55）は、ポーランドとの連合を、自らと同じプロテスタントのスウェーデンとの対等な連合関係に取り換えることを望んだ。1655年10月20日、ラジヴィウは、大半がプロテスタントであった1172人のリトアニア人貴族に、ポーランドとの連合を解消し、カール10世をリトアニア大公として承認することを約したケダイネイ協約へ署名させた。リトアニア大貴族の多くはカルヴァン派の一宗派に属するプロテスタントであった。このこともポーランドとは別個のアイデンティティの表出として機能した。ラジヴィウ家の庇護の下にあったプロテスタントたちは、リトアニア大公国内の高位公職に就いていた。1588年の第3リトアニア法典は宗教的寛容を謳っていたものの、17世紀の間に、イエズス会による対抗宗教改革を受けてその地位は徐々に脅かされつつあった。1640年、ヴィルニユスのカルヴァン派教会が市壁の外側に強制移設させられると、対抗宗教改革の完全勝利はもはや時間の問題であった。1668年、カトリックからの改宗が禁じられた。

一方、スウェーデン人がプロテスタントであることは、そのポーランド支配にとって不利に働き、ポーランド人の急速なスウェーデン離れを引き起こした。リトアニア人とスウェーデン人の間にも信頼関係は生まれなかった。その主たる理由は、スウェーデン軍の占領に対する負担と貢租へのリトアニア人の不満にあった。1656年4月、ジェマイティヤでスウェーデン支配に対する反乱が起こった。同じ時期にロシアとスウェーデンは占領地の分割をめぐって争っており、アレクセイは、1656年8月、リーフランドに兵を進めた（同前）。

スウェーデン軍はポーランド・リトアニアから撤退せざるを得なくなり、「ケダイネイ合同」は実現しなかった。

<外国の軍勢による侵略と戦争の中で国は荒廃し、そこに1657年から58年の疫病と飢饉が追い打ちをかけた。17世紀半ばのこの幾重にも重なった恐るべき災難によって、リトアニア大公国は人口のほぼ半分を失った。1650年の約450万人から1670年には220万人に人口が減少したのである。

ポーランド・リトアニアはそれでも戦災から立ち直り、1660年のオリヴァの和平で、リーフランドの支配権はあきらめざるをえなかったものの、現状維持が原則的に確保された。このポーランド・リトアニアとスウェーデンの間の和平を受け、ロシアは単独ではスウェーデンに抗しえないことを悟り、1661年、戦争開始前の原状回復を定めた和平条約をスウェーデンとの間で締結した〔カルディスの講和〕。ポーランド・リトアニア軍はリトアニアからロシア軍を辛くも駆逐したものの、1667年のアンドルソヴォ条約でキエフと東ウクライナおよびスモレンスクを割譲した。この条約によって定められた国境は、ポーランド・リトアニアの第1次分割まで一世紀以上維持されることになる（同前）

ちなみに、17世紀半ばに起きたスウェーデンと近隣諸国との戦争は、「北方戦争」と呼ばれることがあり、その場合、1700年からのスウェーデン・ロシア戦争を「大北方戦争」と呼ぶ。

#### (ホ) 「軍事国家」としてのスウェーデン

既述したように、スウェーデンは「バルト(海)帝国」を構築した。ここでは、人的・物的資源の乏しいスウェーデンがそれを実現しえたのはなぜか、という点を考察しておく。

<17世紀のスウェーデン王国は、戦争を国家的産業として三十年戦争以降のヨーロッパ諸国家体系においてフランスやオランダなどと並ぶ大国の地位を獲得したので、ヨーロッパの近世史研究者の間では“大国の時代……”にあったとして盛んに論じられている。とりわけスウェーデンは、軍事革命……を経験することで“軍事国家……”体制を築いた典型的な例とみなされ、軍事革命と初期的な近代国家(近世国家……) 経営の成立過程の関係で論じられることが多い。ここで用いた“軍事国家”とは、直接・間接的に国家・社会構造、人的・物的資源の配分などが、戦争および軍隊経営の要請に基づいて決定される体制を言う（古谷大輔「近世スウェーデン軍事国家の展開」、バルト＝スカンディナヴィア研究会『北欧史研究』第13号）。

スウェーデンの近世史家ニルソンは、次のように述べているという。

＜軍事国家でもって、いわゆる近世国家におけるスウェーデン的変種のことを意味する。要するに、それは、軍事的必要が国家権力の建設と資源の配分にとって決定的に意義をもっているところの国家である＞。

＜「軍事革命」テーゼは、たんなる軍事技術の革新[例えば、小火器の普及による歩兵の線形戦術(斉射戦術)]を示す概念ではない……。このテーゼは、近代国家形成と不可分に結びついた概念であり、1950年代にヨーロッパの学界に提示されて以来、とりわけ16～17世紀における近世国家成立と、それに呼応する社会変化を説明する「教科書的定説」として受け入れられてきた＞(大久保桂子「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」、『思想』第881号)。

＜16～17世紀のヨーロッパにおける「軍事革命」というテーゼは、……火薬革命後のヨーロッパの軍事力拡大の諸側面をさす有名な概念で、いわゆる絶対主義国家の形成が論じられるさいにも言及されることが多い。簡潔に言えば、火器を大がかりに活用した新たな戦術と戦略が出現したために、ヨーロッパ諸国は軍事力、ひいては国家の再編を余儀なくされ、大規模な常備軍と官僚制を生み出した、という近世の歴史的展開をさす＞(大久保桂子「訳者あとがき」、パーカー『長篠合戦の世界史』)。

【注 上のパーカーの著作の邦題は、奇を衒い過ぎだと思ふ(原題は単に『軍事革命』)。というのは、長篠合戦の“通説”には疑義があるからである。鈴木真哉『鉄砲隊と騎馬軍団』参照。】

「軍事革命」が国家に与えたインパクトとして、兵力の膨張と経費の高騰をあげることができる。では、高騰する経費(膨張する兵力の維持費)は、どのようにして調達されたのか? この問いに答えるために提出された分析概念が、「財政＝軍事国家」である。

「財政＝軍事国家」という概念は、18世紀のイギリス国家を分析したブルーワ(ブリュア)による『権力の臆』(邦題『財政＝軍事国家の衝撃』)で提示された。

＜「権力の臆」とはキケロの格言に由来するものであり、戦争遂行の臆は国家による資金調達能力にかかっていたことを修辭的に表現したものである。対仏戦争期にイギリスは、兵力の膨張と組織化にもなう多額の戦費の支払いに直面することになった。そのため課税システムの抜本的な改革と増税が行われることになる。すなわち、租税収入に占める内国消費税の比率が高まり、直間比率も内国消費税と関税を主体とする後者に大きく傾くことになった。さらに国債運用に基づく赤字財政策がもう一つの財政運営の柱となっていたが、その支払いを支える税収が間接税収入であり、両者は密接にリンクしていたのである。またこのように行財政能力が格段に向上したことは、国家の性格そのものにも大きな影響を与え、イギリス国家はかつて見られなかったほどに中央集権的な性格を帯びることになったのである。ブルーワはこのように重税と集権化を柱として強力に戦争を遂行するイギリス国家を「財政＝軍事国家(fiscal-military state)」と名付けたわけである＞(井内太郎・玉木俊明「ヨーロッパの財政国家をめぐる諸問題」、広島西洋史学研究会『西洋史学報』第31号)。

＜近世のヨーロッパでは、「軍事革命」とよばれる現象がおこった。戦争のための出費が膨大になり、17～18世紀のヨーロッパでは、国家支出に占める戦費の比率が急激に上昇した。この時代のヨーロッパ諸国を形容するに際し、もっとも適切な用語は「財政＝軍事国家」であろう＞(玉木俊明『近代ヨーロッパの形成』、以下玉木俊明2012と略す)。

＜近世ヨーロッパの財政需要は軍事支出の急増によってなされたものであるのだから、「軍事革命」と近代国家の出現とは表裏一体の関係にあった。国家の戦争遂行能力とは、かつて考えられていたように大規模な官僚制度を創出できる能力にかかっているのではなく、戦費調達能力によるという考えが、こんにちの歴史学界では支配的になりつつある。／いわば、軍事革命が財政支出を増大させ、それが近代国家形成への大きなインパクトになったのである＞(同)。

＜「財政＝軍事国家」こそは、ヨーロッパにおける主権国家誕生時の国家の姿であった。ヨーロッパ諸国は、軍事費を調達するためには国内の資金だけでは足りず、国外からの借金を必要とした。それには、全ヨーロッパにおよぶ金融ネットワークが助けとなった。主権国家が誕生するためには、国家という枠組みを超えた資金のフローが欠かせなかったのである＞(同)。

各国は戦費を借金で賄ったが故に、国家財政の信用度がその国の軍事力の強さに直結した。戦時に借金をし平時に返済するというシステムはまずオランダでできたが、後発国は、国家主導でそのシステム

を作った。最も成功した例が、イングランド銀行が国債を発行し、議会がその償還を保証するファンディング・システムを創出したイギリスである。英仏戦争（“第2次百年戦争”）期にオランダの資金は、財政が脆弱なフランスよりもイギリスに投下された。

以上を予備知識として、「軍事国家」スウェーデンの歴史を見ていく。

バルト海から外海である北海に出るには、スカンディナヴィア半島とユラン（ユトランド）半島の間にある暗礁の多いカテガット海峡を通らなければならない。カテガット海峡へ通じる安全な航路は、さらに狭いエーアソン（ズンド）海峡（最も狭いところで約7キロメートル）を通るものである。そのため、より安全なユラン半島南部を横断する陸路（リュウベック―ハンブルク）も併用された。

エーアソン海峡の両岸にはもともとデン人（デンマーク）が住んでいたこともあり、デンマークが同海峡を扼することになる。もしデンマークがエーアソン海峡を封鎖することになれば、スウェーデンは息を止められることになるのであり、この点に、両国の潜在的対立関係があった。

ノルウェー・デンマーク・スウェーデン各国の王にしてカルマル連合の王であるエーリクは、スレースヴィ公領をめぐってホルシュタイン伯との長期の戦争状態に入り（1416～23年、26～32年）、バルト海域の安定を望むハンザ諸都市はホルシュタインを支援した。エーリクは戦費調達のために課税を強化する。さらに、エーアソン海峡の通行税を導入し（1429年）、反発したハンザ同盟はカルマル連合に対して経済封鎖を行なう。これらは、スウェーデンにとって大打撃であった。

1434年からのスウェーデン人による反乱については割愛。

1520年、デンマーク王クリスチャン2世がスウェーデン王として即位し、反連合派のスウェーデン人有力者を多数処刑。

同じ年、人質としてデンマークにいたグスタヴ・ヴァーサは脱出を図り、まずリュウベックに逃れ、スウェーデン（カルマル）に帰還した。そこで、自らの父と叔父が処刑されたことを知ったという。ヴァーサは、反乱の中心地であったダーラナ地方の農民を頼りに、独立戦争を開始する。

1521年にヴァーサはスウェーデン王国摂政に選出され、独立軍は着々と増強された。また、リュウベックの支持を獲得し、軍船と傭兵の見込みも立った。さらに、リュウベックから借金して海軍を創設したらしい。デンマーク軍が駐屯するスウェーデン国内の城塞を奪取するために必要なのであった。

1523年、ヴァーサはスウェーデン国王に選出された（グスタヴ1世ヴァーサ、在位1523～60年）。カルマル連合からの離脱である。

リュウベックからの大量の借金を初めとして、スウェーデンの国家（王室）財政は危機に陥っていた。そこでヴァーサが目をつけたのは、教会財産であった。1527年、“上からの宗教改革”を強行。

＜教会関係の土地はすべて王領地となり、大司教、司教の叙任は国王権限となった。こうして、教義にかんする議論なしに、ルター派宗教改革が勝利した＞（前掲『北欧史』）。

ヴァーサは軍事制度の整備を急ぎ、近世スウェーデン王国の軍事制度の根幹は、初期ヴァーサ朝期に形成されている。＜当時の軍事制度の根幹は、スウェーデン民衆の“徴兵”による軍隊編成にあった＞（古谷大輔前掲論文）。具体的には、次のようなものである。

＜中世には“古ゲルマン的な軍事制度の伝統を引き継いだ”農民による民兵制度が存在した。そして1544年の……議会で自発的な民衆参加の徴兵制が、1560年以降は一般民衆の義務としての徴兵制が制定された。すなわち15歳から40歳の男性は、各自の生活する村落共同体単位で構成された徴兵区域に含まれ、そこから各州の徴兵委員会が、通常10人に1人の割合で歩兵を選出した。貴族領農民については貴族特権の関係で20人に1人の割合だった＞（同）。

＜ただし、この初期ヴァーサ朝期のスウェーデン軍では、一度整備した軍隊組織をいかにして維持するかという問題が未解決だった。国際的にみても脆弱な経済基盤しか有さないスウェーデンでは、給与問題が特に深刻な問題となった。長期の兵役に不満を抱く農民層の反乱も各地で見られた。また当時の行政の非合理性がもたらす軍隊経営の非合理性も明らかだった＞（同）。

ヴァーサの対外政策は穏健なものだったとされている。例えば、リヴォニア戦争が始まってからエストラントはスウェーデン国王に保護を要請したが、ヴァーサは当初、デンマークやロシアを刺激しかね

ないこの要請に対して冷淡であった。しかし、その王子の時代になると積極的になり、その概要についてはすでに記した。ここでは、バルト海をめぐる覇権争いの意義を、ヨーロッパ経済史の観点からみておきたい。

玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生』(以下、玉木俊明 2009 と略す)によれば、<16 世紀後半から 17 世紀前半にかけてのヨーロッパ経済が直面した危機>とは、人口増による食糧不足と森林資源の枯渇であった。

<かつて「価格革命」といえば、スペイン領アメリカからの貴金属流入量が大幅に増加したために生じたとする貨幣数量説の見解が主流であったが、こんにちではむしろ価格革命と呼ばれる現象自体存在しておらず、人口増のため農作物価格が工業製品の価格以上のスピードで上昇したという見方が一般的である> (玉木俊明 2009)。

森林資源の枯渇とは、原料・燃料用の木材、建築用の木材、船舶用資材の不足を指す。

<食糧不足、森林資源枯渇という二つの危機に対処するためにヨーロッパ人に残された方法は、ヨーロッパ内の資源を活用することだけであった。/このような状況にあって、非常に重要な地位を占めだしたのがバルト海地方であった> (同前)。

<ヨーロッパ随一の穀倉地帯>であるポーランド・リトアニアがあり、森林資源が豊富なスウェーデン・フィンランド、さらにはロシアがあったからである。

バルト海貿易には周辺諸国のみならず、オランダやイギリスも参入した。最大のシェアを誇ったのはオランダであり、オランダにとってバルト海貿易は“母なる貿易”であった。だから、バルト海をめぐる諸国家間関係に盛んに介入した(せざるをえなかった)のである。

ちなみに玉木俊明は、この「危機」の時期に、ヨーロッパ経済の中心はイタリアからオランダに移動した、と考えている。中核都市でいうならば、ヴェネツィア→アントウェルペン(アントワープ)→阿姆斯特ダム。

いずれにせよ、バルト海周辺は、以上の結果として、各国の利害が錯綜するヨーロッパ経済に強く組み込まれたのであった(「周辺」ないし「半周辺」として)。

スウェーデンでは、1611~1721 年を「大国の時代」と呼んでいる。1611 年は、グスタヴ 2 世アドルフが即位した年に他ならない。既述したように、グスタヴ・アドルフは三方面の戦争に片をつけ、1630 年、三十年戦争に介入した。1632 年にグスタヴ・アドルフが戦死したものの戦争には勝利し、1648 年のウェストファリア(ヴェストファーレン)条約で、スウェーデンは北ドイツ諸領を獲得している。グスタヴ・アドルフの内外政策については、1612 年に宰相に就任したオクセンシェーナの力も大きかった。

<彼[グスタヴ・アドルフ]の治世下で行われた軍制改革の主眼は、いかにして安価で効率的な人的資源の動員の方法を築き上げるのか、脆弱な財政基盤にかかわらずいかにして一定の軍事組織を維持していくのかという点だった。現物的傾向の強い当時のスウェーデン経済では、傭兵に依存する軍事システムを長期間維持する方法は不可能だった。なぜならその方法を実行するには多額の貨幣が必要とされたからである。そこで徴兵制に基づいて常備軍を安価に編成する方向で改革が進められた。/この軍制改革は 1620 年代以降進められた行財政改革と結びつける形で行われた> (古谷大輔前掲論文)。

<グスタフ・アドルフ治世下のスウェーデンでは、組織的な徴兵を実施し、国民軍を主体に据えた長期服務軍隊が形成され、それを基に歩兵・騎兵・砲兵が戦場で協力して機動できるように訓練し、横列隊形の実行を可能にした> (同)。

これが、デンマーク、ロシア、ポーランド・リトアニアとの戦闘におけるスウェーデン軍の強さの秘密だったのであろう。しかしながら、三十年戦争では勝手が違った。

<長期間の軍事活動に伴う兵員の損失により、徴兵によりスウェーデン軍が編成されるという原則が動揺し、傭兵に依存する構造へと変わらざるをえなかった。それに伴って軍事活動の経費が増大し、スウェーデン経済の実情との間に齟齬を生んだ> (同前)。

1632 年の傭兵率は 82%だという。また、戦死者のうちのかなりの部分がフィンランド人であった。

では、三十年戦争期のスウェーデン財政はどのようなものであったか?

<1620 年代以降グスタフ・アドルフが積極的に進めた財政政策の中心は、①租税体系の整備、②譲渡



政策や③産業振興政策の推進だった> (同前)。

①は金納化への移行を目指したものであったが、現物経済の壁に阻まれて失敗 (当時、大貴族の収入においても、国家財政の歳入においても、金納が占めるパーセンテージはひと桁)。

②は、戦費となる貨幣を獲得するため、貴族の国家勤務に対する報酬とするため、王領地を譲渡・売却するもの。後に政治争点となる。

③の中心は、<オランダ商人らの投資による鉄や銅などの鉱工業だった> (同前)。しかしながら、銅価が低下し鉄のみでは、<財政の安定と拡大に寄与するところが少なかった> (同)。

かくして、三十年戦争期のスウェーデン財政は、国外資源に“寄生”することになる。

まず「プロイセン船舶関税」は、メーメルからダンツィヒに至るプロイセン沿岸地域において、船舶が入港する際に徴収した税。対ポーランドのアルトマルク休戦協定 (1629 年) に伴って 1635 年までの期限付きで獲得した権利である。

次に「フランス援助金」で、バールヴァルデ条約 (1631 年) に基づくもの。

以上の二つは、スウェーデン財政歳入のかなりの部分を占めた。

第三は「寄付金」で、ドイツ内の親スウェーデン地域で徴収されたもの。

第四は「軍事貢納金」で、スウェーデンに敵対していた占領地から略奪をしない代わりに要求した保証金。<実際には、略奪や貢納金以外の強制的な物資徴発なども頻発に[ママ]実行された> (同前)。

【注 略奪については山内進『掠奪の法観念史』が面白い。】

また、ウェストファリア条約では、賠償金を獲得している。

<このような国外資源に寄生するスウェーデンの戦時財政のあり方は、戦争が継続している限りにおいて、そして勝利を続け諸国からの信用を確保し続けている限りにおいて可能だった。それゆえ、戦争を一種の「国家的産業」とせざるをえなかった。そしてこのような状況をさしてグスタヴ 2 世アドルフは「戦争が戦争を育む……」と表現した> (入江幸二『スウェーデン絶対王政研究』)。

グスタヴ・アドルフの死去に伴い、6 歳の娘クリスティーナが即位 (在位 1632~54 年)。オクセンシェーナを中心とする摂政団が政務を執る。

1643~45 年、三十年戦争の局地戦ともいえるトシュテンソン (トルステンソン) 戦争。スウェーデンより早く三十年戦争に介入しながら敗北したデンマーク王クリスチャン 4 世は、スウェーデンの進撃に危機感を抱き、皇帝への接近やエーアソン海峡税の引き上げなどでスウェーデンを牽制した。1643 年、トシュテンソン将軍率いるスウェーデン軍がユランに進攻。スウェーデン・オランダ連合艦隊がデンマーク艦隊を撃破。ブロムセブルー条約 (1645 年) によってスウェーデンは、ノルウェー東部の二地域、ゴットランド島、ハッランドおよびエーアソン海峡の自由通行権を獲得した。スウェーデンによる北欧・バルト海の覇権の奪取。

<譲渡政策は、クリスティーナ女王の治世、とりわけ親政期 (1644~54 年) に財政難を引き起こしていく。……スウェーデン=フィンランドにおいて 1611~54 年の間になされた譲渡のうち、グスタヴ 2 世アドルフによるものは 24%、クリスティーナの摂政政治期は 14% だったのに対して、親政期は 62% にも達している> (同前)。

1611~54 年の譲渡合計額は約 116dsm。dsm は銀ダーレルという通貨単位であるが、どれぐらいのレートかは不明。ちなみに、1653 年におけるスウェーデン=フィンランド財政の歳入は 650dsm。

1654 年、クリスティーナがカトリックに改宗し、ローマへ去る。あとを継いだのはカール 10 世グスタヴ (~1660 年)。その直後、オクセンシェーナ死去。

カール 10 世は、ポーランドとの戦争が現実味を帯びるなか、財政難を解消するために、1633 年以降に譲渡された土地の 4 分の 1 を王室に返還する「4 分の 1 回収策」を貴族に認めさせた (1655 年)。

<4 分の 1 回収政策の決定は、二重の意味で 17 世紀スウェーデン史における画期をなしている。一つは、……平民身分の要求でもある王領地回収政策が実施されることで、世紀前半に支配的であった「関税・消費税などに基づく王室財政」という、大貴族が主張する国庫財政から離れて、「土地に基づく王室財政」に近付いたことである。もう一つは、この出来事を画期として、王権は貴族よりむしろ平民身分を支持基盤として、その権力と権威を安定化させる道を選びとることになったのである。……17 世紀前半は、王と貴族の協調体制のもと戦争が遂行された。……しかし 1655 年以降、貴族 (とりわけ大貴

族)を優遇するこうした政策からは明確に断絶し、国王と平民の協調体制というスウェーデン絶対王政の直接的萌芽がここにあらわれるのである> (同前)。

この評価を全面的に認めるものではないが、認めたとしても、まだ過渡期にすぎない。

カール 10 世が 1655 年にポーランド・リトアニアに進攻したことは前に触れた。スウェーデンの勢力拡大を列強が危惧する空気を利用し、デンマーク王フレデリック 3 世は、スウェーデンに対する雪辱戦に踏み切る。かくして、第 1 次カール・グスタヴ戦争 (1657~58 年) が始まった。カール 10 世はポーランド・リトアニアからひきあげた軍隊をデンマークに投入、デンマークはあえなく屈服する。ロスキレ条約によってスウェーデンは、デンマークから、スコーネ (穀倉地帯である)、ハッランド、ブレーキング、ボーンホルム島、それにノルウェー中部のトロンハイム地区を獲得した。ここに、スウェーデンの領土拡大は頂点に達する。

カール 10 世はさらに、条約締結直後にデンマークへの攻撃を再開 (第 2 次カール・グスタヴ戦争)。デンマークは必死に抵抗したし、オランダ、ブランデンブルクがデンマーク側につき、英仏も圧力を加えた。スウェーデン軍はポメラニアから撤退。戦争を継続せんとしたカール 10 世が、スコーネの陣営で病死 (1660 年)。コペンハーゲン条約でデンマークは、ボーンホルム島とトロンヘイムを回復しただけであった。

以後スウェーデンは、バルト海を“内海”とする「バルト(海)帝国」を、約半世紀にわたって維持することになる。

<北方戦争中の財政については、おおよそ以下のようにまとめられる。戦争直前の 1655 年、国内資源 (とくに大関税・銅税……) を担保として王は大規模な借金をせざるをえなかった。そしてこの借入金をもとに大陸で傭兵を雇い、ポーランドやデンマークとの戦争を遂行した。すなわち、国内資源を担保に戦費として活用しうる流動的な資金を得る一方、人的資源の獲得は国外に求める傾向にあったのが北方戦争だった> (同前)。

「大関税」については、次の記述がある。

<貿易の発展にともなって、大関税……と呼ばれた貿易関税は順調に増加した。その徴収額は、1630 年頃で約 10 万 rdr、40 年頃で約 30 万 rdr、40 年代で 50 万 rdr 弱にのぼった> (同)。

rdr は計数貨幣としてのリクスダーレルの略で、1rdr=1・5dsm。銅税は、銅鉱石の 4 分の 1 を国家に支払うもの。

カール 10 世の後を継いだのは 4 歳の息子で、カール 11 世として即位 (在位 1660~97 年)。デ＝ラ＝ガルディを中心とした摂政団が編成される。カール 11 世の親政開始は 1672 年。

1648 年のウェストファリア条約によって主権国家システム (体系) が成立したと言われる。しかしながら、この命題の理解においては、あまり一致がないのではないか。重要なのは、このシステムが戦争を前提としたものだということである。

<近代世界システムという単位は、近世においてはヨーロッパの多くの地域経済を包摂した巨大な経済的単位であった> (玉木俊明 2012)。それはまた、経済成長を執拗に追求するシステムであったと言ってよい。

【注 「近代世界システム」の理解において、ウォーラーステインと玉木俊明には異なるところがあるが省略。】

ウェストファリア条約によって、<神聖ローマ帝国は事実上機能しなくなり、ヨーロッパから「世界帝国」が消え失せ> (同前) た。<ヨーロッパから世界帝国が消滅し、世界経済が誕生したために各国は政治的・経済的な競争を余儀なくされ、その過程で生まれたのが、主権国家であった> (同)。主権国家による競争は、軍事的競争に至る。<戦争によって、国民意識が高揚することはいうまでもない。だからこそ、ヨーロッパで「国民国家」が誕生していったのである> (同)。

独立戦争 (八十年戦争) と経済発展を両立できたオランダが、いわゆる“ヘゲモニー国家”となった。

17 世紀後半は、オランダに対する戦争が相次ぐ。オランダ船の排除を狙った英航海法 (1651 年) をきっかけとする第 1 次・第 2 次英蘭戦争 (1652~54 年、1665~67 年)。ネーデルラント継承戦争 (フラ

ンドル戦争、1667～68年)。フランスを牽制する蘭英瑞三国同盟（1668年）。英チャールズ2世と仏ルイ14世の「ドーヴァーの密約」（1670年）。三国同盟解消。1672年、第3次英蘭戦争と仏蘭戦争（オランダ侵略戦争）が始まる。フランスに依存していたスウェーデンは、仏蘭戦争の直前にフランスと同盟条約を締結した。

＜1674年、オランダ戦争を戦っていたフランスは、ブランデンブルクとも戦闘を開始した。スウェーデンは同盟条約にのっつてフランスに協力、ヴランゲル[陸相]が1万3000名のスウェーデン軍を率いて、ポンメルンからブランデンブルクに侵入した（12月）。しかし翌年6月、フェーベリンの戦いでスウェーデン軍はブランデンブルク軍に敗北した。……この敗北によってスウェーデン軍は大陸から駆逐された。さらにこの敗北はブランデンブルク側のプロパガンダに利用され、グスタフ2世アードルフ以来の「軍事大国」としての名声をスウェーデンは失った。

これを機に、フランスの敵であった神聖ローマ皇帝・リューネブルク・ミュンスターが相次いでスウェーデンに宣戦布告した（6～7月）。さらにデンマークも、かつてスウェーデンに奪われた領土を取り戻そうと目論み、スウェーデンの同盟国ホルシュタイン＝ゴットルプに侵入した。ところがフランスの同盟国ハノーファーとバイエルンが中立を宣言したため、スウェーデンはドイツ諸侯の同盟相手がなくなった。そのためドイツ地方の防衛が困難なものになり、ブレーメン＝フェルデンはデンマーク＝ブランデンブルク連合軍の手に落ちた＞（入江幸二前掲書）。

1676年6月、クリスチャン5世率いるデンマーク軍がスコーネ地方に上陸する。同時にノルウェー軍もボーヒュースレーン（スコーネの北方）への攻撃を開始した。戦況は省くが、＜近世史上はじめて本土を戦場とした＞（同前）戦いにおいて、スウェーデン軍は決定的勝利を得ることができなかった。スウェーデン・デンマーク間の戦争（1675～79年）は、一般にスコーネ戦争と呼ばれている。

＜1679年になると同盟国フランスが積極的に仲介して、スウェーデンと当事国が個別に和平を結んでいった＞（同前）。

結果としては、フランスの圧力によって、スウェーデンの領土はほぼ保全された。ただしスウェーデンは、フランスの「属国のように」扱われたのである。そして、4400万 dsm という莫大な借金が残った。

＜スコーネ戦争を通じて、スウェーデンは現状のままでは、自国の資源だけで王国を防衛する能力がないことが明白となったのである＞（同前）。

スウェーデン軍がブランデンブルク軍に敗北したことが明らかになった（1675年8月）後、スウェーデンを戦争に巻き込んだ王国参事会（枢密院や元老院という訳語もあり）と旧摂政団に対する批判が起り始めた。丁度、デンマークからの宣戦布告文が届いた頃である。また、臨時課税と徴兵に対する不満も高まっていく。

【注 ＜王国参事会は……1220年代に幼王エーリック・エーリクソン[在位1222～29年、1234～49年]後見役として初出し、マグヌス・ラーデュロース[在位1275～90年]のときに常設機関となった＞（前掲『北欧史』）。＜1350年頃に編纂された『マグヌス・エーリクソンの全国法』によれば、国王は「参事の助言をもって……」統治するものとされた。この規定のため、参事会貴族は王権を掣肘しうる存在として、近世スウェーデン政治のなかで大きな役割を演じてきた＞（入江幸二前掲書）。】

王国参事会および旧摂政団を牛耳っていたデ＝ラ＝ガルディは、大貴族の立場を代表していた。＜デ＝ラ＝ガルディの基本方針は、……王室・王国の財政は土地・現物といった流動性の低い財源に基づくべきではなく、貿易や産業を振興してより多くの現金を入手し、流動性の高い財源に基づくべきであるというものである。それゆえ王領地回収政策にも反対であった。さらに勢力均衡と現金入手の立場から、フランスと同盟して援助金を得る政策を推進した＞（同前）。

デ＝ラ＝ガルディに対する批判の急先鋒となったのが、ユーハン・ユレンシェーナである（ユレンシェーナ家は斜陽にあった上級貴族らしい）。

＜彼[ユレンシェーナ]の発想の基本は、「スウェーデンの軍事力の強化・維持」にあった。そのためには相手国の都合に左右されかねない援助金政策をとるよりも、海外領土も含めて4分の1回収を実施し、王領地を増加させる方が、軍隊に対する恒常的な財源を確保することにつながる、と考えていたのである＞（同前）。また、＜将来予想されるロシアからの攻撃に備えて背後の安全を確保するため、デンマークとの親密な関係を築くことが重要だと考えていた＞（同）。

デンマークとの和平交渉にあたったユレンシェーナは、カール 11 世とデンマーク王の妹エレオノーラとの婚約を取り付けようとしており、スウェーデンとデンマークとの間で締結されたルンド条約(1679 年)には、その婚約が含まれている。

1680 年 6 月、ユレンシェーナが突然の病死。カール 11 世はユレンシェーナの方針に基づき、以下の政策を実行した。①王国参事会の地位降格、②摂政団に対する裁判、③王領地回収政策、④割当義務制度(インデルニング制)の導入。

①について。

<カール 10 世はその治世のほとんどを対外戦争に費やしたが、それにともなう軍務・外交交渉のために多くの参事が首都を離れ、そのため参事会の会議に全員が揃うことはほとんどなかった>(同前)。  
<参事会は「王の顧問役」としての活動よりも、「実務に携わる者」であることに重点を置きはじめた>(同)。  
<17 世紀後半には、大貴族層という社会的な壁を突き抜けて、教育や能力によって社会的に栄達する者[新貴族]が増えてくるのである>(同)。

スコーネ戦争中、<国王やユレンシェーナたちはストックホルムにいる参事会の助言を聞くことなく、本場地ユングビューですべてを決定した。……そして戦後も本場地の国王が統治する「戦時独裁……」体制が維持され、参事会の政治的影響力は減ぜられた>(同)。

カール 11 世の結婚問題に対して参事会が口を挟んだことをきっかけに、1680 年議会では、「国王は参事会の助言を聞く法的義務はあるか」という議論にまで発展する。議会においては、国王の行動はただ神にのみ責任を負う、と宣言された(「諸身分宣言」、1680 年 12 月 10 日)。

<その 2 年後、議会で参事会の権限は縮小され、名称も「王国参事会……」から「国王参事会……」へと変更された>(同前)。

②について。

既述したように、旧摂政団への批判は 1675 年から出始めていた。その時は、調査委員会が設置されている。

1680 年 11 月、カール 11 世は摂政団裁判の開始を命令。1675 年の調査委員会を引き継ぐ形で、大委員会が設置される。1682 年、<参事 60 名とその他 226 名が罰金刑に処せられた>(同前)。罰金として、<ほぼ国家歳入に相当する額>(同)の 466dsm が徴収された。

<社会的影響という点では、マグヌス・ガブリエル・デ＝ラ＝ガルディのように大貴族の代表格が、莫大な額の罰金を科せられたうえほとんどの所領を没収されたことによって、身分間の不満を解消する働きをもったであろう。また多くの王領地を得ていた者が多額の罰金を支払ったことで、王領地回収策も容易に進んだ。そのため 17 世紀半ば以来の社会対立の根源となっていた、大土地所有者が社会的エリートであるという構造も崩れていった>(同前)。

「軍事国家」の再編成という観点からすれば、③と④は重要である。

③について。

<当時の農民身分は三種に分類される。まず、土地を所有し国家に対して租税を支払う義務を持つ、担税農民(自由農民)……。次に、王領地に居住し王に地代を支払う、王領地農民……。最後に、貴族領に居住して領主に地代を支払い、その代わりに国家への租税支払いを免除されていた、免税農民(貴族領農民)……である>(同前)。

譲渡政策による貴族領の拡大は、農民の自由を脅かすものと考えられていた。王領地農民ばかりでなく自由農民の多くも、貴族の支配下に置かれることになったからである。さらに、免税農民が増加したために、他の農民のみならず、平民諸身分(聖職者・市民・農民)への課税が重くなっているという不満があった。平民諸身分からすれば、譲渡政策が諸悪の根源なのである。

<平民諸身分は 1650 年以降、議会のたびに回収政策の完遂を要求し続けていた>(同前)。

貴族院においても、1675 年から回収政策への言及が始まっていた。譲渡政策の恩恵を受けた大貴族と、恩恵を受けなかった中・小貴族との対立が顕在化したのである。

1680 年議会の決議により、1632 年以降に譲渡された土地のうち、地代算出額が 600dsm を超える貴族領が回収されることになった。

＜1682年から翌年にかけての議会では、王領地回収政策について国王に全権が委ねられた。……譲渡相手の承認を得ずとも、国王の一存で回収できるようになったのである＞（同前）。

なお、＜戦争中に国家に対して資金提供を行なった債権者＞＝＜貴族のみならず商人やマニユファクチュア経営者といった市民＞や、＜国家勤務に対する給与が未払いのままとなっていた貴族・官僚・将校＞も、回収政策の推進主体となった。かれらにとって、＜王領地回収による国家財政の安定化は、…重大な経済的関心事だった＞（同前）からである。

＜土地所有面積の割合で見ると、1654年には全体の65・2%を占めていた貴族層の土地所有は、王領地回収政策の結果、1700年には31・4%にまで減少した＞（古谷大輔前掲論文）。王領地、担税地もほぼ同じ割合になっている。

＜ただ個々の大貴族にとって、どれほど経済的な打撃になったかは評価が難しい。……譲渡された土地が本拠農場の周辺にある場合、これを王室に返還するかわりに、分散している古くからの免税地を返還することが認められたから……、王領地回収政策は、大貴族に打撃を与えた面もあるが、むしろ分散した諸領をまとめ、土地経営を容易にするものだったと考えられる＞（入江幸二前掲書）。

ともあれ、大貴族は反乱の方へは向かわなかった。

＜「軍事国家」の再編成という視点に立つならば、王領地回収政策は、深刻化する平時の財政問題と、譲渡政策に起因する社会問題を同時に解決し、現物的傾向の強いスウェーデン経済に適合した恒常的な軍事経営システムの基礎を築いたと言えよう＞（古谷大輔前掲論文）。

#### ④について。

グスタヴ・アドルフが確立した軍事システム（前期割当義務制度）は、譲渡政策の結果、軍事用に割り当てられた農場が減少し、次第に機能しなくなっていった。だから、カール11世が1682年に導入した割当義務制度（後期割当義務制度）は、王領地回収政策が前提となって可能となったものである。

＜この制度は、国家勤務全般への報酬として、スウェーデン国内の農地やその農地からの収入を割り当てる制度だった。軍隊経営に限って言うならば、この制度の導入以降、王国軍の各連隊は、その連隊に属する歩兵が徴兵された地域に駐屯し、その地域の農場や農場の収益を報酬として割り当てられるようになった。＞

各州単位に連隊に割り当てる制度の導入は、長期の兵役義務により農業労働力が不足することで問題となっていた農村荒廃の解決を意図していた。この制度の下では、州ごとに州連隊扶養契約が国王と農民層の間で結ばれ、一定数の兵士の供給が約束された。ただし独立自営農はこの扶養契約に基づく徴兵を免除された。その結果、スウェーデン社会の基盤である農業生産と農村秩序の維持が可能となった。この扶養契約に基づき、一定規模の軍隊が平時には農村社会内で維持され、戦時にも即座に召集できるようになった。この扶養義務によって徴兵された者の多くは、農村内の無産労働者だった。農村出身の者でも将校として社会的な地位の上昇が可能になった。だからこの制度の導入は、社会参加の機会を拡大する効果も持った。

一方、農村部に軍隊が駐屯することで、国家権力による地方農村部の監督が強化された。将校は報酬として農場が割り当てられ、その農場に定住し、中央の陸軍庁統括の下、平時の連隊の監視と維持にあたった。また彼らには、農村の監督や状況報告の義務も課せられた。中央ではこの地方農村部からあがる報告を基に、演習や動員の計画が立案され、地勢調査、地図作製なども行われた。また割当制度の実施に伴い国政調査も実施されていった＞（同前）。

＜かくして、スウェーデン＝フィンランド本国は、23歩兵連隊および歩兵2万5000、11騎兵連隊および騎兵1万1000、水兵7200、総数4万3200名におよぶ常備軍を有することになった。……割当義務制度は農村社会に根差した軍事システムであったため、現物経済が依然として大きな割合を占めていたスウェーデンにおいて非常に有効な制度であり、それゆえに1901年まで存続した＞（入江幸二前掲書）。

以上の軍事システムが、防御に向いていることは明らかであろう。カール11世はまた、“平和外交”を貫いた。＜1689～97年の「アウクスブルク同盟戦争[ファルツ戦争]」の際も、フランスに参戦を誘われながら中立を守りとおし、91年には、デンマークと共同で武装中立宣言を発している＞（前掲『北欧史』）。

【注 「アウクスブルク同盟」とは、神聖ローマ皇帝と帝国諸侯との間に結成された対仏同盟。帝国

領の一部を保有していたスペイン、スウェーデン両国王も加入。「ファルツ戦争」は、アルザス北部にあるファルツ（プファルツ）伯領の継承権を主張したルイ 14 世がファルツに侵入することで始まり、アウクスブルク同盟（スウェーデンを除く）に加え、オランダ、イギリス、サボイアも同盟側で参戦した。スウェーデンの仲介により、ライスウィック条約（内容略）で終結。】

＜和平政策がとられて大北方戦争までは平和が保たれたため、貿易・商業が順調に発展した。1650 年頃の王室歳入において、大関税はおよそ 50 万 dsm、小関税は 20 万 dsm ほどだったが、17 世紀末になると大関税はその二倍に、小関税は 35 万 dsm にまで増加している＞（入江幸二前掲書）。＜負債も 1697 年には 1150 万 dsm に減少しており、健全な財政構造に転換したことを示している＞（同）。

#### （ハ）絶対王政/絶対主義について

1693 年の議会決議＝「主権宣言」の第 4 項にある次の一節——＜絶対的な、すべての者に命令し統治する主権者たる国王＞——から、この時にスウェーデンにおける絶対王政が確立したとされてきた。入江幸二前掲書もそうになっている。しかし近年、「絶対王政/絶対主義」概念についての議論がにぎやかなのである。

入江はまず、グスタフソンの「コングロマリット国家 (conglomerate state)」論＝＜近世国家とは、独自の伝統・法・習慣をもつ多様な地域・社団から構成される複合的な存在である＞、二宮宏之の「社団国家」論＝＜絶対主義国家とは、多様な空間的・血縁的・職能的な共同体ないし社会集団を内包しており、それら多様な「社団」の特権と自立性を国王が承認するとともに、これを媒介とすることで王権による支配が可能となっていた国家である＞を紹介し、以下のように論じている。

＜グスタフソンや二宮氏の指摘にもあるように、近世の王権が一定領域内で絶対的な権力を行使するようになったことはなく、それゆえ「専制」とは異なる＞。

＜とはいえ、16 世紀以降になってヨーロッパ各国の君主たちがこぞって王権の強化を図り、もって国力の増強を目指したことも否定できない。そしてこのような情勢のもと、臣民には国王への従属と忠誠が求められた。近世において社会は一つの「家族」とみなされ、各身分がそれぞれの分をふまえて行動すれば、全体としての調和が生まれると考えられていた。……王国においては、父たる国王の役割は、「全体の、あるいは国家または王国の最善……」のために法を作り、臣民の権利を調整することにあつた。……それに対して、子[臣民]の父への愛情の示し方は、「沈黙し従うこと」だった＞。

＜以上のことを鑑みて、「絶対王政（絶対主義）」という語は、王権強化と臣民の服従化が目指された「近世」の傾向を明瞭に示しうる点で、依然として一定の有効性を持っている。そこで本書では、「絶対王政（絶対主義）」を「社団的編成に立脚した諸共同体から構成される一定の領域を、王権神授説を理論的支柱とした国王が、公共善の実現を押し立てつつ、唯一の主権者として主権を行使し統治する政治体制」と定義しておく＞。

「絶対王政/絶対主義」という概念に疑義を唱える論者は、「複合国家 (camposite state)」、「社団国家」、「礫岩 (conglomerate) 国家」、等々を提唱している。これらを検討する余裕は、今はない。とりあえず、『岩波講座 世界歴史』を素材にして、この半世紀にわたるヨーロッパ史学の移り変わりを眺めておこう。『岩波講座』は、これまでに三度刊行されている。すなわち、1969～71 年の全 30 巻（第 1 期）、1997～2000 年の全 28 巻・別巻 1（第 2 期）、2021～23 年の全 24 巻（第 3 期）である。

第 1 期第 14 巻『近代 1 近代世界の形成 I』は、「絶対王政期の社会構造」という章を設けている。そのなかの篠塚信義「イギリス絶対主義の発展構造」は、＜絶対主義時代の権力構造は、身分的編成はとっているにしても、政治権力はほぼ完全に国王によって独占されているところの、中央集権的構成をとる、という右の河野[健二]氏の考え方に対して異議を唱える人はそう多くはないと思われる＞としつつも、以下のように述べている。

＜われわれはこれまで、制定法の文面や、整備された制度の設置が命ぜられたことから、ただちに現実においてもその規定通りに運営され執行されていると判断したために、絶対主義時代の姿を誤って理解し、これを過度に単純化してしまったきらいがあるように思われる＞。

＜たといたてまえのみであっても、国王主権が明確化し、そのための行政機関が整備されたことの意

味は小さくない。そして絶対主義なるものをこの意味でのみ理解するのであればその限りで問題はない。しかしこのことは国王が現実に政治権力を完全に握り、国王の意志のみによって任免可能な官僚を通じ、彼の意志のみによる統治が行われたことを全く意味しない。しかるにこれまでわれわれはこの二つのことがらを適切に区別せず、実態とたてまえとはそれ程著しく異なるものではないと理解してきたのではなかろうか。

篠塚は、「ジェントリー論争」(内容略)を検討した上で、次のように結論している。

〈われわれが絶対主義の名で呼んでいる時代の中心的問題は、経済的諸関係の変化にあるのでもなく、また国家形態それ自体の変化のうちにあるのでもなく、社会に対する国家の関係が変化しつつあることのうち存する〉。

また、同じ章にある遅塚忠躬「フランス絶対王朝期の農村社会」は、以下のように述べている。

〈西ヨーロッパの絶対王政は、経済史上ではいわゆる封建制から資本主義への「移行」期に見られたものであり、従って、当時の社会においては、「移行」期に特有のいくつかの経済制度や社会階層が併存し且つ流動していた。そこで、当該国家権力形態と社会構造との照応関係については、大づかみに言って、一方では、「移行」期に見られるいくつかの経済的・社会的関係のうちの一つをとりあげてこれを絶対王政権力と一元的・整合的に結合しようとする立場(たとえばいわゆる地主制論)があり、他方には、「移行」期に併存するいくつかの経済制度や社会諸階層の相互関連そのものによって当該国家権力のあり方を説明しようとする立場(たとえばいわゆる均衡論)があったと言えよう〉。

〈最近の研究動向の中で注目すべきものは次の二点である。まず、絶対王政という国家形態そのものについて、それが実は一元的に完結した体系をなすものではなく、身分制国家における君主と諸身分との二元性を終局的に克服しえず、内部にきびしい緊張をはらむ動的な政治過程であった、という事実が指摘されている。第二に、17世紀経済史研究の深化に伴って、この時代の社会がいわゆる静的な「均衡」状態などにあつたのではなく、「移行」の最後の局面としての「一般的危機[全般的危機]」にあつた、という点が明らかにされつつある。……絶対王政研究の基礎視角についての結論だけを述べるならば、われわれは、絶対王政という国家形態を封建的危機の最終段階における国家権力形態として把握し、その時代の経済的・社会的諸編成をまさにこの危機のもとでの動的緊張関係そのものにおいて把握すべきではないか、と考えるのである〉。

さらに、第1期第15巻『近代2 近代世界に形成Ⅱ』には、「16・17世紀の西ヨーロッパ諸国」と題する章があり、絶対王政/絶対主義を扱ったものとしては、井上幸治「スペイン絶対主義」、柴田三千雄・二宮宏之・千葉治男「フランス絶対王政」が収められている。後者から引用しておく。

〈通常、フランス絶対王政支配の特色は、最高度に権力集中を実現した強力な軍事的・官僚的機構の存在にあるといわれる。ところが、この「絶対制国家」は、現実には、完全な領域国家としては主権がなお確立されない状況で存立しているのであり、また、王権自体も、地方・都市・身分制的団体・職能団体といった特権諸集団との一定の協約関係の上に位置している。このことは、絶対王政の権力集中を担う軍事的・官僚的機構が、必ずしも強力に貫徹されていないということ物語っている〉。

以上、第1期においては、「絶対王政/絶対主義」という概念を一定認めつつ(程度には差がある)も、すでに「複合国家」(「社団国家」「礫岩国家」を含む)論の萌芽がみられる。通説に対する実証的研究者の懐疑が示されていると言えよう。

第2期において、上で見た第1期の内容に該当するのは、第16巻『主権国家と啓蒙 16-18世紀』である。その巻の総論にあたる「構造と展開」のタイトルが「近世ヨーロッパ」(近藤和彦)であるように、「近世」という時代区分を用いているところに特徴を見ることができる。この点について、近藤和彦「はしがき」は、次のように説明している。

〈15世紀末から16世紀にかけて、ヨーロッパは非ヨーロッパを大きく構造的にとりこみつつ、従来の中世とは性格のちがう時代へと変貌しはじめる。その後ほぼ18世紀末にいたる約300年間は、ヨーロッパ社会がダイナミックに変化し拡大しつつ一つの循環(サイクル)をなした時代でもある。そうし



た固有の構造とサイクルをもつ時代として、ほぼ 1490 年ころから 1780 年ころまでを「近世」と呼ぶことができる>。

<この近世を指して今日のヨーロッパ史学では、ときに early modern……という語を用いるが、これを直訳してこの時代を「初期近代」とよぶ日本の中欧・東欧史の研究者もいる。この場合は、固有の「近代」すなわち「広義の 19 世紀」におけるヨーロッパを中心とした世界の再編成に先立つ移行期という性格づけが強く押し出されることになる>。

つまり、「16-18 世紀」→「近代」を定向進化的に捉える歴史観から距離をとりたい、ということである。

論稿「近世ヨーロッパ」では、まず、基本的姿勢が示される。すなわち、<旧来の一国史観や生産力史観を相対化し、また 20 世紀末のグローバリズムや流通文明論にも席卷されてしまわない立場から、近世人の模索した政治社会のかたちと世界市民的広がりを考え直すこと>である。

この姿勢から、「主権国家と啓蒙」がキーワードとして設定された。<近世 300 年の政治社会において、つねに領域的主権の確立にむかう凝集の動きと、汎ヨーロッパ的な経済・文化の展開が並行していた>からである。

ところで、そのキーワードの一つである「主権国家」であるが、これについての記述は驚くほど少ない。

<15 世紀来あいついだ戦争と外交、個人と世界の発見、宗教的覚醒と殺戮をつうじて中世的普遍性が解体し、ルネサンス・イタリアが世界の中心であることを止め、国家理性と信仰のありかたが問われ、主権論議が深まり、公共善が模索されるあいだに各地の政治社会が一定のまとまりをもった主権国家 sovereign state として編成されてゆく。1500 年のヨーロッパ（人口約 8000 万）にはなんらかの独立性を有する政体は 500 弱あったという。フランス、イングランドといった特別に広大なまとまりをもつ国家はむしろ例外で、また神聖ローマ帝国や教皇領のような重層的な政体も少なくなかった。この数が 1789 年までに 350 弱に減ったとはいえ、フランス革命後、ヴィーン体制のもとで、（人口約 2 億）これが 50 弱になることを考慮すると、数 100 の小さな政体のうごめく近世は、近代とは別の世界をなしていたとみるしかない……。主権国家は単独の個別領域としてより、システムとして国際社会をなし、同時に戦争・外交のルールを確立した点に意味がある>。

以上でほぼすべてなのであるが、これで「主権国家」とは何なのかが分かるであろうか？ よもや、ドイツ国家学における「国家の三要素＝領土・人民・主権」という把握の通俗的理解を前提にしているのではあるまいな。

もう一つ、関連する箇所を引用しておこう。

<近世と近代を概念として区別しなかった旧岩波講座[第 1 期]では、16、17 世紀の各国について、「近代主権国家」「国民国家」といった表現がくりかえしみられる。近世の主権国家のうち一部は近代の国民国家に連続するが、大部分は非連続である。……最近めざましく進展している国家論・国制史研究の指摘するところによれば、近世の国家は、国民国家 nation state や単一国家 Einzelstaat であるよりも、多様な要素をかかえこんだ複合的な政体……であった>。

なお、論稿「近世ヨーロッパ」は、近世において、「初期的な国民意識」「ネーション意識」が芽ばえていた、と述べている。

さて、絶対主義の問題である。

<いわゆる絶対主義/絶対王政については、実証研究の進展とともに、社会の団体的編成 organisation corporative と権力の表象（ハーバーマスのいう表象的公共性……にもあたる）に注目した研究によって、解釈が大きく変わり、理解が具体的になってきた。日本では 1979 年から 80 年代にかけての二宮宏之の論文二つと柴田三千雄の『近代世界と民衆運動』がよく知られ、学界の共通理解になっている>（前掲「はしがき」）。

そして前掲「近世ヨーロッパ」では、「オランダ共和国」、「イギリス議会王政」とならんで「フランス王国」をとりあげ、近藤和彦は次のように述べている。

<ルイ[14 世]は、教会にも人民にも双務的な義務を負わぬ絶対君主としての表象を押しだし、あらゆる

る機会に壮麗な王権のプロパガンダを演出した。「一君、一法、一教」のフランスの頂点に神授の王権が位置し、ここから各層に恩恵を降り注いだのである。王は他方で、さまざまな社会集団との調和をはかり、地方や身分の権益は圧殺するのではなく、「国家とは朕のことなり」と認めるかぎり、みずからの権力と威光をたかめるために許容した。アンシャン・レジームのフランスは、歴史的な自由と特権を享受する中間団体が層をなす「社団国家」の典型であった。「単一にして分割可能な」複合国家といってもよい。

＜絶対君主とは、……ルイとその忠臣の製造した表象である＞。

しかしながら、「社会の社団的編成」が＜学界の共通理解になっている＞ことと、それをもって絶対王政概念を否定することとは、同じではない。本項冒頭で見た入江幸二のように、「共通理解」を受け入れつつも、絶対王政概念の有効性を認める立場もあるのである。また、岩井淳『ヨーロッパ近世史』は、フランスについては絶対王政の語を用いている。しかも岩井にあつては「複合国家」の対概念は、「絶対王政」ではなく「主権国家」である。つまり、「主権国家」概念に懐疑的なのだ。

総括するに、第2期第16巻は、絶対王政/絶対主義概念を忌避する傾向がかなり強いといわざるを得ない。

第2期第17巻のタイトルは、『環大西洋革命 18世紀後半—1830年代』であった。第3期第15巻のタイトルは、『主権国家と革命 15～18世紀』である。つまり、第2期の16巻と17巻を一巻にまとめたことになる。その点について、第3期第15巻の総論（「展望」）にあたる坂下史「近世/初期近代のヨーロッパ——ルネサンスからフランス革命まで」は、＜講座のなかでの狭義のヨーロッパ史の地位の低下傾向、つまりヨーロッパ中心史観への批判的なまなざしが背景にある＞と述べている。

坂下史はまず、第3期の立ち位置を確認する。すなわち、＜全体として、近代主義的で目的論的なアプローチを避ける姿勢を堅持し＞たく第2期とのあいだには相当程度の連続性や親和性があること＞である。

また、次のように述べている。

＜第2期の第16巻の「はしがき」に記されているが、政治史や思想史の基本事項の確認を目的とするなら、現在でも通用する記述が過去の講座のなかに多々ある＞。

＜第2期で社会史的なテーマを扱った章の多くは現在でも通用する。第1期の政治史や思想史も、必要に応じて近代主義やマルクス主義の色合いを薄めて読むことができれば、基本事項の確認には引き続き有効な場合もある＞。

次に坂下は、「近世」という時代区分について改めて説明している。

周知のように、古代・中世・近代という三分法は、ルネサンス期のイタリアに現われた。古代＝「旧い光」、ルネサンス期＝「新しい光」の間に中世＝「闇」を置くものである。近代の一部を切り取った「初期近代」という時代区分がヨーロッパ史に定着していったのは、1960年代後半以降だといふ。＜初期近代の定着が社会史の成功と時期的に重なっているのはおそらく偶然ではない＞。

続いて坂下は、岸本美緒『東アジアの「近世」』から、次の一文を引用している。

＜現代日本の歴史学では「近代」と区別して「近世」という語をもちいているのに対して、ヨーロッパでは日本語の近世に相当する語はなく、16から18世紀ころの絶対主義時代[!]はアーリーモダンなどと呼ばれることが多い＞。

さらに、岸本美緒「総論 銀の大流通と国家統合」（岸本美緒『1571年 銀の大流通と国家統合』）の主張を、以下のように紹介している。

＜近代という語には「普遍的に通用する内容指標——民主主義、合理精神、高度な科学技術、発達した工業、資本主義、など——が含意されている場合が多く、そのため「ある種の価値意識が負荷されている」。これに対して、近世はそうではないという点が特徴的である。共通の内容は希薄だが近世は多様な内容を包含できるという意味でオープンな概念として使える＞。

＜本巻も「近世ヨーロッパ」という用語を使うことで、こうした利点を享受したい＞、と坂下は言う。

【注 日本では、中国史で「近世」を使っていた（例えば内藤湖南）。】

前掲近藤和彦「近世ヨーロッパ」に、こんな記述がある。＜日本における歴史研究もまた、ほとん

どこの近世ヨーロッパ史（の解釈）を軸に旋回してきた、とって過言でない。1930年代に胚胎し、45年以後に前面開花し、70年代まで日本の学界を制圧していた「戦後史学」は、啓蒙民主派と講座派マルクス主義の二つの中心をもつ楕円構造をなし、日本国憲法にも共通する世界史像を呈示していた。……市民社会の成りたちこそ枢要の問題であり、近代にいたる「正しい道」を明らかにすることこそ、単にアカデミックなだけでなく国民的な課題と考えられていた。

敗戦後、絶対主義やそれとセットになったブルジョア革命について様々な議論があり、その一つに、絶対主義は中世なのか近代なのか、というテーマがあった。主張の一例をあげよう。岩波書店『経済学辞典』第1版（1965年）の項目「絶対主義」（河野健二稿）には、次のように書かれている。

＜[絶対主義とは]封建制から資本主義への移行期に出現する権力機構であって、典型的にはブルジョア革命によって打倒される＞。＜封建的關係は貴族支配、さらに究極的には絶対王政そのものがとり去られないかぎり、機構的にはなくなる。この意味で、絶対主義はあくまで封建国家なのである＞。

ここでいまさら河野の主張を批判するつもりはない。「絶対主義＝封建国家」というテーゼに対し、「絶対主義＝初期近代」という主張は一定のメリットがあったということである。だからといって、「近世」を使うな、などというつもりはまったくない。

閑話休題。坂下論稿に戻ろう。ここからいわば本論に入るのであるが、“両論併記”どころか“諸論併記”という様相を呈している（ヨーロッパ史学の現況を反映しているのであろう）。以下、絶対王政/絶対主義に関係する部分を引いておく。

＜ある時期まで、宗教改革は、ルネサンスとともに、ヨーロッパにおける新たな時代のはじまりをつげる出来事のひとつとされてきた。……生まれつつあった主権国家は自らの正当性を保証する理論的支柱を、プロテスタントは自分たちを保護する世俗的権威を求めていたのだ。カトリック教会もまた主権国家の世俗権力を必要としていた。……そうした宗教と政治権力の関係の再編こそが近世ヨーロッパの特徴であった＞。

＜宗教改革は……ローマ教皇と神聖ローマ帝国皇帝とに象徴される中世的な普遍秩序を解体し、これにかわる主権国家群の形成を促進した点に大きな特徴がある＞。

＜ただ、主権国家は宗教改革期に突然に成立したのではなく、領域支配による個別国家の出現という13世紀以来の出来事の延長線上にある＞。

＜フランスとスペインのイタリアでの衝突[1494～1559年のイタリア戦争]は、中世的な秩序やイタリア・ルネサンスの後退とともに、主権国家の存在感のたかまりをもたらした＞。

＜おおよそ14世紀からフランス革命までの400年は、中央集権的に支配領域を統治するための物理的な手段をほぼ独占する近代国家がヨーロッパに登場してくる時期だとされてきた。主権国家は、一般には、支配、統治、裁判に関する最高かつ絶対の権力を有する独立の領域のことだが、そうした定義の前提となる概念としての主権はジャン・ボダンの『国家論』（1576年）のなかですでにみられる。従って、少なくともある部分においては、近代国家の起源を近世前半に見出すこともできよう。もちろんこの場合は、近世ヨーロッパにあらわれた主権国家が、主権者の命令によって統治される一元的な国家としての性格を保持していた、という想定と密接に結びついている。……

ところで、主権者の命令によって統治される一元的な国家といった場合、その主権者は、近世においては、しばしば君主と一致させて考えられる。実際、君主の多くは自らの手にある領土内の秩序を維持することと、その領域をさらに拡大することに関心を払っていた。当時の国家と呼ばれる領域は、ひとつの領域を支配下におく君主が、皇帝やカトリック教会といった普遍的権威のもとから脱して、支配領域内で貴族、聖職者、都市などの諸身分から裁判権、徴税権などを奪って主権者となり、その領域内の統括権と支配制度を中央に集中し独占することによって形成された。つまりこれは、いわゆる絶対王政として理解されてきたものに相当する＞。

以上は、ほぼ“通説”に基づく叙述であるが、次のように続く。

＜しかし最近では、近世ヨーロッパに生まれた諸国家は、「絶対主義」と呼ばれる体制のもとですら、一枚岩の政体ではなく、多様な慣習や特権をもつ諸地域と諸団体が、離合集散の可能性を保持したまま集塊していたという点がむしろ強調されている。社会的に編成された領域内における利害の調整者としての君主の役割が前面に出され、絶対主義という用語を使い続けるのに懐疑的な立場も一部にはある＞。

この最近の見解と先の通説とを“総合する”こと、これが坂下に期待されたのではなかったか。ところが、それがはっきりしないのだ。

くこうした見解[複合国家論]に対しては、近世の国家が複合的であったとしても、近世における変化を問う余地はまだあるのではないか、ということが出来る。これは再び近世と初期近代の関係へと連なる。例えば、代表議会の機能停止と新しい統治部局の登場、法の整備、貴族が宮廷人や官僚や軍人として国家に参加していく過程、教会や地域社会が様々な回路と方法で担っていた分野への国家介入の拡大、オランダとイギリスが先導した財政と官僚機構の整備、ドイツやオーストリアにおける中央政府の統制強化といった変化を、総合的に捉えることが出来るのかということでもある……。

また、絶対主義を軸とする歴史理解を不要とする議論に対しては、実証研究のみから絶対主義はなかったとすることに反対する議論が日本でも紹介されている(コサンデ、デシモン 2021[『フランス絶対主義』])。そこでは、16世紀から18世紀のフランスでは、王権神授説やボダンの主権論にみられる絶対主義は言説的構築物として実際に機能し、教会を従え、法と司法に支えられた王権が、公共善を掲げて法を付与し、不要となれば破棄したのだとされる。

さらに、<変化をめぐる問題については、社会学者T・アートマンの議論が出発点になるかもしれない>として、以下のように述べている。

二院制のイギリスでは、<身分を超えた参加型の地域統治を生み出し、地方と国家の両方の場面での協力的な交流を促した>。これに対し、三院制のフランス、スペイン、ドイツでは、<内部が分裂して君主に対抗する力が弱く、……地域統治の場では中央からの統制が強まっていき、……絶対主義的な統治を実践するための道が開かれた>。また、<フランス、ポーランド、ハンガリーなどでは、フランスで特に発達した官制に典型的にみられるように、行政が家産制的な性格を持った。これに対してドイツとイギリスでは、総体的には近代官僚制に近い仕組みが構築された。これらの諸特徴を掛け合わせると、次の四つのカテゴリーが浮かび上がる。すなわち、フランス、スペイン、ナポリなどの家産制的な絶対主義、ドイツ地域の領邦国家の官僚制的な絶対主義、ポーランド、ハンガリーなどの家産制的な立憲主義、イギリス、スウェーデンなどの官僚制的な立憲主義である>。

坂下は、次のように締めくくっている。

<近世における変化をよりダイナミックに捉えるために、この[アートマンの]図式を代表議会や行政官僚を構成する政治共同体、つまり、国家の政治に何らかの方法で関与したり、影響力を行使したりする機会を持つ「政治国民」の範囲のひろがりという問題にかかわらせていくことができよう。……そうした分野における成果を前記のカテゴリーに絡めていくことで、思想史や制度史と社会史や文化史を横断し、絶対王政が複合国家かという問いを超えて、近世ヨーロッパの主権国家群の変容の道程を見出していく可能性がひらけるのではないだろうか>。

坂下を取り上げたコサンデ/デシモン前掲書は、次のように述べている。

<ボダンが立法権を持つ主権を定義することで、ひとつの革命をもたらしたのである。この革命以前には、絶対王政は自らの活動の合法性について十分に思考できる文化資源を持っていなかった。その意味で絶対主義は、その活動とボダンによる主権理解を統合することではじめて完成し得たのである>。

坂下はボダンの名をあげながら、その「革命」性を軽視した(「主権国家」を主題としながら)。ボダンについては後述。また、「軍事革命」に言及せず、「財政=軍事国家」に相応の意義を与えていないことも気になる。

第3期には、第2期以降の研究の中間総括が求められていたはずであるが、それは、諸論の併記と問題提起に終わってしまった。

ところで、当該巻には、「ウェストファリア神話」(明石欣司)と題するコラムが収録されている。「ウェストファリア神話」とは、“ウェストファリア条約によって主権国家の並存体制が成立し、神聖ローマ帝国は有名無実化された”という認識は「神話」にすぎない、という言説を指す。明石は次のように述べている。

<「神話」の崩壊はより根底的な問題を研究者に突き付けていることを我々は認識せねばならない。それは「神話」の中核にある「主権国家」という観念自体を巡る問題である。>

従来の研究では、「神話」の肯定・否定いずれの側に立つものであっても、「主権」が帝国等族（領邦）に認められたことをもって「主権国家」が成立したか否かという点を問題としており、帝国等族自体が国家であるとの理解が前提されていた。ところが、「主権国家」が成立するためには、抽象的人格としての「国家」の観念が存在し、それが（現実の「主権者」から観念的に分離された）「主権」を有するとの論理が必要とされるはずである。それにもかかわらず、帝国等族が「主権国家」となったとする論理の中では、帝国等族が主権者であることと「主権国家」が等置されている。換言するならば、我々が現在共有している抽象的観念としての「主権国家」が過去に存在した統治体（帝国等族）にそのまま投影されており、帝国等族が国家であったのか、より根源的には、「国家」とは（そして「主権」とは）何かという問題が等閑視されているのである。

第2期、第3期の主権国家論に対する不満と読めるのだが、どうだろう。

＜困ったことに近年、絶対王政概念はコミンテルン起源だなどとことさらに主張する人間もいるが、ここ〔近藤和彦「礫岩のような近世ヨーロッパの秩序問題」、近藤和彦/古谷大輔編『礫岩のような近世ヨーロッパ』でアンシャン・レジームの貴族も挙げられているように、絶対王政という用語はマルクス主義以前からの用語である。「絶対王政」はもともと「君主は法の拘束から解放されている」という法諺〔ほうげん〕に由来する表現であり、柴田三千雄によれば、「専制」とは異なる概念だが、実際にはしばしば「専制」と区別がつかない状況もあったという（柴田三千雄『フランス史 10 講』岩波新書……）＞（望月秀人「複合国家論の射程」、『日本福祉大学経済論集』第57号）。

＜現在の近世史研究者は私も含めて社团的秩序論をベースに考えていると思われるが、だからといって言葉狩りのように絶対王政概念を敵視する必要もないし、研究者が象牙の塔だけではなく、歴史教育に及ぼす影響も考えれば、「ヴェルサイユ宮殿は社団国家ないしは礫岩国家の宮殿で……〔ママ〕」などという発言のとおり悪さを考えても、絶対王政という用語に一定の配慮をする必要はあると思われる。また、マルクス主義絶対王政論におけるブルジョワの役割や常備軍・官僚制の役割に関する議論は、いまや財政軍事国家論のような形で発展的に論じられている以上、今更過去の研究の欠点をあげつらうより、史学史上の意義づけの中で相応の敬意を払う方が適切であろう＞（同）。

研究者であり教育者でもある者の姿勢として、真つ当と思われる。また、本項の冒頭に引用した入江幸二の定義も、そうした試みであろう。

歴史学とは異なる政治学の視点から少し述べておきたい。中世的普遍性が解体し近世国家＝「主権国家」が形成された、ということが、歴史学において共通認識になっているようである。では、中世的普遍性を解体した主体は何か。強大化を目指す国王・君主の権力スタト stato (state などの語源) である。例えばフランスでは、＜すでに 14 世紀「国王はその王国においては皇帝である」という主張が生まれていた＞（高沢紀恵『主権国家体制の成立』）という。

普通「都市国家」と呼ばれている古代のポリス、キヴィタス、レプブリカは、政治社会の成員の総体を意味していた。また、レプブリカ・クリスティアナ（キリスト教共同体）という中世的普遍性の下で生まれた王国 realm は、大権と特権という二元的政治社会であったが、いわゆる「等族国家」において、国王のもとに諸身分の参加する体制を実現した。これに対し、ルネサンス期のイタリアで生まれ、マキアヴェリ（1467～1527年）が政治学の主題としたスタトは、レプブリカとは真つ向から対立する概念である。

＜古典語の国家が何よりも自由民の共同体を示し、中世における王国が治者と被治者が構成する地域的秩序を意味していたのにたいし、当時のイタリア語の stato は何よりも権勢、支配権力を、ついでこの権力の主体を、そしてたかだかこの権力者の幕僚機構、支配機構を示すのみで、治者と被治者とをともに含む政治社会ではなかったのである＞（福田歓一『国家・民族・権力』）。

＜ヨーロッパにおける近代国家の形成は、現実にはこの等族国家の組み替えとして、しかし理論的には以上のような伝統との断絶として果されて行った。この断絶は、何よりも国家という言葉の転換に象徴的に示されるであろう＞（同）。

スタトは、戦争・「軍事革命」を通して強大化した。その極点を絶対主義と呼ぶのは不合理ではないであろう（少なくとも、より適切な用語・概念が生まれるまでは）。何より、その歴史的 성격が明確で

ある。

＜主権こそ、絶対主義権力 *stato* による普遍性と多元性との打破を遂行し、さらにこの強権の制度化を指示する、むしろそれを志向してそのために作り出された論争的概念であった＞（同前）。

主権概念を確立したのはボダン（1530?～96年）であるが、彼が生きたのは絶対主義がはっきりしてきた時代であり、かつ、『国家論（レプブリクについての6篇）』が発表された（1576年）のは、内乱というべきユグノー戦争（1562～98年）の最中である。また、当時のフランスには、マキアヴェリ理論が入っていた。

『国家論』においてボダンは、伝統的な神授権説を併記しつつも、以下のような主権論を展開した。ボダンはまず、国家の支配構造を家父長権の下の成立する家族（召使・奴隷を含む）のアナロジーによって説明する。続いて、家族間の武力抗争の結果として国家が成立し、この抗争の勝利者が主権者、その従者がシトワイヤン、敗者が奴隷となったとするのである。この抗争の“正義性”などは問題とされない。まさしく、力と暴力こそが国家の起源をなすのであり、主権は異質の被治者に対する征服権力であった。だからボダンは、旧約聖書に見えるアッシリアのニムロデこそが最初の主権者であったと主張する。

＜かくして主権の源泉は戦争と実力行為とに求められ、何等の法的基礎とは無縁な *de facto* な力としての主権の性格が明らかとなる。これは権力の単なる世俗性という枠組をも越えて、ボダンをマキアヴェリに接近させる＞（佐々木毅『主権・抵抗権・寛容』）。

＜実力説と神授権説とは正に主権への制限を可能にする全ての権力成立論を排除するという目的に極めて適合的であった＞（同）。

周知のように、＜主権とは国家の絶対にして永続的な権力である＞、が、ボダン主権論の中心テーゼである。これについて佐々木毅は、次のように述べている。

＜主権を国家にとっての *conditio sine qua non* [必須条件] とするボダンにとって、「国家とは幸福な生活に必要な事柄を全て具えた公民の結合である」というアリストテレスの定義は国家と都市とを混同したものに他ならず、そのような国家は実は国家ではなくアナーキであった。ボダンにとっての国家とは主権を中心とする支配服従関係そのものであり、公民の共同体と国家を規定することは全く相容れる余地を持たなかったのである。まさに主権者と臣民との不可逆的隔絶こそがボダンの国家の基本的特質に他ならず、「絶対にして永続的な権力」という主権の定義はこのような国家の性格を端的に示唆していた＞（前掲書）。

絶対性とは財産、生命、権力を好むがままに処理する権力であり、永続性は世襲王政によって保証される。では、主権はどのような具体的権力として現われるのか。ボダンが第一にあげているのは、「他人の同意を得ることなく全ての人々、あるいは個人に法を与える権利」＝立法権である。ここにいう「法」とは、「全ての臣民乃至一般的事柄に関する主権者の命令」であった。

＜このような観念は法を治者と被治者とに於て相互拘束的なものとし、権力に対する法の支配を説く中世の伝統とは全く無縁であり、……ここに中世的法観念の決定的破壊は明らかである＞（同前）。

ボダンにとって最も忌避すべきは、アナーキであった。だから、ユグノーのモナルコマキ（暴君放伐論）には、＜ティラン[暴君]も主権者である＞というテーゼを対置する。

＜主権論の第一の関心・目的は強制の内容ではなく外面的強制それ自身乃至強制による秩序づけ（その内容は問わず）そのものに存する＞（同前）。

さらに、＜彼[ボダン]は国家形態……として主権者の員数を基準とする王政、貴族政、民衆政の三形態を定立した。ここで注目すべきは国家形態が何よりも主権者の種類として把握されている点であり＞、＜主権と国家との同一視を生まざるを得ない＞（同）。

おおよそ以上が、コザンデ/デシモン前掲書がボダンによる「革命」と呼んだものである。

再度、コザンデ/デシモン前掲書から引用しておく。

＜絶対主義は、その活動とボダンによる主権理解を統合することではじめて完成し得た＞。

絶対主義の「活動」なくして、ボダン主権論は生まれなかったであろう。そして、ボダン主権論によって、絶対主義は「完成」したのである。であるならば、主権国家の原初は、「活動」体としての絶対

主義だったと言えるのではないか。

＜絶対主義の意味は、……この[政治生活の単位の]転換の主体となり、普遍世界を切り取って地域国家という新しい政治生活の単位を確立したことにある＞（福田敏一前掲書）。

絶対主義は、その主体が王朝であることに示されるように、中世の遺産を引きずっていた。しかしまた、＜絶対主義といわれる政治様式＞が、＜国民国家の外枠＞を作り出した（同）のである。主権概念は、変容を伴いつつも近代に継承された。さらに言えば、絶対主義の遺産ともいえる、別の言い方をすれば主権国家＝国民国家の原則にそぐわないと思われる、講和の条件としての領土割譲が 20 世紀まで残っていることも興味深い。

ただし、ある種の“理念型”を構成し、それをもって個別の国家を判別する方法には、賛成できない。コミンテルンの革命戦略論と同じだからである。歴史的概念に一般的規定を与えることは、解釈には便利だが、図式主義に陥りやすい。

＜ボダンの『国家論……』は 16 世紀末からスウェーデンでもよく読まれ、学術的著作で引用されることも少なくなかったという＞（入江幸二前掲書）。これは、スウェーデンに限られなかったと思われる。

ボダンが描いた国家形態を絶対王政とすることに異論はなかろう。そのような“純粹な”絶対王政は成立しなかったかもしれない。しかし、各国王権（スタト）がそれを志向した。この時代的傾向を絶対主義と呼んでもいいのではなかろうか。

#### (ト) スウェーデン支配下のエストラント、リーフランド

スウェーデンの 1680 年議会において、貴族院議長フレミングは次のように述べたという。＜エストランドとリヴランドとの間にはある完全な違いがある。前者は協定をもって、後者は剣をもって、スウェーデンのもとに入った＞。

＜協定をもって……スウェーデンのもとに入った＞とは、リヴォニア戦争に際し、レヴァル（タリン）市とエストラント諸地域（ハリエン、イェルヴェン、ヴィアラント）の貴族がスウェーデン国王に保護を求め、条約をもってその支配下に入った（1561 年）ことを指す。

＜その後ロシアとの戦いが続いたが、P・デ＝ラ＝ガルディ率いる軍隊が 1581 年にナルヴァとヴィークを征服した。また 84 年にレヴァルで開催された地方議会で、ハリエン、ヴィアラント、イェルヴェン、ヴィークの四地域が統合されて行政単位としてのエストランドとなる＞（入江幸二前掲書）。

P・デ＝ラ＝ガルディについて、同書は次のように書いている。

＜1520 年、フランスのラングドック地方生まれ。はじめはフランスで軍務についていたが、後にデンマーク軍に入った。北方七年戦争中の 1565 年にスウェーデンの捕虜になったが、71 年にはスウェーデンで男爵に叙せられ、国王ユーハン 3 世の義理の娘 S・ユレンヒールムと結婚した＞。

悪名高きヴァレンシュタイン（1583～1634 年）は、傭兵隊長からフリーランド侯、さらには皇帝軍総司令官にまでのぼりつめたが、P・デ＝ラ＝ガルディもそのような人物だったのであろうか？ 前記した摂政団裁判で多額の罰金を科せられたマグヌス・ガブリエル・デ＝ラ＝ガルディはその後裔にあたる。

エストラントに対しリーフランドは、「剣をもって」、すなわち武力によってポーランド・リトアニアから奪ったものである（1629 年）。しかし、その違いがスウェーデン支配にどのような相違をもたらしたかについて叙述した日本語文献は、ほとんどない。

＜エストラントとリーフランドにおける最高権力は、それぞれレヴァルならびにリーガにスウェーデンから派遣された総督によって行使されたが、その一方で、現地のドイツ人貴族は、特権を維持するどころか、それを拡大させた。スウェーデン王は、エストラントで 1584 年、リーフランドで 1634 年に、それぞれを代表する単一の社団として貴族団（Ritterschaft）を承認した。四身分のうちの一つにすぎなかった……かつての地位と比較して、地方議会（Landtag）への排他的な代表権を獲得した貴族の権力は格段に増大した。地方議会では終身の 20 人の幹部会員が任命された。スウェーデン人総督によって統括される幹部会が、エストラントならびにリーフランドの最高権力機関であった。……幹部会員は議会の選出によらず、互選され、さらに幹部会が最高法廷の役割も果たしたのである。スウェーデン支



配下でのこうした自治制度 (Landestaat) は、その後修正されつつも、20 世紀まで存続することになる  
> (カセカンブ前掲書)。

また、スウェーデン軍における高級将校の出身地を見ると、バルト地方 (エストラント、リーフランド) の比率が高い。すなわち、1640 年には、スウェーデン 39・2%、フィンランド 16・5%、バルト地方 16・5%、ドイツ地方 9・8%、その他 18・0%であったのが、1684 年にはそれぞれ、54・3%、8・0%、22・5%、9・2%、6・0%となっている (ただしエスニシティは不明)。

<エストラントでかつてドイツ騎士団が所有していた土地はスウェーデン王領地となり、リーフランドではポーランド王の土地がやはりスウェーデン王領地になった。スウェーデン王は、こうして獲得した領地の大半を封土としてスウェーデン人貴族ならびにドイツ人貴族に分け与えた。この慣行はとりわけクリスティーナ女王 (在位 1632~54) の脆弱な治世下で盛んであった> (同前)。

この譲渡政策によって領地を拡大したのは、エストラントではデ=ラ=ガルディ家を筆頭とする五つの家門である。デ=ラ=ガルディ家は<ヴェストマンランドに広大な鉱山地帯を所有しており、セーデルマンランドでは大砲工場を運営していた> (入江幸二前掲書) というように (ヴェストマンランド、セーデルマンランドは本土の地名)、大貴族中の大貴族であった。またリーフランドでは、オクセンシェーナ家を初めとする 16 の家門が領地を拡大し、オクセンシェーナ家の領地はリーフランド全体の 8 分の 1 にのぼったというから、これもとんでもない。

では、王領地回収政策はどのように進められたのか?

当初、<赤字財政であったリヴランドやインゲルマンランドについては回収が提案されたものの、財政状況が良好であったエストラントについては、回収が言及されることはなかった> (同前)。

しかし、王室財政 (軍事費) が逼迫する中で、1680 年代に入ってからエストラントでも回収が始まる。

1681 年、エストラント貴族は、カール 11 世に対して請願を行なった。一般に地方 (スウェーデン=フィンランド以外) に多くの所領を有する上級貴族 (爵位をもつ貴族) は、独自の議会をもっている地方に関することをスウェーデン議会が決定することはできないと回収策に反対していたが、エストラント貴族もそのことを第一に主張している。さらに、エストラント財政の黒字部分や負担金が他の地域に利用されていることを指摘し、回収策が実施されればそのような国王と王国への奉仕ができなくなると主張した。

これに対する国王の返答は、以下のようなものである。第一に、エストラント貴族は編入時の協定に基づく特権をもっているが、王国の全臣民に課せられる義務を免れる権利を与えたわけではないこと。第二に、古来より所有していた土地 (特権) と譲渡地 (ベネフィキウム) とは異なり、後者は国王に取り戻す権利があること。第三に、王領地回収を行なうのは王国と「公共善」にとって必要なものであり、ベネフィキウムを持つ者が私益を「公共善」に優先させるのは妥当でないこと。以上から、国王の裁量あるいは大権に基づいて回収政策を実施することは合法であるとしたのであった。

かくして回収業務は進められ、1688 年までには、王領地はエストラント全体の 53% (編入時とほぼ同じ) まで回復した。しかしながら、そのほとんどが貴族への借地とされたのである!! 回収地を王室の直轄地とした場合や農民に配分した場合は、新たな徴税システムを構築する必要があるのにたいし、<貴族への借地を選択した場合、……安定した収入が毎年王室にもたらされることが期待でき、さらには土地経営・徴税・現物収入の現金化といった業務から王室が解放されることにもなった。……第一に財政・行政上の理由から借地制の導入が決定された。/第二に、エストラント貴族に対する妥協という政治的な理由も存在した。……現に回収政策の導入が決定されたリヴランドでは貴族が激しく反発しており、スウェーデンからの離反が現実味を帯びていたという> (同前)。

<実際には多くの貴族が永代借地として自らの土地を保有し続けたことになる> (同)。

リーフランドについては、入江幸二前掲書は「今後の課題」としているが、諸文献を見る限り、リーフランドでも借地制が導入されたと思われる。

スウェーデン本土には農奴制はなかったとされている。その根拠となっているのは、貴族の直営地の規模が小さく、「賦役」に類する労働形態の占める割合が低かった (身分制議会で上限が定められた) こと、および、領主裁判権が否定されていたこと、である。しかしながらバルト地方では、直営地の規

模が大きく、「賦役」の割合は高く、かつ、領主裁判権も認められていた。

＜エストランドにはかつては自由農民が存在したが、16世紀後半から17世紀初頭にかけて、戦争・飢饉・疫病によって人口減少と荒廃がすすむなか、農奴制が確立していった＞（同前）。

＜スウェーデンの国家としての優先的目的は、農業生産の合理化・効率化であった。そうすることにより、エストラントならびにリーフランドからの租税収入と食糧供給を最大化することが期待されたのである。収入の増加は、新たに拡大した帝国を防衛するための軍事力維持に必要であった。バルト海帝国の効率的な統治には、中央集権化と、緊密な統合が要求された。カール 11 世が絶対主義体制を確立したのはそのためである。こうした政治が農民にもたらしたものは両価的である。一方で、領主の事実上際限のない恣意的なふるまいにたががはめられ、領主と農民の関係が法律で規定された。他方で、エストラントでは1645年、リーフランドでは1668年の取締法により農民は土地にしばりつけられ、逃亡農民の送還が規定されたため、現実の上ではすでに生じていた農民の農奴化が公的に是認されたことになった＞（カセカンプ前掲書）。

このようないわゆる“再版農奴制”に立脚することで、バルト地方は「スウェーデンの穀物倉」になったのである。

バルト地方では、王領地回収政策と並んで「スウェーデン化」（絶対主義化）が進められたが、その動きは1690年代に一層強められた。

＜[リーフランドでは、]1694年には地方議会の存続が確認されたが、これによりスウェーデン王の課税命令を執行する機関にすぎなくなった。また公文書にはスウェーデン語を用いることが定められた。……しかし貴族らは特権の保持を望み、1692年にはリヴランド貴族のJ・R・パトクルが、貴族による反乱をも匂わせた書簡を国王に宛てて出している。このため彼は大逆罪を宣告され、外国に逃亡せざるをえなくなった。エストラント貴族の場合は、そもそもこの地が戦争ではなく条約によってスウェーデン領となったためか、リヴランドほどに激しい反発は見せていない＞（入江幸二前掲書）。

＜これ[「スウェーデン化」]は同時に、それまで地方貴族に認められていた旧来の法や特権をないがしろにするものでもあり、……最終的にはロシアとの大北方戦争に際してリヴランドやエストラントの貴族がロシアの側につくという事態を招くことになった＞（同）。

ただし、これと矛盾するかのような記述もある。

＜大北方戦争が始まるにあたって、王領地回収政策によって損害を受けたはずの大貴族が国内で反乱を起こすだろうと反スウェーデン同盟側は信じていたが、実際にはスウェーデン諸身分は一致して戦争を遂行した＞（同前）。

バルト地方の貴族（バルト・ドイツ人か？）は親ロシアの立場に立ったが、本土の貴族は王国のために戦ったということであろうか。

スウェーデン支配下で、バルト海東岸の貿易港は一層の発展をみる。

＜スウェーデンの全輸出入のうち、リーガはその3分の1を占めた時期もあり、スウェーデンのバルト帝国最大の都市として発展した。16世紀末から17世紀の間に、輸出量（亜麻、麻、その種子）は増大し、リーガは1632年にはストックホルムに次ぐスウェーデン帝国の「第二の都市」の地位を得た。ライ麦の輸出を主に扱うレヴァル（現タリン）は「第三の都市」の地位を得た＞（志摩園子前掲書）。

＜好戦的なプロテスタント権力としてスウェーデン王は、農民は神の言葉を読めねばならないというルター派の教えに従った。それを受けて総督は教育の発展にとくに力を入れ、これがスウェーデン時代の最大の遺産となった。教区ごとに母語を授業言語とする初等教育の設置を命じた1686年のスウェーデンの新教会法は、エストラントとリーフランドにも適用された＞（カセカンプ前掲書）。

また1632年に、ドルパト（タルト）に大学が創設されている。

＜バルト海東南岸地域で大学としてもっとも早く設立されたのはヴィリニウス大学（1579年）であったが、ドルパト大学の設立はそれに次ぐものであった。ちなみに、モスクワに大学が設立されたのは1755年と170年以上も後のことである＞（志摩園子前掲書）。

＜長年の外来勢力による支配のうち、エストニア人もラトヴィア人も、スウェーデン時代だけを「良い」時代として集合的記憶にとどめている。その理由は、教育の導入と農民の状況を改善した政策に求

められる。スウェーデン支配の前後がともに悲惨な時代であったという事実も、スウェーデンに関する肯定的な物語が創造された一因である。しかしながら、「良きスウェーデン時代」という誇張された肯定的イメージは、現実というよりはむしろ、そのときどきの強い期待を反映したものだろう> (カセカンブ前掲書)。

#### (f)補遺1

フィンランドの項で「価格革命」に言及したが、前述のように、玉木俊明によれば「価格革命」論は“古い学説”だという。

中南米からの銀流入→貨幣量の膨張→物価上昇という解釈は、「ハミルトン・テーゼ」と呼ばれる。それへの批判点は、主に二つである。一つは、銀の流入と価格の上昇との時期が一致しないこと、すなわち、価格上昇は16世紀初頭からであるのに対し、銀流入の増加は16世紀後半からであること。もう一つは、農産物価格が相対的に高くなったという事実は、貨幣数量説では説明できないこと。後者は実的要因が存在したことを示しており、人口増加が重視されるようになった。

しかし最近、15世紀後半から中欧における銀生産が飛躍的に伸びたことが注目されているらしい。「価格革命」の歴史的検証はまだ続くのである。現在のところ、次のような併記的説明が一般的なのかもしれない。

<最初に確認すべき点は、16世紀中葉以降のヨーロッパで、アメリカ銀の大量流入によって貨幣価値が下落し、物価の上昇が生じたことである。しかし、この物価上昇には、もう一つの原因が指摘されている。それは、14世紀のペスト流行によって減少した人口が16世紀になると増加に転じ、これに見合った食料供給ができず、穀物を中心にした物価騰貴が起きたというものである> (岩井淳前掲書)。

<兵隊に長い横列を数列組ませ、第一列が一斉に発砲したあと、後退して装填しなおす。その間、後列が前進して同じことをくりかえす> (パーカー前掲書)。この「斉射戦術」(連射戦術)を1590年代に考案したのは、オランダ軍の指揮官だったナッサウ伯マウリッツと同ヴィルヘルム・ルートヴィヒだといわれている。この戦術を可能とするためには、<発射、回れ右、弾薬込め、位置移動を、兵隊たちに徹底的にたたきこまねばなら> (同前) ず、訓練に訓練を重ねる必要があった。

<ナッサウ戦術が本領を発揮すると、どれほどの威力があるかをみせつけたのは、25年後のグスタフ・アドルフである。第一に、絶え間ない教練と演習をくりかえしたかいあって、スウェーデン陸軍の弾薬の詰替え時間は、1620年代にかなり短くなり、マスケット銃兵6列で連続射撃ができるようになった。第二に、大量の野砲を投入して、火器の破壊力を格段に高めた> (同)。

三十年戦争においてスウェーデン軍が連戦連勝だったことは、周知の通りである。<かくしてスウェーデン軍の戦法は、たちまちヨーロッパ諸国の軍隊にとりいれられることになる> (同前)。

この話は話せば長くなり、「長篠の戦い」(1575年)に言及せざるをえなくなるので、この辺でやめておく。

#### (g)補遺2

リヴォニア戦争には、その“前段”があることを知った。1554~57年に戦われたスウェーデン=フィンランドとロシア(モスクワ)との戦争である。管見の限り、この戦争を扱った日本語文献は浅野明「16世紀後半モスクワ国家の西方進出」(佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』)しかない。

<この戦争には、実際のところ満足な名称さえもつけられてはいない。この事実は、従来この戦争が独立して考察するには値しないと考えられていたことを示す。その最大の理由は、おそらくこの戦争が比較的小規模で、また局地的なものであったという一般の認識による。とくに、この戦争が終結した直後から、有名なリヴォニア戦争(1558~1583)を皮きりに、「北方百年戦争」とよばれる長い国際戦争が始まっているから、研究者の関心もつばらそれに集中してきたという事情が大きい。しかし、それでもこの戦争はいろいろの点で注目に値するのである。まず第一に、その複雑な性格を指摘できる。…この戦争の舞台はロシアでもスウェーデンでもなく、フィンランド、それも東部と北部が中心であって、南西部のフィンランド本土は直接の戦場ではなかった。もちろん当時のフィンランドはスウェーデ

ンの統治権下にあったから、スウェーデン政府がロシア政府と並ぶもっとも重要な当事者であることはまちがいないが、それでも、この戦争は国境近くに住んでいるフィンランド人、カレリア人、そしてロシア人の利害にもっとも深く関わっているものであることを忘れてはならない。……当然、軍事的にもスウェーデン側の中心戦力は、少なくとも戦いの初期においてはフィンランド人であった。これに対しカレリア人は歴史的にもロシア人とのつながりが深く、ノヴゴロドと同盟してこれまでもフィンランド人とはしばしば争いをおこしていた。1554年からの戦争も、このような歴史的な背景を視野に入れて考察しなければならないし、そうすることによって初めてこの戦いの歴史的な位置づけも可能となるのである。

しかし第二に、にもかかわらずこの戦争はフィンランドに関わる諸勢力だけの争いではすまなかった。というのは西欧の主要な国々にも、スウェーデンとロシアの動向に重大な関心をもっていただからである。その理由のひとつは、フィンランド湾の東部とりわけカレリア地峡が、広大なロシアの後背地をひかえた東西貿易の結節点であり、海への重要な出口のひとつであったからにはほかならない。したがって、この戦争の結果は、食糧や鉱物資源、船舶資材などのかんりの部分を、いまやバルト海経由の東西貿易に依存していた西欧諸国にとっても無視できないものであった。しかしただこれだけなら、西欧諸国の関心はやはり限られたものにとどまったであろう。これらの諸国が大きな関心を払わざるをえなかったのは、この戦争がロシアの西方進出と密接に関わっていることを、すべての国々にがよく理解していたからにはほかならない。イヴァン4世による近い将来のリヴォニアへの進攻が避けられそうにないということ、そしてそれが環バルト諸国に重大な脅威を与えるであろうということはずでに周知の事実であった。

……リヴォニアは南バルト海の制海権を握るためにはどうしても必要なところであったが、モスクワにとってはもっと直接的な意味があった。それは、この地をおさえれば、長年にわたってロシア人を悩ませてきたポーランド、リトアニアに直接の打撃を与えることができるだけでなく、スウェーデン本土の喉元に進出することで、フィンランドとスウェーデンも脅かすことができるということである。つまり多くの環バルト諸国にとって、近い将来に予想されるモスクワ国家のリヴォニア進攻は、バルト海の覇権をめぐる抗争ということにとどまらず、それは同時に自国の存亡をかけた戦いになることが予想されたのである。したがって、フィンランドでの戦争に対する各国の対応は、その後にくる大規模な戦争に対するそれぞれの国の基本的な立場を定めるものでもあったといえる。事実、スウェーデンは当時の国際情勢を十分に検討したうえで戦争を始めたのであり、また他の環バルト諸国の具体的な援助を得られることが、戦争で勝利するための必須の要件と考えられていた。……

このように、フィンランドを舞台にした1554～1557年の戦争は、リヴォニアを舞台とした一連の戦いと不可分のものとして、その規模からだけでは判断できない国際的な意義をおびて戦われたのである。したがってモスクワ国家の西方進出を「バルト海の覇権」……をめぐる抗争と関連させて検討する場合には、しばしばおこなわれているようにリヴォニア戦争からではなく、このフィンランドでの戦争から考察を始めるべきなのである> (浅野明前掲論文)。

既述したように、スウェーデン＝フィンランドとロシア(ノヴゴロド)との国境は、1323年のパハキナサーリ条約で画定された。しかしその後、この条約の再確認が何度も繰り返されたことは、この条約が守られていなかったことを物語っている。フィンランド人は、この条約で定められた国境線(ユーリ・マグヌス線)に不満であった。

くたとえば、毛皮獣の猟場であっただけでなく、サケの一大産地でもあったオストロボスニアでは争いが絶えなかった。サケ漁の中心はボスニア湾の最北端に注ぐケミ川とトーネ川であったが、ここではスウェーデン王に毛皮で貢租を支払うピルッカライセット[ピルッカ人?]と呼ばれる猟師たちが、ユーリ・マグヌス線にかかわりなく移動しながら生活していた。そのうえウプサラ大司教とトゥルク司教が、ノヴゴロドにことわりなく1346年にこの地域を分割してしまった。この措置が条約の規定をたてにとったノヴゴロドやカレリア人との間に、頻繁な紛争をひきおこすことになったのは当然である。またサヴォの湖沼地帯については、ノヴゴロドの力が十分におよばなかったこともあって、フィンランド人は公然と越境して植民し、これは15世紀にはユーリ・マグヌス線のはるかかなたにまで大規模に広がり、フロンティアは東はオリ湖まで、北はカツラ湖はいうにおよばず、ほとんどオウル湖にまで、達することになった> (同前)。

14世紀前半の何度かの衝突ののち、およそ百年間にわたって瑞露間の平和は保たれる。

＜両国の緊張は、1470年代以降ふたたび高まっていくことになるが、その背景にはフィンランドがスウェーデン王国内で政治的・経済的にその地位を高めてきたこと、そしてまた同じころにモスクワ国家がノヴゴロドを併合して西方に進出を始めたという二つの事情があった＞（同前）。

＜フィンランド独自の勢力と新参のモスクワ国家との戦い＞（同）が、1480年代、1490年代に展開されている。＜パハキナサーリ条約の確認も、いまやたびかさなる紛争を一時的に収束させるための儀式にすぎなくなっていた＞（同）。

＜1323年の条約締結以来際限なくくり返されてきた両国の紛争は、モスクワとフィンランドがそれぞれ力を蓄えてくるに伴って、15世紀末にはいよいよ重大な局面を迎えようとしていた＞（同）。

一触即発の状態にもかかわらず、戦争の開始まで半世紀を要したのは、両国の国内事情による。モスクワは、勢力拡大の重点をまず南に据えた。そのため、1503年にリヴォニアと、1510年にスウェーデンと休戦条約を結んでいる。他方、スウェーデンはカルマル連合から独立し、国際的に孤立していたグスタフ・ヴァーサ（在位1523～60年）は、国内整備（軍備増強）に邁進せざるをえなかった。

＜国力の急速な強化に努めていたスウェーデンとモスクワにとって、交易路を確保しておくことが切実な課題となっていたことをあらためて確認しておく必要がある＞（同前）。

＜長大な東部国境の不安定な状況は、ステューレ時代以降スウェーデンにとって頭痛の種であった。モスクワがリヴォニアを主たる目標としているらしいということも、スウェーデンにとっては何らなぐさめにもならなかった。モスクワが西方に本格的に進出してくれば、環バルト諸勢力の力の均衡のうえに成り立っていた平和は崩れ去り、そのうえフィンランド湾南岸を失うようなことになれば、戦略的に弱い立場にいるスウェーデンは国家の存立すら危うくなる可能性があったからである。したがってグスタフの対モスクワ戦略は、モスクワがフィンランドやバルト海東岸に進出してくるのを平和的な方法で全力をあげて阻止すること、たとえそれが失敗して戦争になっても、単独でロシアと戦うことだけは避けるというものであった。……かつての国境線は、200年以上たつあいだにフィンランド人によってすっかり無視され、現実をまったく反映しなくなっていた……。……また、国際的に孤立した状態で王位についた彼にとって、フィンランドは頼りにできる領地のひとつであったから、モスクワの進出とはかかわりなく、その経営に力を注がねばならなかった。彼がもっとも信頼のおける人物[息子ヨハンか?]をフィンランドにすえてその防衛を固めただけでなく、東方への植民を積極的に推進したのもこの路線に沿うものであった。

しかし事情はどうあれ、モスクワからみれば、これらの行動は容認しがたいものであった。フィンランドはモスクワにとっても重要な地域であったし、ここを不安定なままにしておくとしつこく遠征に集中できないという戦略上の理由もあった。……このような状況のなかで、1550年代にはいると、スウェーデン側から重要な一歩が踏みだされた。グスタフが東部カレリアへの植民を熱心に推進し始めたのである。ユーリ・マグヌス線は無視して植民を進めていたフィンランド人も手を出せずにいたその地峡部分に手をつけたのである。そのなかでもとりわけ挑発的で、戦争をひきおこす直接のきっかけとなったのが、もともと領有をめぐって争いのあったリータマーへの植民であった。

リータマーはユーリ・マグヌス線の東の起点にあたる場所であったが、1553年にグスタフは、リータマーの植民者に三年間の免税特権を与え、そのうえ彼らに対する特別の保護を約束したのである。……サヴォオやオストロボスニアの植民についてはやむをえず黙認せざるをえなかったロシア人も、ここはフィンランド湾への出口にあたる重要なところだったから、だまって見すごすことはできなかった＞（同）。

【注 「ステューレ時代」とは、(大)ステン・ステューレが摂政（カルマル連合王がデンマークに滞在中のスウェーデンにおける王の代理）についた1471年から、デンマーク王によって反カルマル連合派が大量虐殺（「ストックホルムの血浴」）された1520年までを指す。ステン・ステューレは、デンマーク貴族から東部フィンランドの支配権を奪い、フィンランド全土の支配権を回復した（1483年）。】

＜1553年の末に、ロシア人はリータマーのフィンランド人入植地を攻撃したが、フィンランド人も直ちにこれに報復した。この争いは、当初は、これまで何度もくり返されてきた国境紛争の単なる再現の

ようにみえたかもしれない。しかし、今回はそうはならなかった。スウェーデンの独立、リューベックの制海権の崩壊、リヴォニアにおける政治権力の分裂、そしてモスクワの西進などにより、バルト海の政治情勢が16世紀前半までとは大きく変化していたからである。したがって、リヴォニアへの進出を考えていたイヴァン雷帝も、そしてはるか昔に国境線を見捨ててしまっていたフィンランド人からの強い要望を受けていたグスタフ・ヴァーサも、国境問題をはっきり解決させておかないかぎり、バルト海で動きがとれなくなっていたのである。……

ロシア人の攻撃と、フィンランド人の報復という事態を受けて、キヴェンナパ〔古くからの要塞〕の代官アンデルス・ニルソンはこの間の事情を国王に報告して訓令をあおいだ。これに対しグスタフは、1554年の2月に臣民保護の全権を彼に与えるとともに、騎兵を含む軍を東に移動させて国境の警備を強化した。およそ半年後の1554年7月、再び小競り合いがおこった。……

本格的な戦闘は、同年の11月にはじまった。ノヴゴロドの代官……パレツキーの命を受けたボヤール〔大貴族〕のイヴァン・プロフツィン（ボルヴシン）がリータマーに攻撃をかけて穀物や飼料を焼きはらったのである。そして同時期に、ノヴゴロドの代官の使節ミキタ（ニキタ）・クズミンがフィンランドにやってきて、ストックホルムの国王のもとに自分を安全に送り届けるように要求した。しかしフィンランド人は彼の身柄を拘束し、交渉を拒否した。翌1555年の2月に、グスタフは、ミキタの身柄をウプサラのエーリク公のところへ送って指示を待つように命じると、スウェーデンから軍事物資と兵員を送り、ロシア人の攻撃には反撃するように命じた。トゥルクの代官からの報告で、このころにはグスタフもフィンランドの緊迫した状況についてよく理解していたのである（同前）。

1555年3月、ロシア軍は組織的な攻撃を開始し、キヴェンナパとヴィープリを目指してカレリア地峡を北上した。フィンランドの防衛隊500～600人に対し、ロシア軍はその10倍以上だったらしい（一説には3万人）。

＜勝敗のゆくえは明瞭であるように思われた。ところが、ロシア軍がキヴェンナパの手前7～8キロのヨウトセルカ山のふもとにさしかかったとき、森林を抜けてきたフィンランド人のスキー部隊がロシア軍を急襲した。不意をつかれたロシア軍は前衛、主力ともに敗退した＞（同前）。

＜戦力的にはるかに劣勢なフィンランド人が奇跡的な勝利を収めたこのヨウトセルカの戦いが、戦局を転換させた。これに自信を深めたフィンランド貴族は、これまでの防衛戦を変更し、積極的な攻撃をおこなうように国王に嘆願した。国王もこれにこたえ、同年の4～6月にはヴィープリに武器、弾薬を海上輸送しただけでなく、スウェーデン各地で動員をかけ、ヤコブ・バイエを司令官として、騎兵250騎を含むおよそ4000人の部隊を、これも海上からヴィープリに送りこんだ。さらに注目すべきことに、8月には自らもトゥルク、さらにはヘルシンキを訪れ、リヴォニアからの銃その他の武器の購入を手配させたのである。これらの一連の動きから、国王がヨウトセルカの戦いの結果を受けて、1555年の3月半ば以降にモスクワとの戦争を決意したことはまちがいない＞（同）。

＜しかし、グスタフに戦争を決意させたもっと積極的な理由もあった。モスクワはこのとき、カザンでおこった叛乱の鎮圧とアストラハンの征服に忙しく、西方に十分な軍隊を派遣するのは難しいと思われていた。モスクワの部隊がヴォルガ河流域にくぎづけにされているあいだに、ポーランド、およびリヴォニアと共同で西方から攻撃をかけるというのがグスタフの基本的な戦略だったのである＞（同）。

＜8月20日～22日に、グスタフはオレホフに対する最終的な攻撃命令を出した。オレホフはネヴァ川を通じてフィンランド湾を支配するロシア人のカレリア経営の拠点であった……。9月におこなわれた攻撃は、オレホフを二週間あまりにわたって包囲したが結局失敗した。……国王はただちにヴィープリの守備兵を増強し、司令官もスウェーデン人で固めただけでなく、情報を収集してロシア人の報復にそなえた。同年の秋から冬にかけても、国王はおよそ2000人の援軍をフィンランドに送っている。これにより、フィンランドの全兵力は歩兵1万4000人、騎兵1500騎に拡大したが、それでも中心はやはりスウェーデン人で、歩兵の3000人、騎兵の400～500騎のみがフィンランド人であった。……こうして、フィンランド人とロシア人の国境紛争が、ヨウトセルカの戦いを境に、スウェーデンとモスクワという二つの国家間の本格的な戦争にその性格をかえたのである。

翌1556年1月21日にモスクワ側からの大規模な反攻が始まった。キヴェンナパは占領され、21日にはヴィープリも包囲されたが、ロシア人はわずか三日で囲みを解いて撤退したために、占領は免れた。しかし、同じ時期に疫病の流行もあって、1月から8月までの間にヴィープリだけで400人以上が犠牲

になり、そのうえ撤退するロシア人はヴォクシ川流域〔不明〕を略奪し、多くの捕虜をとらえてひきあげた。

まだ戦いは始まったばかりであったが、戦況はすでに長期戦の様相をおびてきていた。しかしこの戦いを契機に、グスタフは戦争継続の意欲をなくし、急遽和平の道を模索しはじめた。そしてここでも、スウェーデンをとりまく状況が、開戦のときよりもはるかに厳しいものになっていたという事情が国王に強く作用したのである。まず軍事的には、1555年の9月までには、モスクワは南東方面のアストラハンの征服にめどをつけ、矛先を西に転じて、コレラやオレホフ、イングリヤなどであらたに動員をかけるはじめていた。こうなると、軍隊を遠方から海上輸送しなければならないという戦略上の劣勢が、戦線がラップランドからカレリアまでときわめて長大であることとあいまって、スウェーデンにとって深刻な障害となってきたのである。また政治的には、1556年3月には在ポーランドの外交エージェントから、ポーランドの支援が期待できないだけでなく、モスクワとタタールの国境もいたって平穏であることが知らされ、のみならず、……同年の4月にはグスタフがもっとも期待をかけていたリヴォニア騎士団からの援助もまったくのぞめないことが明らかになった。ここにいたって、勝利の展望を完全に失ったグスタフは、早急に和平を結ぶことにより、これ以上足をとられる前に底なし沼から身を引く決意をしたのである> (同)。

和平交渉の経過については省略し、結果だけを示す。

< [1557年12月の条約で] 確認された事項はつぎの三点であった。まず捕虜の解放について、スウェーデンに拘束されているモスクワ方の捕虜についてはその財産とともに無償で解放されるべきこと、しかしモスクワ国家に拘束されているスウェーデン方の捕虜については見受け金の支払いが解放の前提であること、国境線については二年後の1559年の聖イリアの日(旧暦7月20日)にそれぞれ代表4名と100人の随員からなる調査団を派遣して実地検証をおこなうこと、交渉のやり方については、今後はすべてのことについて、グスタフ王はノヴゴロドの代官と、ヴィープリの代官はコレラおよびオレホフの代官とそれぞれ交渉すべきこと> (同前)。

第一の点により、事実上、1510年の休戦条約を破ったのはスウェーデン側であるとされたのである。

第二の点によって、<国境線の改定というフィンランド人の宿願も、スウェーデンの国益の前にまたしても犠牲にされた> (同前)。

第三の点について。スウェーデン側は国王とツァーリは同等であると主張したが、イヴァン雷帝はこれを拒否したのである。

<イヴァン自身がのべているように、モスクワに併合される前のノヴゴロドが自由に諸外国と外交交渉をおこなっていたという歴史的な事情を背景としているが、より直接的にはグスタフがもともとは貴族の出ではあっても王家の血筋ではないということに理由があった。それどころか、彼はカルマル連合を率いていた正当な国王クリスティアン2世に対して反乱を起こし、その結果王位を篡奪した成りあがり者とすら一般に見なされていたのである> (同前)。

こうした事情が、グスタフ・ヴァーサが孤立していた理由の一つであった。もちろん、一番の理由は、デンマークとその影響下にある諸勢力によって包囲されていたことである。

<彼の戴冠式に列席した外国人が、最近デンマークから勤務替えしてきた一人のドイツ人傭兵と、二人のリューベック市の代表のみであったという事実が、当時のスウェーデンのおかれていた状況を如実に示している> (同前)。

もう一つ付け加えておこう。

<和平交渉の場を利用して、モスクワ側が商人の自由な活動とお互いの領土内の自由通行という提案をもちだし、結局それを国王に認めさせたという事実は、ツァーリが西方と東方を結ぶ商業活動に強い関心をもっていることを示すだけでなく、この交渉での両国の力関係を示すものとしても興味深い> (同前)。

<このような結果を、なぜさしたる抵抗もなしにグスタフは受け入れたのであろうか。その理由は、より優先されるべき課題が別にあつたために、合意を急がねばならなかったからと考えるのが妥当であろう。それが南バルト海の覇権をめぐる列強の抗争であり、それは具体的にはリヴォニアに支配をめぐ



る争いとしてすでに表面化しつつあった。実のところ、モスクワが西方に進出してきて、あらたな戦乱が発生するのを未然に防ぐためにこそ、グスタフはモスクワとの戦争に踏みきったのであった。このように考えると、1557年の条約でフィンランド問題がなんら解決しなかったのも当然であることがわかる。なぜなら、フィンランドでの争いは、外観的には国境紛争の形をとっていたが、もはやそのようなものではまったくなく、リヴォニアを主たる舞台とする環バルト諸国の国際的な抗争の一環として戦われていたからである。後者の問題が解決しないかぎり、フィンランド問題が解決するはずがなかったのである。したがって、フィンランドでの戦いは必然的にリヴォニアに飛び火することになった> (同)。

<国王の意図は、モスクワがバルト海に進出してくるのを何としても阻止することにあつた。騎士団が西方からモスクワを攻撃することを期待していたのもそのためであつて、リヴォニアに領土的な野心をもっていたわけではなかつた> (同)。

グスタフ・ヴァーサの対外政策が防衛を主眼としたものか侵略を目的にしたものかという点は、スウェーデンでも議論されているらしい。いずれにせよ、<グスタフは、騎士団の能力を過大評価していたと考えざるをえない。グスタフの政府は、リヴォニアやポーランドに関する情報収集については、概してモスクワ政府におくれをとっていたように思われる> (同前)。

<スウェーデンとの休戦を確認したことで、イヴァン 4 世は、リヴォニア進攻の準備を完了させた。ポーランド・リトアニアとはすでに休戦を確認していた [1556 年] から、この条約で、さしあたってリヴォニアに介入してきそうな勢力の手をすべて縛ることに成功したからである。実際、モスクワとスウェーデンの交渉が終了し、モスクワの使節が帰任した 1557 年 12 月には、モスクワ政府はリヴォニアとの国境にすでに 4 万人近い大軍を集結させていた。……

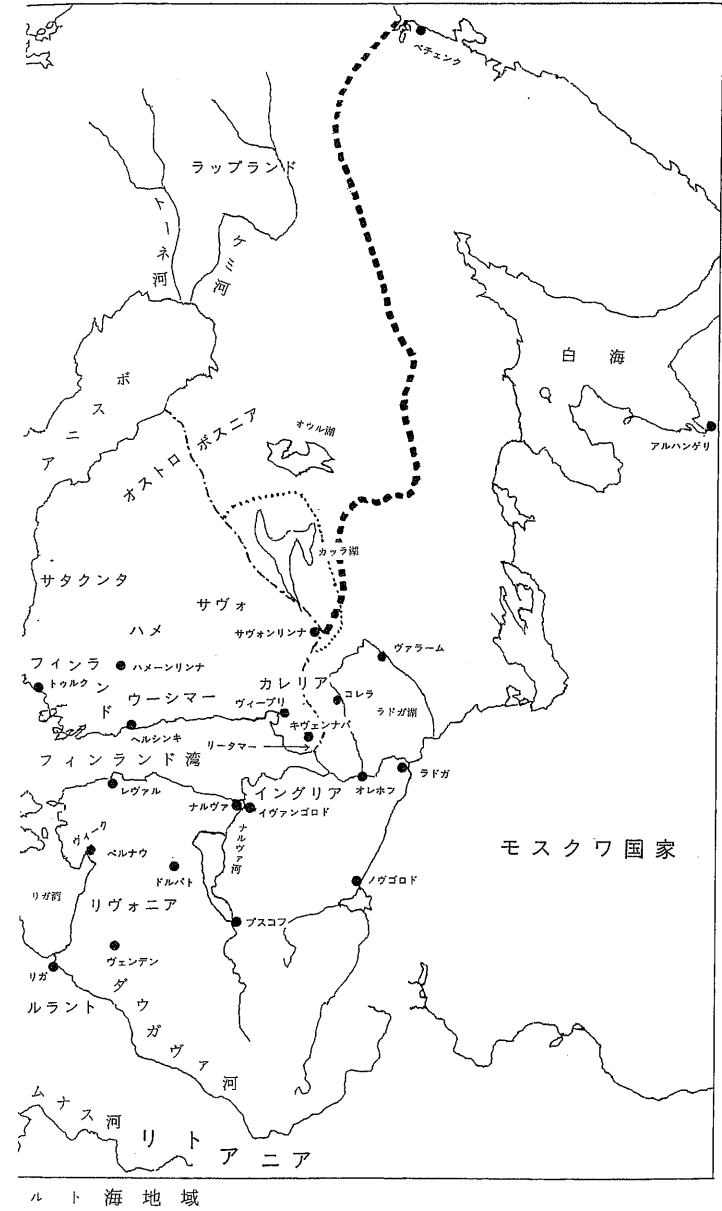
一方、事実上の敗者であつたスウェーデンも、この条約から、めだたないけれども利益を引きだすことができたのである。1537年の条約 [不明] で、スウェーデンはポーランドおよびリヴォニアと同盟しないことを約束させられていたが、その条項が今回の条約で破棄されたという事実がそれであつた。…「この条約によって、グスタフはフリーハンドを手に入れ、騎士団は理にかなつた同盟者を失つたのである」 [(キルヒナー)] > (同)。

リヴォニア戦争開始時にエストラント貴族がスウェーデン国王に支援を要請したのに対し、グスタフ・ヴァーサは消極的だったが、後を継いだ長男エーリク 14 世 (在位 1560~68 年) がエストラント貴族の要請を受け入れたことは前に記した。

一方、エストラントの対岸にあるヴィープリで、「バルト海帝国創設の原点」とされる構想を練っていたのが、グスタフ・ヴァーサの次男であるフィンランド公ヨハン (ユーハン) であつた。後の国王ヨハン 3 世 (在位 1568~92 年) である。



16 世紀 の バ



ルト海地域